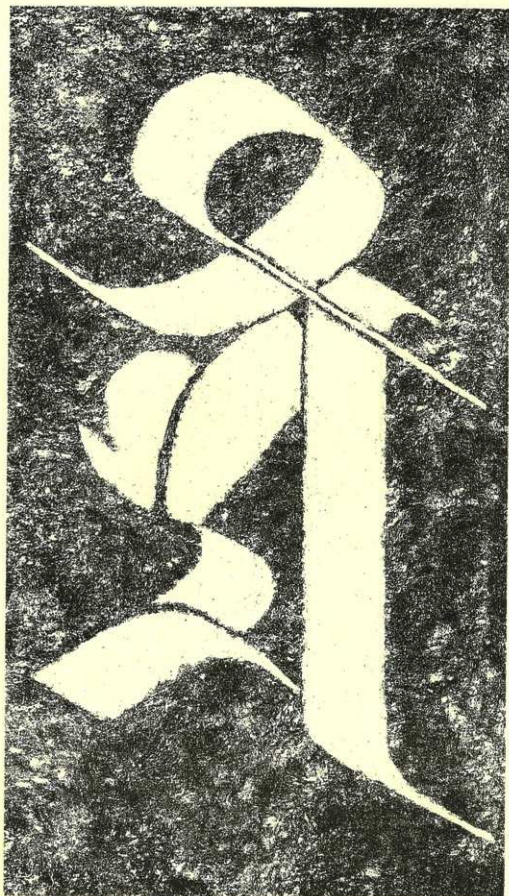


豊後國國東郷の調査

資料編補遺



大分県立歴史博物館

2009

はじめに

当館では、平成一六年度から豊後国衙領国東郷の故地である大分県国東市国東町を対象地として国庫補助事業「国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査」を実施してまいりました。その中で、昨年度に報告書資料編として、国東郷の歴史を説明する上で基本となる諸資料を集成いたしました。しかし、諸般の事情から収載できなかった資料もあり、報告書資料編の刊行後に新たな資料も確認されました。

そこで、国東郷の歴史をより具体的に知るために、また当館の調査成果を広く公開するためにも、ここに報告書資料編補遺を刊行することといたしました。収載した資料には、国東郷の地域の姿や信仰の様子を伝えるものがあり、これらは国東郷のみならず、国東半島の歴史と文化を説明する上で注目すべき資料といえます。

最後になりましたが、本書の刊行にあたって、諸資料の所蔵者各位および大分県立先哲史料館、国東市教育委員会、国東市歴史体験学習館の御理解と御協力を得ました。厚くお礼申し上げます。

平成二二年三月

大分県立歴史博物館

館長 高橋 徹

目次

I	近世資料	3
II	寺社関係資料	43
III	水利関係資料	63
IV	石造文化財実測図	78

例言

- 1 本報告書は、平成一六年度から五ヶ年計画で実施した国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査（調査地区大分県国東市国東町）の報告書資料編補遺である。本調査は、豊後高田市田染地区（昭和五十六年度、昭和六一年度、同市都甲地区（昭和六二年年度、平成四年度）、同市香々地区（平成五年度）一〇年度）、国東市安岐町（平成一一年度、平成一五年年度）に続く、第五次調査となるものである。
- 2 調査地区の大分県国東市国東町は、豊後四衝領国東郷の故地として種々の歴史資料にめぐまれ、荘園村落遺跡が残されている。国東市国東町のうち、大字治郎丸、柳井、重藤の三地区は宇佐宮領武蔵郷に属することが確認されており、これら三地区については今回の調査では取り上げなかった。

3 本報告書では、学術調査の立場から可能な限りの事実を明らかにしている。しかし、人権問題などの配慮を行った箇所もある。閲覧利用にあたっては、差別の解消、人権問題の真の解決につながる視点を要望したい。

- 4 本報告書の執筆は以下のように分担した。
- | | | |
|-----|--------|---------------------|
| I | 近世資料 | 櫻井成昭 |
| II | 寺社関係資料 | 櫻井成昭 |
| III | 水利関係資料 | 櫻井成昭 |
| IV | 石造物実測図 | 平川 毅（2・3）、櫻井成昭（4・5） |

5 本報告書の編集と解題は櫻井成昭が担当した。

6 図版・資料の作成にあたっては、豊田昌子の協力を得た。

- 7 諸資料の調査では以下の関係機関に便宜を図っていただいた。
- 大分県立先哲史料館・国東市教育委員会・国東市歴史体験学習館・文殊仙寺

I 近世資料

（解題）

ここには四点の史料を収録した。いずれも、一九世紀前半の杵築藩領の村々に関する史料である。

1の「御領分中御分地村、庄屋面附并小門軒数控」（文殊仙寺蔵）は、国東郷城の村々の庄屋名と家数を記したもので、村々の概要を知ることができる史料である。残りの2「来浦庄明細記」と3「成仏村明細記」は、いわゆる「村明細帳」の一種であり、来浦村（国東市国東町大字来浦）と成仏村（国東市国東町大字成仏）の状況を知ることができる史料である。以下、各々の史料について簡単に内容を記しておきたい。

1 「御領分中御分地村、庄屋面附并小門軒数控」について

これは、横帳仕立てで紙数は七丁、縦一四・五cm、横一四・一〇cmをはかる。表紙の記述と本文冒頭に「覚」とあること、書式が不統一な点があることなどから、文政七（一八二四）年に文殊仙寺で作成されたものであることがわかる。この史料は、杵築藩領のうち、現在の国東市国東町・国東町・武蔵町に属する村の庄屋名と家数を記したものである。ただし、国東郷城のうち、岩戸寺・深江・呷来の三ヶ村は、元文二（一七三七）年から幕領であるため記載がない。

なお、杵築藩領の村々に関しては「御領分中庄屋席順表（個人蔵）」という史料がある。これは、村名と庄屋名を記したもので、年末許の史料である。表題にいう「席順」が何を示すのかは明確に記しえない。また、ここに記された庄屋の名前をみると、例えば中田村（国東市国東町大字中田）の中野和平は文久年間（一八六〇～一八六四）に庄屋役をつとめていることが知られ、成仏村の桜木寿老治も同時期に庄屋役であったことが「中田村文書」（別府大学・大分県立先哲史料館蔵）から確認できる。そのため、この史料は一九世紀半ばの幕末期の作成とみられる。幕末段階ではあるが、国東郷城を含む杵築藩領の村々の庄屋名を知

ることができるため、付録として史料の記載順にデータ化して掲載した。この「御領分中庄屋席順表」の作成年代については、今回は大まかな年代比定に終わっており、詳細な年代比定は今後の課題としてある。

2 「来浦庄明細記」と「成仏村明細記」

（1）来浦村と成仏村

近世には、各村の状況を記した「村明細帳」と総称される記録が作成された。「来浦庄明細記」（以下、解題中では史料2とよぶ）と「成仏村明細記」（以下、同様）に史料3とよぶはそうした「村明細帳」の一種である。

史料2は、国東市国東町の北端に位置する、来浦村と枝村諸石（同町大字来浦）に関するもので、文政九（一八二〇）年に作成されたものである。

近世の郷帳では、来浦村は正保四（一六四七年）と元禄一四（一七〇一年）の「郷帳」では、高一〇六九石余、天保五（一八三四）年の「郷帳」では高一九〇三石余と記される。しかし、近世の譜史料をみると、あるいは、前掲の「御領分中御分地村、庄屋面附并小門軒数控」や「御領分中庄屋席順帳」では、来浦中村・来浦・浜・長野に庄屋がいたことがわかる。実際、史料2の本文の「運法」の項にも「中村庄屋元・二浜庄屋」という記述がある。

こうした点からすると、郷帳上の来浦村は、来浦村（仮に狭義の来浦村とよぶ）中村・長野村・浜村にわかれ、史料2はこの狭義の来浦村以下で来浦村という時は、特に断らない限り、これをさすに關する記録である。そして、枝村諸石は「郷中萬覚帳」（大分県立先哲史料館蔵、中田村文書）には「諸石分」と記され、高一八七石余りを数える。現在、諸石の名前は小字名として残り、来浦川左岸に位置する。

次に、史料3は成仏村に関する記録で、表紙は欠失しているが、本文末尾に文政九年の年号が記されていることから、史料2と同時期に作成されたことがわかる。成仏村は、国東市国東町の中央部を貫流する出深川の上流域に位置する。近世の郷帳上の村高は、正保期と元禄期が五三五石余、天保期が九九六石余だが、先の「郷中高覚帳」では、成仏村三九八石余、下成仏四三九石余とあり、郷帳は

この二つの村をあわせて記載であることがわかる。また、先の「御領分中御分地村、庄屋面附并小門軒致控」などから、成仏村と下成仏村に庄屋がいたことが確認できる。史料3は、本文中の「方境」の項で「成仏村」とあるように、「郷中萬貫帳」などでいうところの成仏村に関する記録である。

さて、これらの二点の史料のうち、史料2は「國東の庶民信仰」（國東町一九八一年）の来浦楽の由来を語った箇所などでも引用されており、決して未知の史料ではない。それに、両者ともに現在は原本の確認調査がかなわず、今回は写真から翻刻を行った。

その中で、あえて今回これらの史料を紹介するのは、例えば、史料2で来浦楽という民俗行事の詳細や古墳出土の遺物を記すなど、地域の歴史と文化をたどる上で豊かな「歴史情報」を提供する史料として注目されるからである。

(2) 史料の構成について

次に、二点の史料の構成について簡単に陳れておきたい。まず、史料中の項目を一覧にすると、左ようになる。なお、各項目の頭番号は便宜上のものである。

(史料2)

- ①方境、②厨題、③道法、④惣高、⑤反別、⑥土塚、⑦土地相応之品、⑧雑物
⑨薪、⑩茶場、⑪川流、⑫池、⑬鹿、⑭牛馬、⑮山林、⑯橋、⑰井手、⑱地所、
⑲御茶屋、⑳神社仏舎、㉑姓氏

(史料3)

- ①方境、②道法、③惣高、④反別、⑤土塚、⑥土地相応之品、⑦鹿、⑧人別
⑨牛、⑩山林、⑪薪、⑫川流、⑬産物、⑭村形、⑮地所、⑯古殿場、⑰神社仏
間、⑱姓氏

これらを見ると、項目の順序や数が異なっているものの、両者とも基本的には構成を同じくしていることがわかる。そのため、史料3は著紙欠だが、冒頭部とみられる所に「國東郡成仏村」とあることから、ここでは史料2の表題に關つて「成仏村明細記」と名付けた。

大分県における近世の「村明細帳」に關しては、大分県地方史叢書として、『豊

後國村明細帳』一〜九（一九六三年）一九八二年、『豊前國村明細帳』（一九七九年）が公刊され、佐藤満洋氏による村明細帳の分析がある。その中で、史料1・2と同種のものが、『豊後國村明細帳』九（一九八二年）に所収されている。「安岐水手中國村明細記下書」と呼ばれるものがそれで、弘化四（一八四七年）に作成された。同書の問題によれば、この史料は、文政一〇（一八一七年）年に杵築藩では各村より明細帳を提出させたが、中國村ではこの時の調査が不十分で再調査した際に作成されたものという。

つまり、杵築藩領では、一九世紀前半に今回紹介した構成の「村明細記」が作成されたわけだが、これらは構成の面で大きな特徴がある。いわゆる「村明細帳」は「地方凡例録」などをみても、基本的に村高や田畑高といった村の生産に關する事項から叙述が始まるが、杵築藩領の「村明細記」は方境など村の立地や環境が冒頭に記されており、ここに杵築藩領の「村明細記」の特徴を指摘できる。さらにいえば、村の立地や環境から始まる叙述は、明治一〇（一八七七）年作成の「國東郡村誌」に近似する。もちろん、これを以て本史料を直ちに明治時代の地誌類の先駆と位置づけることはできないが、「國東郡村誌」といった近代地誌類の構成は新しいものではなかったことが確認できよう。なお、ここで紹介した二つの「村明細記」については作成契機を明示できないが、一つに杵築藩では文政八年に松平親良が第九代藩主に就いており、これらの史料は藩主代替わりあたって作成されたとも推測できる。

(3) 内容について

さて、二点の史料の各項目の記述内容を注目すると、例えば史料2の②厨題は標題のみで記述がないこと、⑩茶場の項などにある頭注や⑭牛馬の項などにみられる挿入文言などがあることからして、史料2は草稿段階あるいは下書というべき性格ものといえる。これに比べて史料3は、頭注や挿紙はないが、挿入文言が見受けられ、これも下書というべき性格のものとみられる。

さらに、記述内容を見ると、本文をみていただくとうかのように実に豊かな地域の「歴史情報」を記しており、興味深い記述が各所にある。特に、史料2では、

来浦楽という民俗行事の内容と由緒を知ることができるし、⁽¹⁾地所では、鬼塚・鬼の穴と呼ばれた古墳が所在したことを記し、そこで発見された、いわゆる湖州鏡の図を掲載している点である。現在、この鏡の所在は確認できないが、ここでいう鬼塚は、現在来浦古墳として周知されている遺跡とみられる。この他にも注目すべき記述は多いが、ここでは一点のみ指摘しておく。

それは、史料2・3とも「神社仏閣」に関する記述量が多いことである。これは、村に所在する神と仏をまつる、さまざまな施設を網羅していること、主に鎮守や由緒ある寺院に関しては、その由緒を示す棟札などの「歴史資料」を書き写したことに拠る。さらに、由緒という点でいえば、史料2・3とも、最後に「姓氏」の項を設け、各村に居住する一族の由緒を記している。ここでは、例えば史料2の香住氏の項が端的に示すように、必要であれば家に伝来した古文書を書き写している。すると、これら「村明細記」は、村の現状だけでなく、少なくとも各村の人々とその紐帯をなす「信仰の場」の由緒を明確にすることを旨として作成されたことが窺えよう。右でみた記載の在り方は、いわゆる「村明細帳」ではなく村築造の「村明細記」の内容面での特徴として指摘できる。

(4) (11)の「村明細記」と国東郷

今回紹介した「村明細記」は、中世の地域のすがたを知る上でも興味深い情報を提供している。

例えば、史料2は表題に「来浦庄」という名称を使用し、本文冒頭には「来浦庄 来浦村 枝踏石」とあり、さらに⁽¹⁾方塊の最初にある東西南北の境となる地を現地比定すると、その領域は来浦川流域全体に相当する。つまり、史料2の記述は、中世に来浦庄という来浦川流域を領域とする「荘園」の中の来浦村に関する記録という認識を看取できる。中世、来浦川一帶は国衙領国東郷に属したことが知られているが、一方で来浦には地頭職が置かれたこと（『鎮西御教書』嘉暦三（一一三二）年付「豊後国莊園公領史料集成 三二」国東郷史料三七号）が確認されている。こうした点から、来浦は別名的開発の地と推測されるが、史料2の記述は中世あるいはそれ以前の歴史を間接的に物語るものといえよう。

また、史料3の⁽¹⁾神社仏閣の項には、山神社の棟札の写があるが、そこに「上諸古」という地名がみられる。この上諸古は、「尼利義造御判御教書」（延文五年（一一三〇）年付、「豊後国莊園公領史料集成 三二」国東郷史料一〇五号）に「国東郷上諸古」とあることから、国東郷に属することがわかる。すると、上諸古すなわち成仏村は、六郷山寺院の一つである成仏寺が所在するものの、基本的な国衙領国東郷の領域であり、同地の主たる開発者は六郷山寺院ではないことが窺える。つまり、史料2によって国東郷は田深川上流域まで領域としていたことが確認できるのである。

ここで紹介した二つの「村明細記」については、言及あるいは検討すべき課題は多いが、ここでは史料の紹介に留めたい。なお、前述したように、今別の翻刻にあたっては二点の史料とも写真を利用した。史料2は「大分県史」編纂時の写真帳、史料3は当博物館が平成九年度に実施した「六郷山寺院造構確認調査」の一環として調査した際の写真をもとにしている。

註

(1) 村明細帳と総称されるものは、各々の史料をみると「村明細帳」「村築帳」など、さまざまな標題を持つ。佐藤潤洋「村明細帳と村築帳の研究（上・下）」（『大分県地方史』二〇一〇二二号一九八五・一九八六年）によれば、標題の書き方から大きく四つのタイプに分類されるという。

ただ、これらは村況をまとめ記したものとという点では共通する性格を有する。以下の行論で「村明細帳」と表現する場合は、こうした広義の意味での記録帳を示すものであることとお断りしておきたい。

(2) 赤坂重貞「郡中萬貫帳」(中田村文書) について（『史料館研究紀要第一号』大分県史学研究所 一九九六年）に詳細紹介がある。

(3) 註(1) 佐藤氏論文。

(4) 「来浦庄明細記」の香住氏の項に写されている古文書のうち、論議氏の部分に記された古文書の多くは、「大分県史料」一〇に「宮水氏影文書」として掲載されたものと同一である。すると、他氏の項に記された古文書も現在確認できないものもあるが、これらも

一九世紀前半には語彙に伝来していたことが知られる。

〔凡例〕

- ① 体裁は原本に従ったが、改行および罫字は逐一指摘せず、割注は一行にまとめ活字を小さくして表現した。
- ② 用字については基本的に常用漢字に直した。
- ③ 変体仮名は、夕(より)・江(え)・而(て)・者(は) 以外は平仮名に直した。
- ④ 翻刻にあたり、便宜上読点・並列点を補った。
- ⑤ 宛字あるいは誤字・誤用とみられるものについては、そのまま表記し、(ママ)と傍注し、重出する場合は初出のみに傍注を補った。
- ⑥ 虫損等で判読できない文字については、字数に応じて□で表現し、字数が不明な場合は「」で示した。
- ⑦ 本文が記述された後、挿入された文言については「」でくくって表現した。また、挿紙についても同様に「」で示した。
- ⑧ 頭注については、文言を()でくくって表現した。

1 御領分中御分地村、庄屋面附并小門軒敷控
 (文政七年・一八二四) ○文殊仙寺藏

文政七申申年
 御領分中御分地村、庄屋面附并小門軒敷控
 八月吉日
 文殊仙寺知事

小門軒敷 百七十軒
 寺 二ヶ寺

一 浦手村 庄屋 喜左衛門

高式百三拾石

小門軒敷 百軒

寺なし

高式百貳拾石

一 柳海村 庄屋 源右衛門

小門軒敷 拾七軒

寺 四ヶ寺

御分地

一 伊美浜村 庄屋 又右衛門

小門軒敷 五拾軒

寺ヶ寺

御分地

一 伊美峯村 藤左衛門

小門 六十五軒

寺なし

御分地

一 伊美浦手村 後見藤左衛門

小門 七拾軒

寺ヶ寺

御分地

一 柳米村 庄屋 寿右衛門

小門軒敷 百四拾軒
 寺 壹ヶ寺

竹田津平水

一 野田村 庄屋 大之助

高式百六拾石

小門軒敷 百貳拾軒

寺 壹ヶ寺

竹田津平水

一 千燈村 庄屋 伴右衛門

高式百貳拾石

小門軒敷 百四十軒

八十軒

寺 三ヶ寺

竹田津平水

一 船 庄屋 安太郎

下役人五郎右衛門 儀右衛門

山の口位五兵衛 龜助

四百八拾石

小門軒敷

寺 貳ヶ寺 小門六百余り

御分地

一 大熊毛村 庄屋 徳左衛門

小門軒敷 百拾壹軒

寺 壹ヶ寺

五百廿五行
 一 岡村 庄屋 源之助

覚

竹出津

高式百九拾六石
 一 赤根村 庄屋 小右衛門

小門軒敷 七十

寺 壹ヶ寺

一 西方寺村 庄屋 弥平

小門軒敷 八拾軒

高式百八拾石

寺 壹ヶ寺

御分地

一 小熊毛村 庄屋 忠市

小門軒數 百拾軒

寺 卷ヶ寺

御分地

一 向田村 庄屋 忠左衛門

小門軒數 八十軒

寺 卷ヶ寺

來浦

一 長野村 庄屋 團五郎

小門軒數 百軒

寺 三ヶ寺

一 來浦村 庄屋 故右衛門

小門軒數 八拾軒

一 中村 庄屋 卯兵衛

小門軒數 九拾軒

寺 卷ヶ寺

一 浜村 庄屋 哲平

小門軒數 百貳拾軒

一 浦手 庄屋 源三郎

小門軒數 百五拾軒 近來五拾軒程者増申

候様子

寺 卷ヶ所

一 柳迫 庄屋 順助

小門 六拾軒

内 寺 卷ヶ寺

下役人式人

一 浜崎 庄屋 周平

小門 六拾卷軒

一 寺山 庄屋 卯三郎「茂八」

小門軒數 七拾五軒

内 下役人式人

一 富米村 庄屋 一郎右衛門

小門 百九拾軒

内 寺 卷ヶ寺

下役人式人

一 大恩寺村 庄屋 兼助

小門 七拾三軒

外二内下役人式人 寺 卷ヶ寺

一 龜鏡 庄屋 菊市

小門 七拾九軒

内下役人式人

一 成仏村 庄屋 三平

小門軒數 百三拾軒

内下役人三人

寺 卷ヶ所

一 下成仏村 庄屋 平九郎

小門軒數 百廿軒

内下役人三人

寺 式ヶ所

一 見地村 庄屋 瀬平

小門軒數 百三拾軒

内下役人三軒

寺 卷ヶ所

一 中田村 庄屋 市平

小門軒數 百五拾軒

内下役人四軒

寺 式ヶ所

一 川原村 庄屋 顕助

小門軒數 百拾軒

内下役人 三軒

寺 八当寺無住あり

一 吉木村 庄屋 茂平

小門軒數 六拾三軒
内下役人貳軒

一 北江村 庄屋 寿右衛門

小門軒數 八拾五軒

内下役人貳人

寺は壹ヶ寺

一 田深村 庄屋 増平

小門軒數百六拾軒

内下役人三人

寺二ヶ寺

毛付高五拾五石

一 今在家 庄屋 代九郎

小門軒數 六拾五軒

内下役人貳人

寺 無

毛付高四百貳拾三石余

一 興壽寺 庄屋 茂左衛門

小門軒數 百拾七軒

寺 貳ヶ寺

内下役人 三人

一 安國寺 庄屋 嘉左衛門(一)

高六百五拾石八石

小門軒數 八拾軒

内下役人四人

寺 貳ヶ寺

高六百三拾七石

一 原村 庄屋 茂助

山吹

小門軒數 八拾三軒 原 六拾三軒 山吹

内下役人四人

寺 壹ヶ寺

一 岩屋 庄屋 多右衛門

高三百八拾石

小門軒數 九拾七軒

内下役人三人

寺 壹軒

一 赤松村 庄屋 仁平

高五百拾四石半

小門軒數 百四拾軒

内下役人三人

寺 貳ヶ寺

三百七拾石

一 行人村 庄屋 武左衛門

小門軒數 百廿軒

内下役人三人

寺 貳軒 貳ヶ寺

一 横手村 庄屋 剛平

高七百三拾五石半

小門軒數 百八拾軒

内下役人四軒

寺 六軒

高三百一拾九石

一 上小原村 庄屋 治助

小門軒數 百軒

内下役人三人

寺 壹軒

高七百八拾石

一 小原村 庄屋

一 黒津村庄屋 無

小原小門 百三拾軒

小門軒數 七十軒

役人貳人

寺 無

一 次郎丸村 庄屋 卯助

高四百五石

小門軒數 百拾軒

内 寺壹ヶ寺 下役人六軒

一 綱井村 庄屋 庄多郎

高七百四石

小門軒數 百廿軒

内下役人四人
寺 無

高五百拾石

一 重藤村 庄屋 利左衛門

小門軒數 百軒

内下役人三軒

寺 無

一 池ノ内 高三百七拾石

一 内田村 庄屋 無

高六百三石

小門軒數 百廿軒

内下役人三軒

寺 無

一 古市村 庄屋 文五郎

高三百六拾四石

小門軒數 百拾軒

内下役人

寺 無

一 糸原村 庄屋 根右衛門

高九百八拾六石

小門軒數 百七十軒

内下役人五人

寺 老ヶ寺

二百七十

一 小城村 庄屋 儀平

小門軒數 三十五軒

内下役人貳軒

寺 老ヶ寺

一 三井寺村 庄屋 作右衛門

三百五拾六石

小門軒數 五拾軒

内下役人三人

寺 老軒

二百九拾五石

一 志和利村 庄屋 忠助

小門軒數 六拾七軒

内下役人貳人

寺 老ヶ寺

四百拾七石

一 今市村 庄屋 忠助

小門軒數 六拾七軒

内下役人貳人

寺 老ヶ寺 老軒

一 成吉村 庄屋 源次郎

三百八拾八石

小門軒數 五拾三軒

内下役人三人
寺 老ヶ寺

一 手野村 庄屋 長左衛門

六百拾石

小門軒數 百廿軒

内下役人四人

寺 無

七百七十

一 浅田村 庄屋 俊助

小門軒數 百三十五軒

内下役人四人

内寺 貳ヶ寺

一 換間村 庄屋 元右衛門

貳百石

小門軒數 三十軒

内下役人貳人

寺 無

一 丸小野村 庄屋 牧之助

三百壹石

小門軒數 百軒

内下役人三人

寺 老ヶ寺

六百八拾四石

一 吉弘村 庄屋 源四郎

小門軒數 貳百軒

内下役人五人

寺 卷ヶ寺

(以下、後筆)

一 小原村 庄屋 無

小門 百三十軒

下役人 三人

寺 貳ヶ寺

一 池内村 庄屋 五郎左衛門

小門 八十軒

役人 三人

寺 卷ヶ寺

七拾八石

一 小ヶ倉村 庄屋 無

小門 三十五軒

役人 卷人

寺 無

〔付録〕「庄屋席順表」(個人蔵)

	村名	庄屋名
1	龜野川	松原孫右衛門
2	横手	後見 利行孝平
3	網井	置輪信右衛門
4	内田	照山綱助
5	真那井	波辺曾左衛門
6	米浦 中村	宮崎任左衛門
7	釜口	權田平左衛門
8	横城	手嶋嘉左衛門
9	竹田津	竹田津孫九郎
10	宮司	工藤幸次郎
11	守末	加藤治助
12	永松	宮川達作
13	下山口	安藤甚八郎
14	馬場	麻生勢平
15	次郎丸	福田唯右衛門
16	米浦	竹内牧右衛門
17	片野	工藤兵右衛門
18	白木原	重光直六
19	西方寺	佐藤治平
20	本庄	麻生早太郎
21	棟迫	一丸澄右衛門
22	下成仏	桜本格右衛門
23	小野	財前恵兵衛
24	赤水	重光卯三郎
25	糸原	吉田路右衛門
26	津留木	秋吉敬助
27	三井寺	梶松作兵衛
28	年田	中山通平
29	香懸	加藤太郎兵衛
30	今在家	中嶋小左衛門
31	河原	重光徳右衛門
32	手野	加藤弁作
33	瀧手	堀 文左衛門
34	登山	佐藤彦兵衛
35	行人	岡 庄平
36	岡子	林 米助
37	小城	坂本儀右衛門
38	中田	中野和平
39	田深	安松徳治
40	今市	溝部彦三郎
41	小原 原	森 源兵衛
42	安国寺	一丸春藏
43	小原 岩屋	小山田伝三郎
44	吉 弘	高原源四郎
45	八坂 岩屋	岩屋礼太郎
46	山口	重光立平
47	富 永	三浦口治
48	興翠寺	吉武壮三郎
49	八坂 中村	穴見源治
50	新 庄	佐藤太右衛門
51	麻 田	湯部寿藏
52	石 丸	後藤藤右衛門
53	久 末	權田官左衛門
54	成 仏	桜本新右衛門
55	大 浜	手嶋綱作

	村名	庄屋名
56	池ノ内	徳丸与次郎
57	深井	宇都宮雄八郎
58	大恩寺	藤 文吾
59	見 地	竹田津親兵衛
60	掛 橋	波辺礼作
61	中 園	小俣兵助
62	上小原	平尾三郎助
63	波多方	馬場寿助
64	北 江	田口官助
65	大内山	加藤甚作
66	古 市	大谷雄作
67	吉 松	後藤平七
68	富 米	吉田利左衛門
69	鴨 川	阿部暹右衛門
70	浜	田弘政右衛門
71	丸小野	麻生誠藏
72	西 本	本多金兵衛
73	弁 分	加藤貞作
74	塩 屋	松原準作
75	赤 松	西田清兵衛
76	新 栄	田口徳助
77	竹田津 灘手	小串兵八
78	千 燈	河野又七
79	岸 奈	末弘早助
80	重 森	伊藤善三郎
81	富米 浦手	太田祐四郎
82	浦下原	林 善治
83	小 原	加藤幸三
84	八坂 原	阿部伝治
85	生 地	工藤平助
86	小 野	財前幸吉
87	瀬戸田	中嶋忠右衛門
88	浜 崎	河野□□兵衛
89	赤 根	後藤儀助
90	成 久	利行重右衛門
91	加 貫	松原源平
92	馬場尾	松浦口作
93	京 多	手嶋謙口
94	野 辺	佐藤権三郎
95	挾 岡	麻生七郎
96	狩 宿	狩宿勝三郎
97	下 原	今富儀三郎
98	下 司	専訓忠平
99	下馬場	吉原俊治
100	俣 見	長谷尾平左衛門
101	諸 田	末弘謙藏
102	長 野	友成登太郎
103	吉 木	重光庄太郎
104	下成仏	桜本佐久馬
105	北 江	田口治右衛門
106	成 仏	桜本寿老治
107	横 手	利行任十郎
108	志和利	吉武善助
109	成 吉	厚田太左衛門

※表中の番号は記載順を示すために便宜上付けたものである

2 来浦庄明細記(文政九年・一八二六) ○〔大分縣史〕 写真版

豊後國東郡
来浦庄 枝諸石 明細記
文政九年
戌六月

一 周題
一 道法

座候、谷横差波ハ鶴川往邊筋之所ニ而川端ハ北山之辻迄七丁程、
西長野界之所ハ長野分下長野田入込居候付右田端今日平榎追尾辻
向田村界迄凡五丁余、北八向田村尾辻分水れ界候

從庄屋宅

東 御茶屋迄迄五拾間

御高札家まで右間斷

中村庄屋元へ四丁式拾五間

来浦、郷藏へ式拾五丁拾五間

浦御高札家迄石同斷

氏神迄四丁二拾五間程

濱庄屋宅迄式拾丁拾五間

御料深江村庄屋本迄凡式拾丁程

西 長野界金剛寺東傍小溝迄四丁式間程

長野庄屋宅迄拾迄丁五拾間

御料岩戸寺村庄屋本迄凡式拾五丁程

文殊山迄岩里半

鶴原御領高田町迄凡七里程

御城下迄 山手通凡七里半程 海辺通凡九里半程

富來村庄屋宅迄凡岩里拾五丁程 但山手を遺通

成仏村庄屋宅迄凡岩里式拾丁程

北 御分知向田村庄屋宅迄式拾五丁程

同大熊毛村庄屋宅迄式拾五丁六丁程

同小熊毛村庄屋宅迄三拾丁程

御料中岐部往來筋川端迄岩里拾四丁程

野田村庄屋宅迄凡式里程

竹田津御茶屋迄凡二里半程

一 惣高 四百四拾石九斗式升九合八夕

四東郡 来浦庄 来浦村 枝 諸石

一方境 西 御料岐部村奥五つ之不働之塚二当

東 濱洞崎二当

南 御料堅來村奥宇土山肩耳取ヶ尾二当

北 御分知向田村境俣石山良辻二当

各何れも庄屋宅令

谷筋 御料岩戸寺村奥赤根村境令濱洞崎迄遠法凡式里余 西中

今東寅卯之間二当ル

東西 西長野界金剛寺東傍小溝迄濱口平界四ヶ所迄拾七丁拾四間余

内九丁式拾八間 本村分 七丁四拾六間強 諸石分

南北 南中村界鶴川橋詰令往邊通宮之上尾辻御分知向田村界迄九丁

式拾岩間程

但南中村界大坂八川を限り候へ共人家田地共二打交り候場所二御

田高 貳百五拾七石壹斗貳升九合六勺
此畝拾七丁五反壹畝三歩半
畑高 百八拾三石八斗壹合九勺
此畝貳拾九町壹反七畝貳拾四歩

一 高貳拾三石五斗壹升三勺

寛文二年寅年合文政八申年迄水損
田高 拾八石貳斗五升壹勺

内 此畝壹町貳反八歩半
畑高 五石貳斗六升貳勺

一 高三石貳斗貳升六合七勺

田高 壹石貳斗八合貳勺
此畝壹反貳拾九歩半
畑高 貳石壹升八合五勺

此畝貳反四畝貳拾三歩

一 高拾六石八斗九升九勺
殘而二百九拾七石貳斗九升三合六勺
一 高六升五合五勺

寛政四子年合文政八申年迄

田高 七合五勺
此畝壹歩半
畑高 五升八合

猶殘三百九拾七石貳斗貳升八合壹勺

毛付高三百九拾七石貳斗貳升八合壹勺
田高 貳百三拾七石六斗六升壹合八勺
畑高 百五拾九石五斗六升六合三勺

水損

杜頼御敷免

家下御敷免
水損

此畝拾六町三反七畝貳拾四歩
田畝貳拾五町九反三畝拾六歩半
此内

高貳百九石八斗七升五合四勺
田高 八拾三石六斗三升貳合四勺
此畝五町貳反八畝拾七歩半

内 物成 四拾七石六斗七升五勺 免五ツ七分
畑高 百貳拾六石貳斗四升三合
此畝貳拾町四反貳畝拾貳歩半

物成 五拾八石四斗五升五勺 免四ツ六分三厘
惣成ノ百六石壹斗貳升壹合 免平均五ツ壹分六厘五毛

高百八拾七石三斗五升貳合七勺
田高 百五拾四石貳升九合四勺
此畝拾壹町八畝拾六歩半

内 物成 七拾五石四斗七升四合四勺 免四ツ九分
畑高 三拾三石三斗貳升三合三勺
此畝五町五反壹畝四歩

物成 拾三石壹斗貳升九合四勺 免三ツ九分四厘
惣成ノ八拾八石六斗三合八勺 免平均四ツ四分貳厘

惣成二口ノ百九拾四石七斗貳升四合八勺
但高四拾石庄屋、三拾石山之口、貳拾石弁指老人、拾五石御茶屋掃除給手
水引、肝煎者其組持二而高引候故年、増減御座候、状番給出来人渡來候

一 反別 田畝拾六町 畑畝拾貳町
内 田畝四町 漆茶麥貳斗九升四合
反別大麥三石 麥ノ三石貳斗九升四合

一 土量 上、田 四町四反五畝貳拾七歩 高七拾壹石三斗四升四合
上田 七反五畝拾貳歩半 同拾壹石三斗貳合五勺

中田 五畝半歩

下田 卷畝拾七歩

下、田 卷畝貳拾歩半

田畝ノ五町貳反八畝拾七歩半

田高八拾三石六斗三升貳合四夕 卷反二付

高卷石五斗七升九合貳夕卷才三

上、畑 八町六畝貳拾四歩半

上畑 卷町五反三畝貳歩

中畑 貳町四畝六歩

下畑 貳町七反八畝六歩半

下、畑 六町三歩半

畑畝ノ貳拾町四反式畝拾貳歩半

畑高ノ百貳拾六石貳斗四升三合 卷反二付 高六斗卷升八合三夕六

枝 楮石分

上、田 卷町五反

上田 四町九反卷畝六歩半

中田 貳町九反八畝貳拾六歩

下田 卷町卷反八畝三歩半

下、田 五反半歩

田畝ノ拾壹町八畝六歩半

田高ノ百五拾四石貳升九合四夕 卷反二付

高卷石三斗八升九合八夕八才五

上、畑 卷町六反八畝貳拾四歩

上畑 五反八畝貳拾七歩

高拾五石卷斗九升三合五夕 同四石七斗卷升貳合

中畑 八反九畝拾歩歩

下畑 卷町三畝拾六歩

下、畑 卷町三反拾五歩半

畑畝ノ五町卷畝四歩

畑高ノ三拾三石三斗貳升三合三夕 卷反二付高六升四合六夕三才三

一 土地相応之品 五穀類何れも出来候、尤格別相応之品と申も無御座候、其余

一 産物 七嶋・唐芋・麻・荏胡麻・綿等、年、豊凶ニ随相応ニ出来候

一 薪 粟品其外格別之品無御座候、尤半夏者少、宛出来候、糠油桐等

一 薪 者少、八御座候、金茸・初野之類ハ出来候、松茸者生不申候

一 薪 村中平均ニ而者余程不足仕候、御料深江村・御分知向田・長野

一 薪 村中平均ニ而者余程不足仕候、御料深江村・御分知向田・長野

一 薪 岩戸寺村ノ買入候者多御座候

一 薪 中村分典畑山之草、前、今当村寄会切取候へ共兎角少々ニ付御

一 薪 料堅束村・御分知大熊毛村・向田村・露費辺ニ而買場相立間を

一 薪 合来候

一 薪 西長野境鑛園分田ノ口上ノ渡り橋合東浜境四十郎前川迄未申之

一 薪 間合丑寅之間ニ流候、凡拾五丁程、南ハ中村地川之半を限り候

一 薪 へ共中村ハ元米一村分れ候故混雜仕居申候

一 薪 但流岩戸寺村奥島原分流出浜江口迄、凡五里有餘

一 薪 本村者水損場ハ余リ無之、少、照候ハハ早損出来仕候、諸石分

一 薪 者賣船辺以東少、湧水有之、天水同然ハ二面早損多出来、沖田口

一 薪 を深田も御座候而水損場ニ而御座候、右深田之分之麦作出来不

一 薪 申片作ニ御座候

一 薪 川魚類 鯿・鯉等ハ居申候、鮎・鰯ハ至而少く鯉・鯉ハ居不申候

一 薪 当村者田地懸り池無御座候、長野持岩戸寺村池本川善し引米候

一 薪 小池 卷ツ 御茶屋火消用水、延宝以来有米候

一 薪 瓜生野

同 窓 ツ 火清用水、清部氏屋敷内ニ有、慶長以來有米候由申候
九拾貳門 内 本門七拾叁軒 分門貳拾叁軒
社人三軒

百姓門八拾九軒

但庄屋・山之口・舟指共ニ

総踏之節当村帳面ニ有無御座候へ共、小申逸風か處家内共ニ
厩上踏被仰付候

牛馬 六拾貳疋 内 馬壹疋 牛六拾壹疋

山林 「田畑畝歩人別當リ之事此の間に記すへし」

但高山無御座跡處木も無之候、氏神馬場大杉壹本于今御座候、
山畝七町九反壹畝貳拾六歩 廿ヶ年請山
御年貢米 三石貳斗六升壹夕

内 四町四反八畝廿六歩 木村

三町四反貳畝廿八歩 諸石

蕨畝三反拾五歩 請敷 枝共ニ

御年貢米六斗貳升八合貳夕

橋 上田ノ口飛石橋七間程、中村と組合掛米候、其余往米筋鶴川橋
ハ中村ニ引合掛米候、元米乾川二候へハ飛石橋と申程之儀も無
御座候

窓ヶ所 長野之内 すき園井手

井手 窓ヶ所 神護園井手

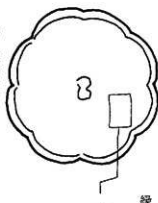
但日平貴船辺ハ東湖水少、有之へ、井手懸リ無御座候、仲田井
ハ深田勝ニ而是又井手懸リ無之、右ニ付小井手ニヶ所斗リニ
而御座候

西十郎山之南

地所 土塚にて上ニ松あり、七八年已前迄八郎、佐代吉
と申者兩人此所江農桑ハ米居候節、少、猫助見候處
窓間角程へき石ニ而事有之候、其中ニ而窓三ツ巢出

候、内一ツ者損候、曲陰雲と申物にて御座候
其辺ニ而堀出候鏡之銀成物一面形左之通

裏の図



緑少シ高し

此角の内文字

湖州真石家

〇〇板照子

此ニ文字不分明

中ノ取手穴有

鬼の穴 同所ニ御座候、口三尺程にて横窓間斗、内ハ長式間
・横八尺程・高五尺程、天井大石の窓枚石にてた
り御座候、其石ニ鬼の指跡又ハ頭の跡と申て疵等ヲ
見候、此内ニ別茶桶等御座候、近來真辺にて指口な
と堀出候者御座候

但小中八郎右衛門殿延宝中米浦組大庄屋ニ而當村・小鷲毛村
被引越候節御茶屋有米候、其後宝曆中小中友右衛門殿在役中
御用之御沙汰ニ而建替、今以不相變候

但其以前吉兵衛と申仁、米浦組大庄屋被仰付候時、御咎を蒙
り中村鶴川田中ニ而新罪被仰付候由、幕印其地ニ相残、子孫
千燈村ニ住居、尤元來千燈村ハ出候由ニも申候、其頃御茶屋
有無者不相分候、同人屋鋪ハ群居園之東里道之端ニ而古井跡
等御座候、當時字上屋鋪と唱候

一 高札家 窓軒 何間 何間
但やね瓦葺上被仰付の□□高札 ()

（頌注

一 高札家 窓軒 何間 何間
但やね瓦葺上被仰付の□□高札 ()

此節普請之始末并□□等之事

一 神社仏舎

但間敷往古御改之節内法又ハ外法ニ而書上少、宛違御座候、此度當時之間敷外法を以書上候

丸山

牛頭宮

勸請貞親十八年丙申、出雲国大社勸請候由申伝候、其頃ハ国司按察道等之儀も一向申任無御座候、宮殿先年ハ當時往還之南傍畑中今之浜殿場ニ御座候處、元禄二年巳二月十二日御免を裁り、翌三年十月廿九日当地之宮地丸山ニ遷座仕候、大工權婆長州職任人三郎七申者相勤候由御代ハ沙山様時代、時之役人太正屋小申五郎助、長野庄屋吉武佐次右衛門・来浦村庄屋竹内藤七、中村庄屋宮永伝左衛門、浜庄屋鈴木善右衛門・祝主宮崎源太夫、當時子孫宮崎石見祭礼日、右丸山遷座以來六月十五日、十月十九日兩座ニ相改候由、其以前幾日祭候儀ハ不相分候

御幸御免場ハ享保三年戊辰十月十九日ニ預主下る ()

神殿

長共四三尺八寸 横共四尺六寸 小板葺

但阿能院様御代天明七年未嘗再建仕候、夫令以前造替御座候越相

分不申候

神殿

上小屋 長共四六尺 横共五五尺 茅葺

但延享五年辰四月建立仕候、御代ハ寛量院様御時代ニ而御座候、

文化八年未八月再建

勸請以來上棟札之寫左之通

但貞親十八年丙申より貞治四年乙巳迄四百九十年之間棟板拾枚神殿に納置し有といへとも漸形而已残て腐蝕強く文字消失ニ付略之、貞治以来之上棟札ニも保文字不分明、標も御座候得共其前

闕如仕、左ニ相記申候

「挿紙」

内巻反七畝式拾五歩

此所八升式合二勺

七町七反四畝壹歩

此米三石壹斗七升七合八勺

大久保 御南行山

三反壹畝式拾五歩

式町三反五畝

壹町壹反八畝廿五歩

壹畝

四反八畝式拾三歩

三反壹畝拾五歩

式反五畝

三反五畝式拾三歩

六反四畝式歩

式反式反四畝

四反九畝壹歩

九反五畝拾六歩

上分 壹反二付三升七合三勺

下分 壹反八四升式合也

榎木道

米幸山

国木畑

妙ノ見

宮ノ上

又谷山

宮ノ上

高尾

瓜生野

そからけ平

諸石ノ上

花ノ木

大久保

外二

壹町三畝拾歩

壹反七畝式拾五歩

宮山

大久保

村川山

六畝程
三畝
式畝

工寺
池ノ上

はよかけ平

奉造立米浦鎮守牛頭天王御社一字

貞治四年乙卯月廿五日

大願主藤原氏能 沙弥正受源宗 結緣衆 紀長時 結緣衆
沙弥運心 大勸進僧隆兼

大工次郎四良 同寂心房幸則

祝主不分明 藤原成安 安部乙女

伯齐太子 安部國純

以下不分明

奉造立米浦鎮守牛頭天王御社一字

応永三十四年丁未卯月十九日

大願主藤原名字不分明 結緣衆名字不分明
大勸進御代官字佐貞代

祝主不分明 小司伴家次 以下不分明

奉造立米浦鎮守牛頭天王御社一字

水軍十一年己未卯月十四日

大且那藤原親能 同藤原氏忠
大官司深忠 願主代官字佐幸成 結緣衆等源輔 藤原貞吉
太神能能 紀千代房 太神能能 太神能尾 字佐範盛 永理
小司伴家次 祝主佐伯盛次 藤原不分明 藤原河太夫
佐伯盛安 佐伯盛不分明 大工佐伯不分明 小工四郎五良
銀治不分明

願主不分明

願主不分明

願主不分明

願主不分明

奉造立米浦鎮守牛頭天王御社一字

文安四年丁卯七月廿九日

大且那藤原 藤原親 代官字佐 以下不分明
奉造立米浦鎮守牛頭天王御社一字
享德三年甲戌九月五日

大且那藤原氏忠 同藤原親能

結緣衆等文字不分明 代官太神兼不分明 祝主不分明 小司忠次

藤原宮太夫 大工 以下不分明

奉造立米浦村牛頭天王上棟一字

天正四年丙子五月二日

右意趣者天下泰平間上意饒、殊奉仰大且那源朝臣親宏親名宗龜、同
親實朝臣御武運長久御子孫繁榮丹誠者也

御代官太神宏兼 大官司播磨守 祝主源太夫 小司密岐入道

大工源宏俊 鍛冶弥太郎

大願主軒仰 寺主麻生大和入道

別而加當社再造功成之刻、菅嶋大藏少輔・紀安恒朝臣精魂真実

效馳走者也

奉再造米浦村牛頭天王上棟一字

慶長十八癸丑十二月十三日

右意趣者天下泰平間上意饒、殊奉仰大且那小又右衛門殿、佐藤伝右
衛門殿、横山藤左衛門殿御武運長久御子孫繁昌丹誠者也

□頭庄屋弥三郎 岡原弥左衛門 祝主源太夫 大工吉武市右衛門

大鍛新右衛門 鍛冶三郎右衛門

上棟奉造立牛頭天王御堂殿一字事

慶安三庚寅九月廿六日

大且那源朝臣松平市正頼次奉公御代

御惣庄屋竹田津佐助 願主庄屋久兵衛 当社神主宮崎源太夫

大工藤原真人 同吉武彦右衛門尉 小工吉武新右衛門

猪俣推助 鍛冶藤原野田七郎右衛門 大廻漕部久左衛門尉

同林新右衛門

奉再興牛頭天王御社一事

元禄三庚午九月吉祥日

大旦那源重頼公

大宮司宮崎源太夫安信 御代官清末伝右衛門貞安

大願主大庄屋小串五郎助定道

長野庄屋猪俣惣八郎開賢 上中村庄屋竹内藤七郎忠綱

下中村庄屋宮水源右衛門政高 濱村庄屋鈴木普石衛門返房

大工熊野権太夫達道 小工宮水安左衛門政道 小工新谷忠石衛門兼常 小工猪俣弥太夫兼重 小工今富興右衛門安行

鍛冶河中五兵衛宗広

奉修理祇園社

天明七丁未孟春吉旦

御領主松平駿河守源親賢公御武運長久

神主宮崎源太夫安吉 御代官竹本六兵衛勝重 大庄屋米浦新三郎重久

長野庄屋猪俣英石衛門則長 米浦村庄屋竹内卓右衛門徳基

中村庄屋宮崎政右衛門安殺 濱庄屋小串園右衛門定□

大工棟梁米浦村伊勢川甚左衛門家人 同長野安田伝右衛門政房 石工棟梁米浦村熊石村伊助秀時

若宮八幡

勸請元年子寅飯塚の城主田原常陸介親宏創立之由申伝候、是ハ鎌倉より

二階堂左京進と申仁在京之時分筑後國に賊徒蜂起ニ付將軍足利義詮公より

討手として左京進を差下され、遂に賊徒を伐降之處其身手統を裂り彼

地にて逝去、其頭鎌倉より妻子跡を追り米浦、に岩船、此因を問事よ

るべなく大友氏へ身を托す、爰におゐて米浦の庄にて所領を与へ置る、

田原氏領園中の事かく常に丁寧を加へられしと賀、且左京進の子息六

丸武勇人に勝れたる故親宏遠駕熊野の席を以其第宅へ立入相詣二時を移

し或ハ夜に入相城せらる、此地灯民相唱て二階堂氏の後室に通すと風聞

す、親宏の室家嫉妬深く怒り憤りにたたり、親宏六九叛逆を謀るよし大

友屋形に内諍す、府内驚て討手を促する、親宏免を請て人に怖れ連も陣

説叶ふまじとて夜中潜に討手を遣し康安元年八月九日夜深更忍び入事不

意に討んとす、六九母子連れ得ざるを討て自殺、其靈親宏及び里民に崇

りありたるに於て、其鎌倉より来れるを以鶴ヶ岡八幡宮を造請し若宮八

幡と勧請ありと申伝候

右縁起の大略ニ御座候、但書別紙添可写入事

宮殿、先年鶴川今の元宮と申所に御座候由、元禄三年に牛頭宮一円当

時の丸山宮地に遷座、祝主宮水采女、當時子孫宮水河内、社僧長野治

地山大聖寺、從古米天台宗にて比叡山東也

祭礼、先年と違ひ此時より相改、六月廿九日・十月廿日両座に相究候

演殿、先年八鶴川河端ニ候處遷座以後元宮に御幸なし奉る、若宮御幸

流船ハ享保三年戊十月廿日初而有則鶴川に下り給ふ

神殿 長尺四寸 横尺前七寸 小板葺

神殿 上小屋 長尺五寸 横尺五寸 葺葺

但延享五年辰四月造立、文化八年未八月再建

上棟棟札写

但勸請貞治元年より元禄三年迄之間三百廿九年中の棟□□□□退却

候出、宝殿に納蔵無御座、元禄之遷座之節棟札左

奉再興若宮八幡社頭一字

元禄三庚午九月吉祥日

大旦那源重頼公

大宮司宮水采女政高 御代官清末伝右衛門貞安

大願主大庄屋小串五郎助定道

長野庄屋

上中村庄屋

猪俣惣八郎則賢 竹内藤七郎忠綱

下中村莊

宮水源右衛門政高 鈴木善右衛門進房

大工藤野權太夫造遠 小工宮水安左衛門政造 小工新谷忠右衛門兼常 同猪俣券太夫兼重 同今富與右衛門奉行

鍛冶河申五兵衛宗広

同宮支配人代、米浦村庄屋

同宮一所

同斷

押殿舞殿兼 卷所 長六間四尺三寸 横式四八寸

但恭養院棟御代、安永八癸亥年建築、其以前之儀老不分明

同斷

門 長八尺 横八尺 赤塗 瓦葺

但龍溪院棟御代、宝永八年卯十月建立、其後再建無御座候

同斷

門 長八尺 横八尺 赤塗 瓦葺

但龍溪院棟御代、宝永八年卯十月建立、其後再建無御座候

同斷

石鳥居 一字 高九尺 横卷間四尺 柱廻四尺

但寛文七年、馬場孫右衛門寄進

馬場氏ハ元來中國浪人ニ而当地ヘ來入敬延留、其後山香縣

江豊越過留候延全体病氣差免、占卜ニ米浦氏棟崇候由申二

付、再当地ヘ繼婚鳥居寄進仕候由、其子孫當時も社役相勤、

中村二件同仕候

同斷

石鳥居 一字 高式間三尺八寸 横式間四尺 柱廻四尺八寸

但宝曆十二年、四ヶ村氏子寄進

銘文ニ曰 此祠此持雄奈及後 於神之能面止魂區

右三浦安貞作并書

同斷

石燧籠 一對

但年月寄進銘書、右鳥居同斷、尤石燧籠八〇數ニ御座候得

共格別古きも無御座候、元禄已來之燧籠ニ付略之

隨身 一對 木像彩色 作書青松村 中原軍八

但門内左右ニ在

同斷

石鳥居 一字 高式間 横式間四尺 柱廻三尺六寸

但安永四年、御料深江村猪俣古右衛門寄進

同斷

石高泥狗 一對 高

但門の左右ニ有、文政八年中七月建立、寄進人長野猪俣政右

衛門・中村宮崎多兵衛

牛頭宮

櫓屋 一軒 長式間半 横式間 茅葺

但元禄四年未五月造立

若宮様

同 志軒 長式間 横式間 茅葺

但年月石同斷

同斷

宣藏 一字 長式間半 横八尺 瓦葺

但宝曆十四年申春造立

演殿二ヶ所

但馬場先往意之南畑中ニ有、小道より牛頭宮演殿敷敷或貳拾五歩程、

東八幡宮敷敷或貳拾五歩程、同所共ニ芝原ニ而祭礼之節日糶小屋掛斗

二面當ニ殿者無御座候

氏子 米浦村・中村・長野・演

石四箇村

外ニ御料岩戸寺村・御分知向田村氏子ニ而候處、御領違ニ相成自然と

氏子を離れ申候、尤向田村ハ延享元年子七月夕栗興行之節葉打三人出

候所、其後又、申絶、近者寛政中又、引發し恋人ヲ、出候處、是又近

立 傘

行列旁懸等額

御供奉

矢武勇

但先年仕来候延、宝曆初之頃矢を過ち人二討当候故翌年少相止、
今以中絶

神領御証文左之通

卷人

山之口四人 麻上下着用

大壘寺院主・大庄屋

四ヶ村庄屋以下惣供

田高卷石斗五升七合

畝數九畝式步

中田七畝式拾九步半

下田卷畝式步半

高卷斗壹升九合式夕

右被附置訖、全可被致社納之所如件

元禄三庚午年三月日

来浦棚内来浦村

牛頭 若宮 支配人

下中村分

柳・伊美田・鶴川 坪數三ヶ所

高卷石三升七合四夕

高卷斗壹升九合式夕

宮内新四郎

覆並喜兵衛

来浦村

太神宮・牛頭宮・若宮八幡

田畝數四反壹畝拾三歩半

内

田高卷石四斗八升八合九夕

畝數壹反式畝式拾六歩半

中田五畝八歩

下田五畝式拾五歩

下、田卷畝式拾歩半

田高卷石式斗八合三夕

畝數下田壹反式拾九歩半

田高卷石卷斗壹升七合五夕

畝數八畝拾五歩半

内

上田三畝拾歩

中田三畝七歩半

下田壹畝壹歩半

下、田式拾六歩半

長野村分

胡麻畑・下井手・水口・蒔留

四ヶ所

高六斗八升四合七夕

高六斗五升式合七夕

高卷斗五升壹合六夕

上中村分

四十郎川 坪數壹ヶ所

八枚・流れ・八ヶ坪・□□

演村分

高五斗

高四斗式升式合五夕

高卷斗壹升五合五夕

高七升九合五夕

四ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

坪數三ヶ所

付伊勢太神宮を勧請仕候、祭礼ハ十月廿一日神楽を奏、造酒供物相備候、其後当御領覽聖様御代延享元年甲子神田証文御改之節神殿如何哉之段御尋二付久敷破却礎斗相残候段申上候處、再建之儀被仰付内社ハ大原平左衛門殿御寄進、竹木ハ時之御郡奉行平井藤兵衛殿御寄進、神木改京郡今御勧請被成候、寛延元年辰閏十月平井胤之進殿御代參之節御願之由ニ而給馬壹枚御寄進仕為進、御普請方板屋高橋藤七寄進ニ而、同月廿八日神殿ニ懸候、長卷間・幅式尺余、志渡浦海士玉取之園ニ而御座候

大原平左衛門殿 安西源兵衛殿 大原勘七殿 榎並秀之助殿
佐藤九郎次殿 清末庄石衛門殿 鈴木友八殿 矢野代輔殿
坂部十太夫殿 松田三伯殿 小野如庵殿 市場伴慶殿
并二六手水合少、宛寄進、上田六畝忠歩神田寄附有之候
其頃清末庄石衛門殿今四季供物調進、大庄屋・支配人・祝主立合無意相備候様被仰付候處、其後立合ハ中絶相止申候

神明宮前

石鳥居 一字 高九尺 礎石四式尺 兩袖 高七尺 横四尺
柱 八寸角 袖柱 七寸角

但安水三千年、祝主宮水河内願主ニ而來浦手水氏子中寄進ニ而建立
神田八前惣廟之所ニ一精ニ相成居候

上棟亨
奉再建神明宮上家一字
宝曆八年戊寅八月吉拜日

御領主松平市正親盛公 施主來浦手水惣氏子
御代官 渡辺源石衛門酒房
大庄屋 來浦友右衛門常定
神主 宮水河内守政吉
宮庄屋 竹内牧右衛門宗次
大工棟梁 長野 安田加太夫政重

奉再建神明宮上家一字
天神宮 本社宮地西之方ニ有
助請年曆不相分 祝主宮崎石見 支配人來浦村庄屋

神殿 長卷間 横卷間 茅葺
幸神社 本社宮地西之方ニ有 石ノ小社
戎社 同断 右同断
稲荷社 同断 右同断
宮地西ノ下ニ有

藏師堂 長卷間 横卷間 瓦葺 長野金剛寺持
但元禄四年五月大建立、寛保三年癸亥再建、元馬場藥麩ニ有之候を壇

宮地
地藏堂 長卷間 横卷間 瓦葺 長野大聖寺持
但宝光院と号候、建立年曆不相分、往古ハ一ヶ寺ニ而有之候由、以前之若宮社僧大聖寺院主神事出仕之時分休場之由ニ御座候、寛保二戌年再建、其前之儀不相分候、元來ハ宮ノ馬場筋東敷ノ外ニ有之候を近年宮地神明宮前ニ移申候

右兩堂共宮地ニ移り候事故惣支配ハ來浦庄屋仕來申候
以上本社之地面ニ御座候分
來寺
十王堂 長式前平 横九尺 茅葺
元阿弥陀堂なり、長野大聖寺持、支配人自作
但建立年曆不相分、此知先年來興寺と申一寺御座候處いつ之頃ニ哉滅却、其名前より此辺の字來寺と唱來る

永照院 長卷間 横九尺 茅葺 長野大聖寺持、支配人伴助
但建立年曆不相分、元文二年巳秋再建、平井一郎左衛門殿()先年
□一ヶ寺之由ニ申候儀

藤處寺 當時石之小堂 大聖寺持 支配人伴助

但建立年曆不相分、宣曆十二年未五月再建、是も先年一ヶ寺二而此辺之字護庵と呼來候

文殊堂 長六間 横三間半 茅葺

但安永四年未十二月建立、文殊仙寺隱居所、願書・裏書並申、三月二日丸味助殿、當時長野大聖寺預り、支配人米浦村庄屋

寶鏡音堂 長九尺 横九尺 茅葺 長野金剛寺持 支配人作助

但建立不相分

寶船堂 長九尺 横九尺 茅葺 祝主宮崎石見 支配人弥右衛門

氏子十三軒程

但勧請不相分

石鳥居一字 高九尺壹寸 横八尺三寸 柱の間七尺七寸七分 寛保二年子戌正月、施主竹内彦右衛門、氏子中

遺石 秋葉宮 長九尺 横九尺 祝主岡原左近・宮永掃部・坂本宮内 支配人米浦村庄屋、氏子村中

但勧請不相分

石鳥居一字 高八尺五寸 横七尺四寸 柱の間七尺四寸五分 安永四年乙未七月建立

下長野田井 今日靈 祝主宮崎石見 支配人早助

来寺 但石少祠 祝主宮崎石見 支配人身作

山神宮 但石同断 祝主宮水左衛門 支配人米浦村庄屋牧右衛門

吳 今日靈 但石同断

但石同断

高麗屋敷

今日靈

祝主宮水掃部 支配人榮作跡

さいの神

遺祖神

祝主宮水掃部 支配人作助

風生堂

今日靈

祝主坂本宮内 支配人作助

廣上屋敷

但石同断

祝主坂本宮内 支配人平藏

遺石

北山明神

祝主宮崎石見 支配人喜右衛門

ひなた

但石同断

祝主宮水掃部 支配人長右衛門

石太郎

但石同断

祝主宮水掃部 支配人元藏

夷社

其屋敷敬神・鬼神・稲荷等或ハ石之小祠又ハ自然石等二而一軒の祭候も有之候へ共略之候

一 姓

竹内氏 但庄屋別家之者共二御座候

橋本氏

但書伝之物も無御座候、其先不詳候、其先富米浦少參候共申伝候由、橋本何某・坂田入道・藤原是南と申者富米浦少參候由伝、尤書伝之物先年伊美母方之家二預ケ候是勅失之由

四軒

青武氏

四軒

但先年青武何某成人當時二住居之由、當時之田地二相成字二吉武と呼
米候、名前も不相分格願等も一向不存知、尚亦書伝之物も無御座候、
近辺他領并長野等二も同苗御座候へハ其方二被申伝候事も御座候、
当村之所ハ唯由緒有者と申伝候耳二御座候

石村氏

武軒

宮水氏

武軒

但先年心社役相勤米候、其初祝主宮水河内樓家二而も候哉、取と不相
分候

津崎氏

五軒

但人友氏領國之頃津崎太實入道騎奉之末業と申伝候、感状類其外書伝
之物無御座候、長野同苗之家御座候、是二者感状類所持仕居候

坂本氏

三軒

林氏

武軒

清部氏

八軒

但本家平藏方へ感状類數十通所持、其内少斗左二写し候
去廿二日至西郡遠江守野依要吾執懸候處、息弥太郎最前切迄討死
候、不便之至感悦之余不知所謝候、何本領之事清部藤兵衛尉当知
行分之外一筆施行候、全領掌于要之狀如件

水禄式年

八月廿四日

親宏 書判

今度於疊後國西郷表息弥太郎殿死、忠儀感人候、必至親宏可賀

候、恐、謹言

十一月廿日

清部九郎兵衛尉殿

義綱 書判

去春入郷以來別而含願路馳走之衆、為其價安岐郷之内清部被藤

左衛門尉參貫文、同郷成安藤九郎跡五貫文之事令扶助候、倍專
此旨令勵熱功事肝要候、恐、謹言

天正六年

親家 書判

六月五日

清部石近允殿

於雄渡牟礼任判形之旨、成安藤九郎跡加扶助候、給分本郷大添
有之、全令領知、弥泰公肝要候、恐、謹言

天正九年

親家 書判

五月三日

清部石近允殿

敷度出張之刻軍勞感入候、就中於時枝、佐野幹手次第無比類、
殊去年当年筑後表発向打認粉骨之趣、雖非忘却候、相応之兩地
依無之、不顯其志候事心外候、然之來秋却出勢之候爾敷被仰催
候、誠辛勞難無斥期候、以分過之馳走別而可勵忠貞事、可為此
節候、必道而可賀候條可被得其意候、恐、謹言

六月廿四日

親家 書判

清部石近允殿

外二清部氏

老軒

但當時死絶女子老入富米村吉藏と申候者へ繪居申候、其家に持伝候感
状類富米村二持參之写

入郷以來別而貞心之覚悟神妙二候、何為其價安岐郷之内龍王名

三貫分、同郷之内手嶋大藏丞跡三貫分之事、加扶助候、弥守此
旨可勵軍忠事肝要候、恐、謹言

七月廿一日

親家 書判

清部經殿殿

是若清部山城守弟か子か分家仕候由委數不相分候
去年退國以來、聊遠忍拘分、細書馳走之段、感悦候、然者今
度到國東雖可被列候、以小人數罷下候條、暇遣候、随分身命相

繞候様才竟于要候、猶竹田津志摩入道可申候、恐、謹言

八月十二日

中庭 書判

濱部与左衛門殿

去年退国已来、中国筋迄之見届誠御願敷、關東迄同心可申事者

少人数ニ而御下向之条不及申候、先之一身相統候様ニ可有才覚

候、万事者以法ノ書被仰出候条不及申候、恐、謹言

八月十二日

濱部与左衛門殿 竹田津志摩入道一木 書判

濱部与左衛門殿

尚、去年以來之所之義辛勞難申上候、不得申分之仕合候へハ尊

情御折念候、何問へ居住候共不可有失念候、与左衛門尉望之由

可存知候、恐、謹言

閏九月日

宗殿 書判

濱部助藏殿

此所損し字性不相分

四軒

菅嶋氏

但大友氏之御菅嶋和泉守鎮庫末葉と申伝候へ共感状類・菅伝之物所持

無御座候、田原家執職之通署者相見候物一通、濱部氏之家に所持仕

候写

大添村成安主計殿跡給所互反三十之事、依有論人公領ニ被召置候、

伴主計殿忠儀云右地当知行無紛候之条被成御分別候、早、至成安

可被打渡之由候、恐、謹言

五月二日

董道 書判

董慎 書判

親並 書判

菅嶋勘解由左衛門殿

七軒

岡原氏

但其先官役相助候様申伝候由、其後零落小倉へ參、暫住居、又、当所

へ帰候由、氏神様木之写左之通

奉造立午頭天王社一宇

慶長十八癸丑十二月十三日

本頭庄屋弥三郎

岡原弥左衛門

祝主源太夫

大工官武市右衛門

右之通ニ相見候、岡原氏其節下社家か村役か不相分

伊勢川氏

十三軒

但感状、書伝物等無御座候、大友氏頼因之節伊勢語太郎と申者来浦ニ

而所領御座候處如何之訳ニ而浪候哉、其頃ハ富来氏へ預け地ニ相成

候由、後年川之字を相加候も誤合年号等も申伝無御座候、近來ニ而

者長野光明寺普請之節之書付之軍水七寅年、同五子年名前ニ伊勢川

氏相見候、富来橋本家ニ御座候書面之写

此所大將軍何とか有之候名字不相分候

御判

豊前国安内院五郎公義跡并豊後国来浦伊勢語太郎跡地頭職事、為

勤功之實宛行也、早守先例可致沙汰、仍執達如件

文和六年十月三日

沙弥 判 富来全助殿

三ヶ尻氏

但感状也通、左ニ写候

毎年辛勞神妙候、必賜地次第可顯其意候、然者来状出張之儀別而可

助馳走事專一候、追而可買之条能、可得其意候、恐、謹言

六月廿四日

親家 書判

三ヶ尻輪七郎殿

右之書先年大坂江表具二卷七候處紛失、其節古き唐机之裏ニ写し御座

候を彫付来入二仕持伝御座候を写候物考候處、三ヶ尻八田原家之符と

相見候、又濱部氏八田原家客分と申伝候、左も□□文面大友氏直參ニ

而田原家附人と相見候
有松氏

三軒

但系譜等所持無御座候、隠懸矢ノ根等ハ所持仕候、是ハ溝部氏家
伝とも申、又ハ客分寄食の土の末とも申候儀由不詳候、古き塔
なと二箇所ハ相見申候

荘屋竹内氏

紀姓之由申候儀

家之紋、丸之内ニかたばみ きり紋 だきめうが

但感状・系図・書伝物都而無御座候、武内宿禰之末葉と承伝候へ

共一向相分之儀無御座候、役儀相勤候も何之頃令相勤候哉、古儀
不相分候、三・四代以前急火二而不残焼失仕候、書録之類其焼
亡仕候儀と相考候、世代相知候分左之通

十郎右衛門 代、居住屋敷之字を奥と相唱来候

右年曆、元龜・天正・文祿之頃ニ候哉、法者大庄屋役と申候儀

弥三郎

右、慶長・元和時分在役と相見候、此代迄大庄屋と申名目相見
候

久兵衛

右、寛永・正保・慶安中在役と相見候、此時代者庄屋役と相見、
大庄屋ハ竹田津佐助殿支配ニ而御座候、以来之皆庄屋と申候儀

又左衛門 後忠右衛門と申候由

右、承応・明暦中在役ニ相見候

伊兵衛

右、万治・寛文・延宝・天和中在役と相見候、寛文二年御檢地
之時分相勤居 申候、帳面二名前相見候

藤太郎

右、貞享・元禄時分在役

吉右衛門

右 宝永・正徳・享保・元文之頃在役

牧右衛門

右 寛保・延享・寛延・宝曆中在役

草右衛門

右 明和・安永・天明中在役

吉右衛門 在役中ハ逸藏と申候

右 天明・寛政時分在役

牧右衛門 始伊兵衛と申候

私、享和以來相勤来候

右 先祖十郎右衛門時分元龜元年今文政九年迄凡貳百五拾七年役御
相勤仕来候、尤古代之 儀者相分不申候へ共、兄吉右衛門代村方
相勤候儀御座ニ付□被召上、中村庄屋政右衛門 江御預ケニ相成
候、其後私ニ役儀被仰付候

(附録)

御断申上庄屋屋敷被下竹木之事

一 松五寸角木拾本 但柱木貳間ニノ

一 五寸角木四本 但はり木長式間

一 丸木柱一本 但棟木

一 丸木柱四本 但桁木

一 丸木柱六本 但しさす木

一 五寸角木五本 但し大引木貳間

一 中杭木四拾本 但し四本□

一 内式拾四本□竹二代り

一 から竹八束

右、来浦村惣右衛門、去酉正月火災逢候に付、屋敷式間三間分材木御定□□御渡
し被下候様ニ此如ニ仰上可被下候、以上

宝曆四年戊正月十九日

米浦五郎助

渡部源右衛門

佐藤彦兵衛殿

次藤次郎太夫殿

御郡所

(表世)

表書之通山小森行・山目付・庄屋・山之口立会改可相渡候、以上

戊二月五日

高橋清右衛門

3 「成仏村明細記」(文政九年・一八二六) ○個人藏

〔表紙欠〕

国東郡

国東郷成仏村

一方塊

東西

東下成仏境筋小谷分西大だけ林下権現之島居迄式拾七丁程
其分大嶽辻村境迄拾丁程合三拾七丁程

南北

北下成仏・藁賣□□境御所陣東□□地分一 〔宅西
小谷二〕

南西

〔 〕

西面

西極ヶ多尾分岡子堂山尾辻一 〔尾辻ニ登り北之方赤根
村境大鼻道辻二出、觀音嶽辻ニ引立、御領岩戸寺境尾辻下

北西

り藁賣境清瀬觀音東岩之辻迄三拾丁程
西清瀬觀音東岩之辻藁賣境分東岩之辻通り地蔵か尾往還

辻、夫分大塚迄尾辻下り夫分雄漢平礼北平七合目程横道境、
東之方雄漢平礼瀧落之処分尾辻境ニ成御所陣之東論地迄三
拾丁程

一 道法

南

西

觀音堂迄拾九丁

旗尾辻迄三拾四丁

大鼻辻迄三拾五丁

四方丁數ノ百拾五丁□數ニテ三里七丁

地藏小尾辻迄廿四丁
文殊仙寺迄廿九丁

赤根村庄屋毛迄凡卷里七丁程

北 粟莪庄屋本迄拾九丁半

米浦御茶屋迄卷里四丁半

一 惣高 五百式石七升六合四夕

此畝六拾貳町七反六畝貳步

田高 三百廿

内 畑高 百八拾

三石式斗壹合

此田畝三反

拾八石九斗八升七合三夕

此田畝貳町壹反三畝八步半

壹斗壹升六合

此畑畝三畝廿六步

八拾三石三斗三升三合式勺

此畝拾貳町貳反壹畝壹步

田高五拾八石式斗式升八合七夕

畑高廿三石壹斗四合五夕

高 百三石六斗三升八合

畝 拾四町七反

田高六拾壹石

畑高 一八夕

残 三百九拾八石四斗〇八合四夕

此畝四拾八町六畝拾貳步

田高式百五拾八石九斗八合九夕

畑高百三拾九石五斗式升九合五夕

式斗六升六合八夕

田高壹斗九升八夕

畑高七升六合

式斗八升三合三夕

田高五升

畑高式斗三升三合三夕

壹斗四升

田高六升

畑高八升

式斗三升五合

田高七升五合

此畝九町三反四畝拾五步

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

此畝廿七町七反三畝九步半

畑高六升

此畝廿步

ノ苞石三斗三升四合苞夕

此残四拾七町九反或畝廿三歩半

残 三百九拾七石零斗四合三夕

毛付

田高式百五拾八石式升四合苞夕

此畝廿町式反六畝拾七歩

物成百三拾九石三斗三升三合苞夕

免五つ四分

畑高百三拾九石八升

此畝廿七町六反六畝六歩半

物成六拾苞石七斗五升苞合五夕

免四つ四分四厘

物成ノ式百苞石八升四合六夕

免平均四つ九分式厘

但、高四拾石庄屋、三拾石山之口、三拾五石式斗并煮、兩人も百五

石式斗此分役高引肝煎高役高引候得共、老年替二而至年、増減二付

相不定、同番給者米式石四斗前。分出来入二而渡来候

一 反別

田畑畝拾三町

内 田畝式町

畑畝拾苞町

右之内

拾苞町

大麦畝

此大麦式石四斗

式町

小麦畝

此小麦式斗

大麦ニメ三斗

大麦ノ式石五斗

一 同 六斗七升八合

御余麦

ノ三石苞斗七升八合

一 土量

上田

高

上田

同

中田

同

下田

同

下田

同

田畝ノ

平均苞反二付

同

田高ノ

平均苞反二付

同

上田

高

中田

同

下田

同

下田

同

畑畝ノ

平均苞反二付

同

畑高ノ

平均苞反二付

同

上田

高

中田

同

下田

同

下田

同

田畝ノ

平均苞反二付

同

田高ノ

平均苞反二付

同

上田

高

中田

同

下田

同

下田

同

土地相応之品

五穀類、其外七嶋・唐芋・萩^{こご}尾・胡麻・里芋・蕎麦いづれも作り候、

格別相応之品も無御座候、尤其内右「一」里芋、古地応シ大体之半ニ

ハ宜出来候

一 叢 致

百三拾九軒 内本門七拾五軒 分門六拾四軒

内 寺

老軒

農家 百三拾八軒

庄屋・山之口・弁蓋共二

數畝式反七畝

御年賣米五斗三升六合三勺

請教

一人別

内宿惣人 男式百九拾人 女式百九拾人
但、田畑畝高合男女込惣人二付高畝

葛草

但、村内沢山余分御座候

一牛

但、當時村中馬無御座候
百拾疋

一山林

仙觀嶽江本所高拾丁程
但、卯方二兩子嶽又ハ大嶽□谷坏申候、此辺之高山二候

一川流

西赤根村境犬鼻之下ノ觀音堂下赤谷迄東ニ流れ拾丁程、南旗カ尾
下ノ同所迄北東ニ流七丁程、北南觀音合ノ之程落合迄南東ニ
流八丁程、此三谷合本川ニ成觀音下ノ下成仏境密定西南間合北東
之間流れ拾九丁懸流れ、犬鼻下合廿七丁当谷川ニ助田深浦迄

凡三里

橋七ヶ所

成仏寺前川

飛石橋

長五間

同寺西邊り

土橋

長八間

田舎後

飛石橋

長四間

康渡系

飛石橋

長七間

同所西

飛石橋

長五間

二小橋

土橋

長七間

堂之下南川

飛石橋

長五間

但此橋先年合土橋之邊近年洪水ニ而損シ當時飛石橋

一薪

大嶽之内、尾末仏岩こうふり小山松が多尾岩なめり□谷亀石等之谷
く木藪候へ共、珍敷木ハ無御座候、格別之大木も相見へ不申、柳木
ハ候得共延延之用立候ハ少キ候、右南之地ハ沢山ニ御座候、莚草八里
之山ニも出来申候

但山中候得共私底候、他村ノ買入ハ不化候得共、漸々間合候、残
木ハ少、宛年分売出候、上分ハ竹林候而時分ニハ竹売出候

山歌七町五反五畝

廿ヶ年請山

御年賣米三石三斗式升三勺

井手拾七ヶ所

向川原井手 水懸ケ

東田井手 同

市只井手 同

西田井手 同

佐藤頭井手 同

前畑井手 同

正ノ田井手 同

同 新井手 同

成仏□井手 同

立岩井手 同

田中井手 同

神田井手 同

川原田井手 同

床波井手 同

前半井手 同

ごふ之森井手 同

割尾渡井手 同

但迫田之分八天水場二面候

一 産物

但山芋・うと・わらひ・紫根・蠶・「こんにやく玉」・かすら・風とう・蔓し

つと・風刺・せつこくしのぶ・半夏其余二無御座候、尤当村第一之産物は

鎌倉柴胡二面御座候

一 村形

但西ノ方大山二而南北ニ広く、東ノ方雄渡牟礼前山谷出ハ谷幅狭く、全林

山陵斗ニ而例年水損懸、山迄ハ日損場も候へ共風方ハ日照ヲ好ミ候畑方も

同様、毎年ニハ米作御座候

一 地所

三 塚

鬼石

山中二有

但、丸石二而高卷丈余、少シ鬼面之形相見へ候、庄屋宅後之

白は

長刀石

但、大石ニ着無之候得共、長刀形故名ニ呼ひ申候

か

失穴

但、平谷東平ニ卷丈程穴寄付無之場所、口之広卷丈差渡シ、

深さも卷丈余ニ相見へ、大穴ハ里人之申伝も候得共、不都合

故不相記

ときり石

但、割尾山之背ニ有、高さ卷丈余、長横共ニ卷丈程、頭ニ股

二出候大石

大塚上

目付石

但、大塚本所今北之高み、あかね村境ニ有也、高卷丈余之大

石、晴天ニハ字位近辺今相見候

岩

但、出居中ニ差出候、岩高さ百間程、廻り凡百廿間ほど、下

方ハ小竹はへ付、上ニハ木張り過松有之、里人天狗羽やすめ

と申伝候、風刺せつこく、石南花杯沢山ニ取付、風流無反之

岩二而候

古家形跡式ヶ所

但、登畑・登岡両所有之、里人城跡と申伝候得共、屋敷跡と

相見へ候、唐堀坏之様なまも相残り、焼物割れ散り残り居申候

但、延享元年甲子八月十日、雄渡牟礼山今山沙湖出、此谷筋

洗ひ流し、其節有合候人家六軒押流され、九人相果候、珍敷

一 古戦場

雄渡牟礼

但府内大友急前守親繁三男備前守親治築城之地と承伝候

雄渡牟礼候

大友十六代五郎左衛門大夫政親孝子修理大夫材親家督相繼奉世、伯父備前守親治高崎城合府内ニ移家督繼、十八代目之城主ニ成、其子修理大夫親元ヲハ世子と先主材親嫡男修理大夫義隆高崎ニ有、豊前妙見城城主田原中親少輔親述、杵築城主木付紀伊守親突と謀り、永正二年乙丑府内城ヲ攻メ親治夜中府内落、姫塚城主田原中務少輔親述ヲ頼り、其後雄渡牟礼山之壘ニ飯城ヲ構へ、磨堀塙櫓カキ上廉かき繕ひ廻し、両子・文殊・成仏寺衆徒、粟野・長野・熊毛・岐部、伊養并床並、影山等ヲ押領ス、八年冬過候、此辺田原親述領所ニ着度、府内ニ訴たるニ依り永正十年戊申八月府内合守弘石見守直氏、寒田三河守親傳、田原親直、親述軍兵ヲ卒シ粟野ヲ本陣とし政候ハ影山四郎左衛門近末案内者ニ而間道合寒田三河守手之兵ヲ引て火ヲ放つ、親治雄渡牟礼山上ニ逃登り、暫く□□戰へ共、つひニ彼軍嫡子修理大夫親元、二男五郎親政始、本庄九郎左衛門末満、水松郡守大夫政清、本田早四郎興英、竹田津兵部丞政時以下三百余人討死、備前守親治、同三男草地十郎重治、藤原信濃守近清、太田民部少輔、小田原四郎安国、長野次郎左衛門助元以上六人、雄渡牟礼罷、由布録之靈塚原迄落行申候、朝見、由布一郷之者共大勢押懸、六人皆此所ニ而自害、始降取之処御所陣と唱、堀跡・石垣等相殘候、尤此所者糞糞分ニテ御座候、雄渡牟礼之止ろくニ切ならず候分ニ反面も相見也、此處ニも焼物割

挿□□御座候

雄渡牟礼之西堀地越ケ尾、往還之東ニ小岩立懸り、戸口こくく明きたる処有而、里人針の耳と唱候、此穴門ニ似てる故、山の名を小門山と書、おとふれと讀、ふれハ山之名之よし申説候へ共、儘ニも相聞へ不申候

神社仏閣

但、間敷之儀往古より治政之節内法又者外法ニ而書上ケ少々宛違ひ御座候、此度當時之間敷外法リヲ以相印候

金分

獅子天王宮

神 殿長七尺八寸 横五尺六寸

上 家長 横

拝 殿長五間 横四間

石鳥居 一基高 横

天神社

石小社同拝殿之内有

祝主 下成五

支配人 榎木左太夫

氏子 四拾軒

祭 礼 六月十五日 十月十五日

但、同度主ニ祝詞、神奏人・村役人・氏子寄合造酒神徳頂戴

祝主合神人拾人江山字孝本宛渡置、祝詞後筋ヲ上候ヲ相圖ニ被聞

追立候、是を神追ひと申例ニ候

当社勸請之儀ハ業老年中文殊菩薩渡朝之時乘所之獅子此宮ニ祭ると申伝候、其事ハ正しからず候へ共古所ニ者候段承伝候、上棟礼古キ地相見へ不申、延宝之礼、左之通

上棟子時

維時延宝元癸丑曆大官司基助小官司麻生長右衛門

上棟奉建立榎吹河内金羅山神獅子天下社一字之事

当御大榎郡源朝臣直權公御武速長久折処

十一月吉特日祝主神道大阿闍梨榎木兵部大夫和氣清□

御代官大田想兵衛射御庄屋榎木覚兵衛和氣次房

維時天和三年癸亥御代官清本伝兵衛、小庄屋有松次右衛門、大庄屋榎手平

内上棟奉建立豊後州国東国崎郷成仏村上諸吉山神獅子天王御神楽座一字
当御大禮那源朝臣重頼公氏子各々敬白

十二月十一日祝主神道大阿闍梨椽木兵部太夫和氣清□

大官司金脇宮内

小官司麻生長兵衛

うら二筆方椽木甚六清玄

維時宅水七辛酉曆御代官井上平兵衛

御惣庄屋小甲兵右衛門

小庄屋森重彦治

上棟奉建立椽吹河内金脇村上諸吉山神獅子天王社御宝殿一字

当御大禮那源朝臣重形公御武運長久折廻氏子村中男女各々敬白

祝主神道人阿闍梨椽木兵部太夫和氣清□

大官司甚助

小官司麻生長兵衛

維時寛文三癸卯曆大官司□

願主麻生□右衛門

御代官白井巳右衛門尉

上棟奉建立椽吹河内金脇村山神獅子天王御宝殿一字之事

当御大禮那源朝臣直次公御武運長久折廻氏子村中□敬白

九月吉祥日 祝主神道大阿闍梨椽木兵部太夫和氣清繼

小官司麻生長兵衛 御惣庄屋椽木覚石右衛門

右板之裏書

本宮始貞和四年戊子八月廿二日之時願主平太夫道弘□□太夫後再興椽水十六
年丑十二月初□、亦後上諸吉□□社一字建立□延徳四年壬子三月廿六日大願
主弥次郎大工次郎右衛門尉森貞、大禮那藤原朝臣親宗為後記古椽木写事、寛
文三年九月十八日建立椽板庄別板椽木覚和氣清長

延徳四年三月廿六日 大願主□□郎、大工次右衛門尉森貞敬白

上棟豊後国東郡上諸吉当所山神社当一字願主

大禮那藤原親宗家門繁島折廻

右板之裏二

本宮始年号貞和四年戊子八月廿三日、其時願主平太夫道弘、四郎太夫、後再興
必水十六年己丑十二月初□為後日如此

御歴文之写

寛文六酉年御免

高五斗四合

田畝五畝拾八步

しう田

文化元年六月

四ヶ所

高橋又作

増出藤八

豊崎左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

來浦彌成仏村
山神宮支配人

祭

但、例年七月十四日、当村、下成仏、見地三ヶ村合四拾貳人罷出、下成仏庄
屋宅二所盆輪打当社二而興行、三ヶ村役人立会、先年八大庄屋出席其後年番
庄屋出候、当社相濟候後下成仏天神、見地村栗庭氏所二而打申候、其訳八相
分不申候

岩後

山神宮

神 殿長三尺 横四尺五寸

上 家長 横

押 殿長四間 横式間

石鳥居 一基高 横

但

茅 葺

茅 葺

祝主 櫻木兵部大夫

支配人

与市

致右衛門

氏子 四拾軒

祭礼 七月・十一月初申

夏祭り祝詞斗、祭り神楽二季共二社人・村役人・氏子寄合、

造酒・神供頂戴

但、勧請不相分、古き上棟等相見へ不申候

于時享保十六年亥十月

御代官財前三部右衛門尉

大庄屋小串四郎兵衛尉

御大旦那松平市守

本社上棟奉再興山神宮御宝殿一宇

源朝臣重実公御武運長久如常安全

祝主 櫻木兵部大夫 和氣清頼

其 余無用分略之、庄屋□前後年書入候有人離也

神殿再興上棟礼、其後相見へ不申候、上家再興寛政十年午四月、揮歳再興

明和八年辛卯三月、石鳥居明和元年申十二月、同文化七年庚午九月、右

棟札四枚有之候得共、書留候程之義も不相見略之

御寄附御証文写

寛文十度及年御免

高八斗七升八合八勺、しやうの田・つきの小測・立石之前川・川原

田・小そひた 八ヶ所

田畝九畝半歩

下田三畝拾叁歩 高三斗五升三合三勺

下、田五畝拾九歩半 高五斗八合五勺

右、先規之通当社恒例祭礼為供料被附置託、全可被致社納之旨如件

文化元年子六月

高橋又作

増田藤八

豊嶋左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

来浦捌成仏村

山神 支配人

寛永

山神宮

神 殿長五尺 横四尺五寸

上 家長 横

押 殿長三間 横式間

石鳥居 一基高 横

但

茅 葺

茅 葺

祝主

櫻木左大夫

支配人

長吉 八歳

氏子 八拾軒

祭礼 六月・十月中の申

夏祭祝詞斗、冬祭り神楽二季共二社人・村役人・氏子寄會、造酒・神供頂戴

但、勧請由来不相分、上棟奉古き処ハ不相見へ、明曆中之上棟左之通

維時明曆三天丁酉八月時正吉祥日 祝座主櫻木□太郎

上棟奉造立成込河内山神御神楽慶一字之事 当御大塚那御武運長久

大願施主富来角右衛門時和氣清維 施主小庄屋有松六右衛門尉

元禄二年己巳十一月十一日神殿再興権札大庄屋横手平内、小庄屋京乱彦作等名前相見へ候、相違之儀も無之ニ付略也、其後文化十二年亥四月神殿再興上棟札有之候得とも略之

山神 支配人

石置 山神宮

石小社

押 殿長 横

祭礼相續り候儀無之候

茅 葺

祝主 櫻木左太夫

支配人 さん

氏子

勧請由来不相分

御寄附御証文写

寛文六四年午御免

高老石四斗卷合七夕

田畝卷反卷畝二歩

内

下田式畝四歩

下、田八畝廿七歩

右、先規之通当社恒例祭礼為供料被附置訖、全可被致社納旨如件
文化元年子六月

つきのかち、谷そふ前、ばん□田小久保、
芋の尾、岸の下、赤根田、十吉□堂、西小畑

田畝卷反卷畝 赤根田等 七ヶ所

高式斗三升四合七勺

高八斗七合

高橋亦作

増田藤八

豊輪左近衛門

大原文蔵

平井一郎左衛門

来浦捌成仏村

御寄附御証文写

高老斗式升

下、田畝畝拾歩

右開苑地先規之通被附置訖、全可被致社納之旨如件
文化元年子六月

立岩前川

卷ヶ所

高橋亦作

増田藤八

豊輪左近衛門

大原文蔵

平井一郎左衛門

来浦捌成仏村

山神 支配人

仏石

権現宮

神体立石

但、先年ハ神体無之、只大猷をさし神体といたし候処、下成仏門覺
 と申□□之山伏石ヲ立神体といたし候、右様之儀ニ候得共、一日
 崇ル事ふへ取除不申、其候ニ差置候
 石鳥居 一基長 横
 但、是ハ先年今□□□

金尾羅拜所殿長九尺 横五間

茅葺
 支配人 岩藏

京都北畠山天台宗
 成仏寺 山号竜下山

但、御目見任不來候、住職隠居□官職上京、□請等都而願書差出候節ハ
 僧頭村役人守邊印ニ而御代官・御郡奉行來・寺社奉行衆（ ）差出
 來候

- 本 堂長六間 横四間式尺 茅葺
- 客 殿長五間半 横四間式尺 茅葺
- 護摩堂長式間 横四間式尺 茅葺
- 庫 裏長五間半 横四間半 茅葺
- 本尊不動聖 木仏立像四尺程 茅葺
- 阿彌陀堂長三間 横三間 茅葺
- 木仏彩色彫像三尺程 茅葺
- 講 堂長五間 横四間 茅葺
- 本尊觀世音木仏彩色立像 茅葺
- 鎮守妙見菩薩 石像を石之内ニ安置

当寺開基養老武年戊午仁開菩薩申伝候、毎年正月五日鬼会、修行天台權人
 峯之節止宿場、住職正保元年以來ハ相分候得共、其以前相知不申世代左之
 通

當時現住 法 順

豪 尊
 豪 賢
 清 順
 家 泉
 宥 門
 敬 寬
 敬 順
 慶 桓
 良 純
 泰 純
 順 清
 順 応
 順 澄
 法 善
 順 道

御寄附御証文等
 寛文六丙午年御免
 高窓斗七升七合
 下、田窓畝廿九歩
 右、先規之通被附置畢、全可被致寺納之旨如件
 文化元年壬午六月

高橋又作
 増田藤八

豊嶋左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

来浦捌成仏村

成仏寺

本尊

成仏寺持

堂主 濃藏

但、建立年号不相当

御寄附御証文写

延宝八庚申年御免

高老斗八升

下田式畝

桐ノ木・田ノ口 武ヶ所

右、開発之地、先規之通被附置畢、全可被致寺納之旨如件

文化元甲子年六月

高橋又作

増田藤八

豊嶋左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

来浦捌成仏村

観音 支配人

表ノ下

地藏堂長共同

横九尺

茅 葺

文殊仙寺持

堂主

但、建立年号不相当

御寄附御証文写

延宝八庚申年御免

高老斗式升

右、開発之地、先規之通被附置畢、全可被致寺納之旨如件

文化元甲子年六月

高橋又作

増田藤八

豊嶋左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

来浦捌成仏村

地蔵 支配人

同田

愛染堂長共同

横三間

茅 葺

本尊 木仏彩色立像

高さ三尺

榊林寺持

堂主

但、建立年号不相当候得共、此地ハ古所之由申伝候、昔ハ愛染谷ニ候尾山沙以前只今之場所に移し候由、寛永三年上棟札ニ、廻損し後年書改候のよし相見へ候、則左之通

内通
観音堂長共同 横九尺

茅 葺

当御国務細川越中守源忠利奉公御武運長久 願主野花六郎兵衛、御務庄屋

富米源右衛門、名主金脇其助

上棟奉造立意之後因東郡成仏榮樂堂一字事 願主宝珠広普□比丘、村司樺木共助、大工古松藤左衛門

于時寛水三年丙丑二月九日 堂別当新兵衛

裏二

寛水三年正月十八日ヨリ初二月十一日迄成就、大願主樺木兵部太夫宗左衛門、堂別当新兵衛子與三郎

弁差金脇其助・孫助

米浦彌成仏村

愛染堂 支配人

諸堂
観音

相極り本尊無之、自然石□□之通佛座候堂無也、観音殿東轟下二候

成仏寺持

支配人

草の地

庚申堂兵 横

茅葺

石林切石之面ニきさみ付

堂主

一 姓氏

樺木氏

但、中屋別家二候

三軒

文化元年再興上棟礼候得共略之

御寄附御証文写

延宝八庚申年御免

高九升

下、出巻畝 左藤頭田 巻ヶ所

右、開発之地、先規之通被附置訖、全可被致取納之旨如件

文化元年甲子年六月

高橋又作

増田藤八

豊嶋左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

影山氏

六軒

但、雄度牟礼「障」之時寄手ニ加里候影山四郎左衛門□末末葉也、其後細川候御領国之頃迄ハ出緒も細く相分候趣ニ候得共、近來ハ印候ものも無之所ニ而申伝來候斗リ御座候

森重氏

八軒

但、出緒者相分不申、先年々唱來古き書もの等ニも段々相見へ候、尤先庄屋此家々相勤、當時も此内々数代下役勤來候

麻生氏

貳軒

是ハ四家ニ而所々棟札其外寄物ニも相見ヘ候、尚又持伝候感状類之
写

〔写真欠失〕

岡松氏

八軒

但、由緒不相分、先年〆唱束候

清原氏

五軒

但、由緒不相分、先年〆唱束候

野花氏

三軒

但、大友氏領國之額々細川候御領地迄郷土之類ニ而相勤候哉、其頃
給人ト唱候由、古キト棟札ニ野花一郎兵衛新二郎杯相見ヘ候、志人ハ
肥後江籠越、志人当所ニ相残り候、子孫□□申伝候

榎木氏

庄や 三平

姓和氣 家之紋丸之内ニ花次再

但、下成仏村庄屋同姓、祖父新右衛門当村先庄や乙右衛門不勝手退役
後庄屋役被仰付候

新右衛門

但榎木兵左衛門二男、幼年之節御貧窮ニ而富来浦町家へ十四才〆四年
奉公、夫を元手とし田地受返シ家運普請等出精致、四拾卷才之夏役義
被仰付廿貳年相勤引替り候、其節村方巨石倉未進役中ニ相片付、先庄
や借用三拾石是又引受納所、役所諸帳面調査、其余愛染堂・成仏寺寄
遣物大般若経以下敷、寄進、村内所、堂院建立、下成仏禪林寺・福

宮・観音寄遣物、文殊・両子寺・奥福寺常夜燈寄進、其余候宮・秋葉・

興隆寺・本護寺・大恩寺涅槃絵・長野大聖寺木仏、屋山長安寺・求菩

提山等諸所々寄進致、之邊ミ候、六拾貳才之時役義御免、夏六月高野

山西生院ニ罷越出家と成、同所ニ於て寄進七年間所ニ而仏事相當、天

明元年丑十月廿一日同所ニおゐて入定致候、其節西生院書而長手トハ

候へ共珍敷故、左二写

一筆啓上候、先以秋冷候御座候得共、弥御安全ニ可被成御座□察

候、然者觀照房義去朝野院江願旨有之候處、元來拙僧登山仕儀義、

是迄一切御咄しも不仕候得とも七ヶ年も御山ニ相勤候ハ、高祖大師

御入滅之通ニ入滅可仕候、四元ニ而登山仕罷在候得共、近年御寺も

普請後是ニ付去年〆延引致罷在候處、当春以来今日、歸り此分ニ

而者中、当年中ハ存命得致し中間敢左候へハ兼而之念願も成就致不

申、左様ニ候得者一生之残念、依之十月廿一日ニ者入滅致候可申間、

左様御聞可被下也、今朝觀照坊被申候ニ付野院も其驚入候、先左様

之存心御無用と留候へハ、いヶ様被仰下候義も拙僧一生之願大師も

右之御入滅之趣御差仰メ被下候段乍僅□□奉存候と被申、是非十月

廿一日ニ者いヶ様ニ御留被下候間も入滅可致、是非御留メ被下候得

共格別之存心御座候と被申候、依之野院も法願之事差得メ候間ハ

いヶ様之事出来之程難斗、依之觀照坊江野院申候者、先國元幸次郎殿并

定助殿江右之段御届ケ申上候事と申候得者、其段ハ兼テ申遣置候間

弥、十月廿一日ニ者入滅致し候趣御申遣し被下候得者宜と被申候而

何分十月廿一日ニ者大師之通ニ入滅可申出之いヶ様申候間も得心

不申候、兼而左様思召可被下候、去依万事人定之化法等□□二付近

口〆兩庄活用(一)可申候、左様之事ハ高野山ニ而も毎年有申

候事ニも無之、五ヶ年ニ者人程有之之事ニ候へ共野院方ニ而ハ覺不

申候、自身口、支度被致候、野院ハ不及候、寺内之者共此節石之

様子承り御立ハいづれも其残念至極と計申□野院義幸次郎殿ニ而も

御登山有之其上之事と色々申談候得共老人之八ヶ年も此方石之覚悟

相定也年延引ニ相成段ハ御当守言請中一年ハ見合罷在候大御様、本
尊様御再建も当月中ニ若出来不申、兼而此段も因元江申遣し置候得
者、此段も近口此上者残申心少シ無申候御聞濟被下候上ハ生、世、
大願成就難成ニ斗ニ而十月廿一日之人滅日之□兼申候、右之通御
座候得共出家之大道人心通申事ニ者候得共甚残念不遇申候、野院共
ケ様ニ存心ハ無申候、觀照坊ニ野院も□リ度存候、頓首
九月廿七日
高野山
西生院

榎本幸次郎殿
甚助殿

養子

幸次郎

後改名平内

其子

當時在役仕候

寿三郎

後改名三平

右者御尋ニ付書上候処相違無御座候、以上

文政九年戊□

成仏村□□

三平

II 寺社関係資料

ここには四点の史料を取載した。

まず1・2は、清流川が貫流する国東市国東町大字小原のうち、上流域にあたる上小原の庄屋平尾家に伝来した史料である。ともに、表題はなく後掲の表題は内容をふまえた上で欄者がつけたものである。

1は整頓仕立てで紙数は四丁、上小原の神をまつる社を書き上げたものである。ここには、天宮宮のような鎮守だけでなく、小規模な石祠のみの社も網羅されている。本文をみるとわかるように、各々の社には「森主」（守主の意味であろう）が記され、地域の人々によって社が管理運営されていたことをよく伝えている。

次に、2は1と同じく整頓仕立てで紙数は五丁、上小原の仏をまつる寺院や小堂および寺院に附属する鎮守を書き上げたものである。ここでも1と同様に、上小原に所在した仏をまつる施設を網羅し記している。ともに、表題はなく、今回各々の内容から1を「上小原神社小祠等書上」、2を「上小原寺院仏堂等書上」と名付けた。

こうした1・2の内容からして、両者はセットで作成されたものといえる。ちなみに、2の木尾には天保七（一八三六）年の年号があり、これをふまえると1も同時期に作成されたものと考えられる。また、これらの史料は、本文中に抹消部分があることから、控もしくは下冊という性格のものといえよう。なお、翻刻にあたっては、抹消部分は省略したことをあらかじめお断りしておきたい。

次に、3と4はともに文殊仙寺（国東市国東町大字大原寺）の住職日記である。

既に、文殊仙寺の住職日記は、昨年度刊行した『豊後国東郷の調査 資料編』に天明元年のものを取載したが、これは前欠で年間を通じた寺の姿を充分に捉えることができなかった。そのため、今回は近世寺院の年間行事や生活などをしてることができ二つの日記を掲載した。内容面で一点のみ指摘しておく、寺の田地の田種や「なきのみ」と記された焼畑の管理など、農事に関わる記述が散見されることが注目される。特に、焼畑に関しては、一八世紀後半から一九世紀初

焼畑の記録として興味深い。

〔凡例〕

- ① 体数は原本に従ったが、改行および罫字は逐一指摘せず、割注は一行にまとめ活字を小さくして表現した。
- ② 用字については基本的に常用漢字に直した。
- ③ 変体仮名は、分（より）・江（え）・而（て）・者（は）以外は平仮名に直した。
- ④ 翻刻にあたり、便宜上読点・並列点を補った。
- ⑤ 宛字あるいは誤字・誤用とみられるものについては、そのまま表記し、（マ）と傍注し、重出する場合は初出のみに傍注を補った。
- ⑥ 虫損等で判読できない文字については、字数に応じて□で表現し、字数が不明な場合は「」で示した。
- ⑦ 本文が記述された後、挿入された文言については「」でくくって表現した。また、挿紙についても同様「」で示した。
- ⑧ 頭注については、文言を（）でくくって表現した。

1 上小原神社小祠等書上(年未詳) ○個人藏

小原手永

上小原

神主

榎木通江

高砂

茂吉

一 天神宮

但祭礼日六月廿五日 九月廿五日

一 本 社九尺 九尺

但、家根板葺さや武間平 三間

茅葺

一 押 殿式間 三間

但、屋根茅葺御供殿九尺 式間 造綾

一 鳥 厨高廿八尺三寸 廻り三尺六寸

葺造立葺表

氏子中

享保九甲辰天六月廿五日

一 御経文地 下、畑巻反

一 山神宮

但祭礼日十一月申

神主

松木主税

葺主

庄屋素助

一 本 社三尺 四尺

但家根板葺さや武間 三間

茅葺

一 押 殿式間 三間

但茅葺

一 鳥 厨高廿八尺四寸 廻り三尺四寸

葺造立

山神

彦兵衛

宝曆十二壬午天四月良辰

氏子中

石生

一 弁天宮

但祭礼日正月廿日 六月巳日 十月亥日

社僧

興徳寺

葺主山之口

文八

一 本 社四尺 五尺

但家根板葺さや九尺 式間

茅葺

一 押 殿九尺 式間

但家根茅葺

一 鳥 厨高廿五尺 廻り三尺六寸

為所能願止而天不成登至無事伏祈武運長久

宝曆四年甲戌九月如意日 氏子中讀立

石生

一 山神宮

神主

榎木通江

但祭礼日六月初七日 十一月初七日

森主

順藏

一本社 石社武園四寸 武園五寸

但家模板葺さや九尺 武園

茅葺

一鳥 厩高十八寸 欄三尺九寸

天下泰平 國家安民

空曆十一己未二月吉日

氏子中

一歳之神宮

但祭礼日六月十四日 九月十九日

神主

松木主税

森主

岩助

一本社 社丈八寸 老尺八寸

但家模板葺さや七尺 八尺

茅葺

力量

一貴船宮 石社高廿七尺八寸 横三尺 入丈尺

神主

桜木遠江

森主

遠藏

但祭礼日六月十四日 十一月十四日

口藏

一貴船宮 石社高廿七尺式寸 横丈尺角

神主

桜木遠江

森主

文藏

但祭礼日十月九日

一稲荷宮 石社高廿七尺四寸 横丈尺角

神主

桜木遠江

但祭礼日二月初五日 八月初五日

森主

利八

一黑尊石之太麻

神主

桜木遠江

但祭礼日十一月廿二日

森主

文作

中尾

一金毘羅宮押所 石社高廿七尺式寸 横丈尺角

森主

角藏

間所

一偷賃権現押所 石社高廿七尺式寸 横九寸角

森主

同人

力量

一金毘羅宮押所 石社高廿七尺式寸 横八寸角

森主

遠藏

2 上小原寺院仏堂等書上 (天保七年・一八三六) ○個人蔵

大原山弘福寺末

一 禪宗東方山保福寺

上小原

御託文附 高九斗七升三合五勺 下・開元長成式畝四卷下

本堂 二字一軒 長五間五尺

庫裏 横四間

但以前瓦葺、宝曆十年焼失後茅葺

本尊 桑師如来 御長壹尺五寸

作者不詳

開山 彌生守源禪師

開基 保福寺殿前備州太守居斐保安 禪定門 神儀

半進 指渡八寸式寸 壘一尺一寸六分

小鐘窓受

門 瓦葺 但、宝曆年中焼失後未建

見菱花口林口瀧 見住何縁

門 瓦葺

但、宝曆年中焼失後未建

保福寺別当

弁天宮 壘一尺五寸

一 床浦宮 三神一字 石社 横一尺五寸

天神宮 神体自然石

保福寺 観音堂 長武間

横一間半

但以前瓦葺、宝曆年中焼失後茅葺

本尊 正観音 御長一尺五寸

作者不詳

左 弘法大師 御長九寸

脇立 同前 作者不詳

右 十六羅漢 御長一尺九寸

保福寺山院

一 天照皇太神宮 岩 湖高三尺 横式尺五寸

神体 日鏡

石神門 額二太神宮 柱二鹿嶋氏

但 高七尺

石生尊保福寺支配

一 不動堂 長三間 横一間半 享堂

本尊 不動明王 御長八寸

作者不詳

作者不詳

野在山保福寺支配

一 虚空蔵菩薩 窟 七

仏体 自然大石 窟 七

平石 一 大日如来石堂 壘一尺四寸 横壹尺

仏体 石仏 御長八寸

作者不詳

窟 七

野在西山

一 地藏大土石堂 堅三尺 横壹尺四寸

立像 御長貳尺

作者不詳

堂主 政左衛門

同所

一 勢至尊石堂 堅貳尺四寸 横一尺四寸

立像 御長八寸

作者不詳

堂主 同人

同所

一 弘法大師石堂 堅二尺九寸 横一尺四寸

立像 御長九寸

作者不詳

堂主 同人

保福寺東方堂

一 福祿山照陽軒長式間 横一間半 寬肆

御証文附宮寺本立并 F 連三紙

堂主 繁藏

本尊 地藏菩薩 御長貳尺六寸

作者不詳

皇福寺本木別當

一 金剛山普明寺長式間 横一間半 寬肆

本尊 觀世音 御長八寸

作者不詳

堂主 弥七

協立 虚空藏 御長八寸

作者不詳

安福寺本平石

一 正壽庵長式間 横一間半

堂主 音松

本尊 阿弥陀如来 御長貳尺

作者不詳

同寺本平石

一 慈雲庵長式間 横一間半

堂主 八百藏

本尊 地藏菩薩 御長一尺一寸五分

作者不詳

同所

一 慈雲庵長式間 横一間半

堂主 谷藏

本尊 阿弥陀如来 御長一尺三寸

作者不詳

天保七年

申

天明二歲	現住水願
公用并諸用控	当山
下寅	知事

- 正月
- 杵築出崩 三日・翌四日二御礼例年之通相濟 其日燔寺致
 - 五日、成仏寺鬼会相勤、六日当山鬼会、七日岩戸寺大門坊江罷越鬼会勤候事
 - 九日、かつら原年始前、之通
 - 十日、大正原許先例之通相濟
 - 十一日、真行会例年之通相濟、門威御折袴使僧觀教房造相濟
 - 十二日、院主村正原許江年始二罷出ル
 - 十三日、百手祭り拙寺勤ル
 - 赤根村意哲老江江礼として錢五匁年玉銀礼卷匁五分出ス
 - 十六日、般若講例之通
 - 十九日、赤根判形六位通相濟
 - 廿一日、当手水判形、富采藏へ使備違相濟
 - 廿二日、六位兩子寺江加行、使僧二出ス
 - 廿三日、庚申騒動ム
 - 廿六日、御礼上福寿院取次、門田氏

同 大聖寺二而手水護摩相勤当山不残出仕致候、法座之次第開白導師大聖寺・初夜護摩文殊仙寺、翌廿七日日中大般若導師文殊仙寺・朝護摩導師成仏寺

手水折袴布施之控

- 四匁 院主 式匁五分 中之坊
 - 卷匁 円了房 式匁 勤教房
 - 式匁 六位 文殊仙寺家來五分
 - 十二日、大恩寺友左衛門方江祝言の祝儀式匁
 - 廿六日、岩采吉方江祝儀四匁致ス、是又祝言致儀 (一)
 - 同日、廟子箱来浦十五郎殿江金吾殿祝言祝儀致ス
 - 廿九日、六位入行始ル
 - 元日、中之坊江年始二行、雜煮出ル
 - 同日、真助方二而も雜煮出ル
 - 十七日晚、加左衛門方江雜煮若飯二被招也
 - 十日、老師百ヶ日二付西子寺權請致
 - 御布施八匁、仏布施卷匁、布卷反上ル
 - 但シ伴僧三匁家來卷匁
- 二月
- 三日、成仏寺次郎殿高野参出立、錢別式匁致
 - 四日、彼岸中日堅来且中寺参り例年之通
 - 十五日、長野光明寺七高祖勸化二錢十匁出ス
 - 十七日、安岐福田屋儀兵衛伴藤重郎見ル、酒巻樽・銀札式匁持参致ス
 - 十二日、六所権現石拒成就 願主中之坊 日音院 施主作治郎
 - 廿三日、講堂之底今金輪櫻迄杉苗四拾本植ル、苗長の清七方匁亮寄七代銀巻本二付五文六分、但シ原苗五尺程有リ
 - 廿日、長野小右衛門惣樂山伏許致候事、諸道卜名付候事
 - 酒巻樽大恩寺村弥作六位入行礼として持参見ル
 - 大恩寺村金左衛門
 - 酒巻樽米也升大麥式斗持参是も六位入行礼として相見候事

一 長屋かへ纏ひ成仏治助老工巻出又

一 くりむね大風ニ而被損纏ひ成仏麻吉巻工巻出又

一 廿八日、年行事回章到来、先達而本山回状謹具此節出来ニ付本山奉納被評儀、

来ル十四日今岩戸寺山王会教路ニ相談ニ存候趣、年行事申来ル

一本才成仏喜代七世新ニ而巻出ニ七ノ二面ニ拾六拾六がん買置也

三月

赤根村卯兵衛六位行見舞として酒老樽持参、但シ宮(一)

一 中之坊病身ニ付隨居致度由、毎度被願儀、右ニ付願之通隨居申付候

一 四日什物諸道具院主六位福寿院立会之上取取候事

一 後住六位と名付候而万事品々(一)院主詰込候儀事、猶亦當時巴了房江中

之坊看主申付候事

一 六日朝伊古方江寺役日舞院遣又

一 権現堂舞榭家根原成仏治助・九平作料式匂当寺令出又、まかなひ寺中口役縄

かや山百姓中

一 七日、院主千燈寺・清浄光寺・靈仙寺泊り、翌八日実相院令応磨寺、無動寺

・天念寺泊り、翌九日長安寺・富貴寺泊り、翌十日赤根村与助・作右衛門・

清兵衛方へ参宮祝儀致又

一 十四日六位行見舞として浄満寺令餅米三升使里平りん

同日西子寺御出

一 同 白銀式匂五分 靈仙寺

一 墨巻丁 実相院

一 筆式本 祝儀式匂 清浄光寺

一 文鏡式匂 中磨 応磨寺

一 半紙 扇子箱 天念寺

一 津並巻連 長安寺

一 右西組六ヶ寺御出、茶つけ出し洒出又、何も同道致大門坊山王会江出勤又

一 山王講、三匂院主・五匂觀教房・五分日童院令奉納候

一 廿日、岩戸寺村左衛門死去ニ付、千燈寺令以書状焼香ニ相立候様ニ申来候

一 廿一日、米浦浜四四供養開眼江遊越候事

一 廿二日、月浜田屋瀧藏殿江普請祝儀として白銀式匂持参見敬候事

一 廿日、杵築天神坊入来、符左者に入窓つ持参見ル

一 覺

一 中之坊屋し

一 上。九畝拾八歩 高八斗貳升四合

一 上米貳斗五升九合貳斗

一 下。四畝拾壹歩 高壹斗三升壹合

一 上米三升九合三斗

一 下細 壹畝拾七歩 高四升七合

一 上米壹升四合壹斗

一 畝ノ壹反五畝拾六歩 高ノ壹石四升貳合

一 上米ノ三斗壹升貳合六斗

一 天明式寅年三月

一 右中之坊隨居致二付田畑上米二而山中江作り候様申付候事

一 廿五日、千燈寺御入来但シ礼物御持参

一 廿七日今本堂東屋間うしろ厨の西長屋前手たつま葺替、廿九日迄相濟、家根原

上成仏手つたひ、岩戸寺村且山中御料拾貳式匂出又

一 此度長の和右衛門殿上京致付禮別として巻封進候事

一 四月分

一 朔日、千燈西之院祝儀老匂懐紙巻包持参見ル

一 田深稲屋植石衛門文殊参詣立寄銀札式匂置候

一二日合延彦連かつら原分買取代六匁出ス

同日めうと石七兵衛方江藩宮祝ひ二巻匁五分祝儀致ス、

同日成仏寺院主殿へ式匁祝儀致、同日影山六平方江巻匁五分祝儀致ス

一 七日、長野和右衛門上京留主見舞寄樽出ス、此度山門灌頂具建立ニ付調山

寺院銀奉納致へく之旨申来候

調山寺院奉納錢止

一 七拾文四匁拾九匁三分三厘

一 七十文武匁 文殊仙寺 五歩 中之坊

一 拾四匁八分五厘 惣且那中

右ハ寅四月年行司回章到来候写留也

一 廿七日、六位護摩開關ニ法印招請之為メ院主兩子寺江罷越走路事、進物半紙

此外祝儀巻匁五分持参調子寺入齋候留主以書狀申殘候事

五月

一 三日夕六位加行護摩開關ニ夜三日、同五日ニ結羅摩供廿三座執行、大衆兩

子寺法印、兵部、成仏寺、淨満寺、大衆寺、円了坊、觀教房、院主

一 錢八匁 同斷

一 津並巻連 同斷

一 白銀三匁 同斷

一 錢式匁 兵部

一 銀札一匁 岡子家米

一 錢四分 大聖寺

一 間五分 大正家米

七日調子寺江札として林泉房進ス

一 六日、木山寺納錢儀ニ取立かたく候間、堅来庄屋善助殿江惣且申上仕借り式拾

日借用致候事

一 十日、当寺分奉納錢拾七匁三分五厘使以淨觀錢兩子寺相納候事

一 中之坊誦居日音院相米ニ付於本寺引受幕送法事九日夕相勤十日仕上ケ

一 十一日晚合成仏寺ニ而伝教大師講經合打寄相勤候事、朝夕導師文殊仙寺

十二日、朝飯後般若転読導師文殊仙寺

十五日、大恩寺村金左衛門方江被為招請罷越候事

一 十六日、大般若転読候事

一 此度木山奉納錢日中江額符被申

一 式匁式分五厘 赤根分九軒前

一 三匁 岩戸寺村分拾貳軒前

一 四匁七分五厘 成仏分十九軒前

一 巻匁七分五厘 大恩等分七軒前

一 式分五厘 富米治平

一 式分五厘 中村山ノ上卯左衛門

一 巻匁 文殊山中四軒分

一 七分五厘 めうといし三軒前

一 式分五厘 わらみの諸兵衛分

一 惣ノ拾四匁式分五厘也

一 廿三日晚合成仏善右衛門方江法事ニ院主行ク

一 錢三匁岩戸寺村日中木山銀伊吉持參受取濟

一 廿五日、曾左衛門殿日音院佛二被見候事

一 当山小役目三月以來和助一日勤ム

一 当山小役目迄七一日一日勤ム

一 廿六日、御札上使僧觀教房御城取次郷司宅右衛門

一 中之坊死去之段、寺社田原氏江御申上候事、右之段代官渡辺藤左衛門殿江

も中之坊死去之段届置

一 廿八日、田うへ赤根村世話人畑卯兵衛惣江四拾七人村中合出ル

同日、浜田屋藏殿月參二見、酒御持參

廿九日

一 寺社方佐藤甚右衛門殿此度表御用番被仰付、跡役平井一郎左衛門殿宗門口成

六月

朔日、寺講參、成仏・赤根村參ル

二日、岩戸寺村參ル

三日、堅菜村・大恩寺村參ル

同本山根拾芻善助殿江返濟藤七江渡又

五日、來浦十五郎殿殿屋、右跡役子息郷左衛門殿江相紙、右二付祝儀二疊出候事

序二疊見舞温純粉式袋進上候事

七日、めうと石新作方江被呼候事

八日晚令赤根村親年回付馳越候事

同日、來浦大聖寺江修堂料銀(一)、不殘相渡候事尤錢詣取手紙相渡候也

十一日、料葉出度、十三日帰來

一 うとん粉 式袋

一 うとん粉 式袋 祝儀四匁

一 うとん粉 式袋

一同 窓袋

一同 窓袋 三匁

家老衆参見舞

田中藏人殿・榎並喜左衛門殿・中根齋殿・加藤實殿

用番衆同断

大矢与右衛門殿・八田安左衛門殿・大原佐五左衛門殿・佐藤甚左衛門殿

郡奉行衆見舞

六代官 八坂 渡辺藤右衛門殿 新代官 安岐 元田甚兵衛殿

來浦 竹本六兵衛殿 竹田津 加藤喜内殿 河子松原善太郎殿 小原 後藤伴藏殿

一 十五日、中村茂治見ル、江戸土産として風呂敷持參、酒持參中食出ス

一 十八日朝、本村惣代として由松見ル、御酒花桶持參、ヒエまつり

一 廿二日、成仏久左衛門方江招請參ル

一 廿六日今日音院四十九日、淨満寺本智房相見法事致候事

一 廿八日、堅來且中草取八人見ル

七月

朔日、堅來且中草取十三人見ル

二日、堅來且中草取七人見ル

五日、成仏寺江本智房剃髪祈禱行

四日・五日兩日、亀之甲なき野切ル、但シ式拾人役致ス、日よふ式拾式匁出ス

六日、大恩寺村草取六人見ル

七日、來浦村藥二行候、隱曆所江うとん粉一袋、大聖寺江白米一袋持參候事

八日、成仏且中草取五人見ル

九日、同村且中草取六人見ル

同日、成仏われ尾吉三方おきん粉式舟持參見ル、是十日朝令輪檀無縁盆の回向料也例之通

十日、長野和右衛門殿京都令掃着二付土産願窓本持參

十一日、山新右衛門江請取之場所道切申付候事

右者長八□うしろ令辨福院の三ツ辻嘉右衛門分馬場之沓神數分仁王之前迄嘉右衛門分、右之通、先年令山百姓道切申場所極り居候處、近年嘉右衛門自由ヲ致

道切不致候間、先例ヲ云立請取之場所辱目為致候事

十二日、山中百姓罷出当寺北岸さらへ道切相濟

十三日、施餼鬼禰前かさり候事

十四日、盆參として堅來且中合作あまり參ル

十五日朝、諸急動行幕所不残水まつり致候

十五日朝、使節門了房阿子寺江遣、白米窓升・窓匁持參先例通

十八日、庄屋本令藥の使書状來ル、觀教房藥請道スのほり立林平出ル

廿日令堅來且中守役二出ル

廿一日、淨満寺止宿、夫々料葉江出度、但シ高采寺二祝儀致ス

廿三日、殿様御礼被仰付、五ツ時二登城致、四ツ半四□達相濟、玄龜寺へ当住隠居祝儀致

廿四日二福寺、香槽林泉房人足与七

一 龜之甲なき野日よふ十七人役老乞巻分ツ、

メ十八日七分当山成仏致ス、外手人十三人役

一日よふ科前十七人役拾五匁五分出ス、但シ十人成仏五人ハ山

八月分

六日、大恩寺村庄屋平助酒持参見ル、当寺借用之儀ニ付同日修音院方々左平太様之使見ル事、十四日今彼岸二入

十五日、弥左衛門方江月見二行

十八日晚今日音院百ヶ日法事致候事

十七日、彼岸中日参り來且家今十九人参る、岩戸寺村且中今式人参ル、赤根村

口中今三人参ル

廿五日、御縁日音天散銭百拾式匁有リ、湯銭都合式拾巻匁あり

同日、安岐浦宿力屋儀兵衛殿文殊堂江金燈籠上ル、嬬子榮作殿中食出ス家來式人

同日、赤根阿弥陀寺御出年玉巻匁持参、巻匁五分元誓老持参見ル

廿九日、晦日同日成煙燒草始拾式人役切、成仏われおやとひ切日よふ九匁六分八

人役、手人四人

九月分

朔日、青天散銭六拾巻匁場銭九匁あまり

四日今木村伝七方江法事二行、此日掃寺

六日今岩戸寺村覚助方江法事二行、七日掃寺

八日、庄屋本今番状到來、右者九月三日練部文右衛門殿死去之由申來候

同日、又番状到來、右者大坂御城代土蔵美濃守殿先八月廿日御醫去被成候、依之

九月五日今七日迄御停止被仰付、庄屋今申來候

九日青天

十一日今來浦江影越、光明寺江上京ノ祝儀式匁致ス、同新和右衛門殿江も致、岩

戸寺村元右衛門方江普請之祝儀式匁致ス、十三日掃寺

十四日、山内嘉右衛門方江藝、法花経一部祝願終日懸り掃寺

廿五日、大般若経読誦兼僧 円了房・觀教房・林泉房

廿六日、御祈禱上門了房御取次守社方江番状差出席二御燈明科米請取手形差出ス、

別寺社方御承知成候

請取申米之事

一 合米五石也

右者文殊御燈明科当寅年分儀ニ請取申免矣止也、依而請取手形如件

天明貳年寅十月

天明貳年寅十月

右之通手形圖覽出置也

廿八日晚今先住敬順法印一周忌法事執行、海師兩子寺付式人

布施物寛

一 拾式匁 布巻反 仏施巻匁

一 貳匁 門之坊

一 貳匁 惠觀房

一 四匁 大聖寺

十月

一 二日、長野村検見奉行乘御泊りニ付当山作勞宮之ため使僧觀教房差出ス、尚

又御日奉行衆江使僧及面談候

三日、御郡奉行小申助右衛門殿当寺江御參籠被成候、小申□河殿門道ニ而候

七日、寺社奉行所今普僧長野村今到來

一 聲啓上候秋冷之節御座候得共弥無御別衆御湯可被成珍重奉存候、然者先頭御

下候御燈明科五石請取進候様被仰下度承知候、尤來浦藏ニ而御受取被成候由、

剛切手相受取申候ニ付差越申候、御受取申上ニ而御返報御請取被成候段早々可

仰下候、右得御意度如此御座候、恐惶謹言

出原源右衛門氏長 刊

十月六日

文殊仙寺

常夜燈明料御差紙之写

差紙

一 米五石也

文殊仙寺渡

右者来浦手水御物成之内於来浦蔵御渡可有之候、重而御蔵書替を以て差紙二引替可能申候、以上

寅十月三日

工藤兵助 判

竹本六兵衛殿

来浦郷右衛門殿

十四日、院主宇佐參詣致前後一夜高田逗留致、十六日掃寺人足山和助

十八日、来浦祭り二行、浜村庄屋園右衛門殿寫請札儀領札式致致、来浦郷右衛

門殿江も岐儀之祝儀四匁致ス

廿日今成仏村卒次郎殿方江款照房一圓忌の法事二行、香奠三匁致ス、御布施八匁

一 十月十七日西子寺願望二付上吉御出船被成候、右二付留主間表立候事抽寺江

御出之御御 願被成候事

一 閏廿三日、小亭相見ル、弥法印上京被致候付、堀田定八西子寺之儀万事文殊

一 仙寺請持候事、尚又小亭相度志儀持參候二付もらい候事

廿五日今淨満寺に開講二行、朝夕導師文殊仙寺

廿七日は今令整来善右衛門方江法事二行、廿八日帰ル

十四日、講堂縁板は取大工来浦徳富殿の良助式人、作料三匁遣ス

晦日、当山祭り、應本木坊

十一月分

朔日、氏神祭り、院主相勤先格

二日、赤旗祭り、院主行

半紙源藏殿江、普請祝儀四匁庄屋与専治殿、白銀包安藤元哲老江、三日掃寺

七日、大恩寺平助方江被招請行違得致、翌六日朝市右衛門方江被呼候事
十日、東叡山御回章淨満寺今到来致

公儀御触書之写

是迄寺院之出訴者本寺触頭之添簡を以奉行所江罷出社人之出訴者添簡無之罷出候得共、以来地頭有之寺院之出訴者御代官・領主・地頭と本寺触頭兩添簡を以罷出、社人出訴者御代官・領主・地頭之添簡二而可罷出皆寺院社人江申触置、御代官・領主・地頭二而も其旨可相心得候、右之趣万石以下以下共不洩様可被相触候、以上

二月

一 撰州多田院勸化御免寺社奉行之連印之勸化扶持參二面、当寅三月今来戌三月迄二山城・大和・摂津・尾張・近江・はりま・備前・備中・備後・安芸・周防・長門・豊後・豊前・ちくこ・ちくせん・ひこ・ひぜん・日向・さつま式十ヶ国ヲ勸化致出申来〔 〕

満山寺院銘、

別紙

一 山門横川者慈悲大師御入寂之霊場、因季講堂者別大師法會執行之精舎也、然所会料薄乏歴代大法會執行相被難弁、彼院内之大衆多年及悲歎之余り不得止此度石大法會資料勸進奉願候所、願之趣格別之筋被問召、則從實主大主も御喜捨被遊猶諸因一宗寺院江勸化御免被仰出候、然上者其冥加を存殊二者爲令折天下安全令法久住寺院興隆之基本、物之多少によらず投募財、永代令預大法會執行之旨趣可有之候、抑開山伝教・慈悲・慈恵之上祖者仏法弘通之棟梁二而別而法流一宗之出家者徒蓮髮最初蒙矣太弥思召頼宗之高祖也、然に來歴年正月三日慈悲大師八百年之御遠忌被爲当候二付取越、来卯年九月元三會御執行被仰出候得者、右報恩得脱之志意趣可有之候事

但、右勸物者本寺又者仲間或者組合之内取集、来卯三月迄山門横川別當代江可相納候、右回章成仏寺江十一月十一日朝六ツ時遣ス、夫忠助

追而只今迄大寺以下之寺院法印付之書状被差出候儀間、有之候、向後ハ法印様と可被相認候

寅六月廿五日

眞覺院

眞覺院

十月廿四日、灌頂吳寺納銀請取書面兩子寺江到来二付、由原山年行事懸合申事、

本山今申来候趣ヲ控置也

一 二白通而由原山今銀五枚奉納候様致承知候、同山年行事之事当山并二輪門様
合御免許候、故否之儀此方三而も左様之事一向不致承知候、勿論当山今申付
候儀無御座候、尚与明吟味可来候、以上

十月廿四日

延命院

寶祥院

兩子寺

寅十一月十三日、小宰相持參披見迄

一 十一月七日今赤根村木引文藏呼寄候而講堂板引七候事

工敷六工半、此代銀八匁五分五厘、文藏江相渡

但シ宅工二付宅瓦三分当り

十一月十三日

十五日、大庄屋今来書、右ハ当寅年文殊分御敷米七石、上ノ被下候事

同日、村曾右衛門今も右敷米之礼として御兩人江念所罷出候様申来候事

十五日、成仏寺死去二付、十六日葬送

引取師 文殊仙寺

淨満寺

大聖寺

岩戸寺

林泉房

円了房

十一月廿一日、当初長野村検見奉行所へ使僧ヲ以文殊分御思召之筋御願申上候是、
御兩人取斗殊ニ小申助左衛門殿い、か□山分米七石御敷米上ノ被仰付候、御礼
之覚

竹本六兵衛殿へ、山いも巻米・酒壺升、使僧林泉房ヲ以十一月廿一日会所遣
ス

来浦郷左衛門殿へ山いも巻米、蓋石衛門殿ヲ以御礼申小申助左衛門殿

兩子寺ハ円壽寺江回卒戻シ添輪此紙の問二人置也

十一月廿六日、上成仏庄屋幸次郎・下成仏龜石衛門見ル、先達而成仏寺本智

房葬送之礼として巻樽・米一升持参、尚亦寺無住成候付、火番として当寺觀
教房遣置候事、尤村役人、且中組合寺院今も成仏寺無住二付万事之事文殊仙
寺引受候様二番、被申候、右例任承置候事

十二月四日、村庄屋許江行、右ハ講堂板縁修葺此度仰付、七ヶ村庄屋兼江右
入用寄進之事相談ニ相右衛門殿迄委細申入置候

入用書付控

一 五工 巻瓦五分取 長野村大工 貞助

一 五工 巻瓦五分取 来浦村大工 徳藏

一 六工半 巻瓦三分取 赤根木引 文藏

一 作料式拾巻瓦九分五厘

一 広輪三寸釘貳百本

一 たり四寸釘貳百七拾本

右代九匁三分

直メ三拾巻瓦貳分五厘

一 白米巻斗式升五合職人飯米

右之通書付担右衛門殿相頼置也、煎酒中飯出ル早速掃寺

一 六日、兩子寺江罷越候事

一 七日、寒氣見舞として木付江出府、岡寺社江蕎麦式袋小申助右衛門殿江問武

袋、是ハ御敷米御取斗ひ之礼ニ連候事、御代官江式袋、外屋清助江一袋、天

神坊座江主江袋新代式袋 遣入、九日帰寺

一 六日、年行事回章到来、此度山門慈悲大師持納銀申来候事

一 四匁六分四厘 文殊仙寺且中

一 壹匁 文殊仙寺

一 三分 中之坊

一 五分 成仏寺

一 卷九分三厘 成仏寺且中

廿六日、米一升夫金平ヲ以奉振作右衛門方江岸之橋二遺候事、同銀札十匁銭貳匁

米一升安藤元哲老江織末喜札券二金平持せ遣ス

一 四拾六匁五厘御堂修履銀

廿八日二村祖右衛門殿方今到來致受取

一 四匁四分五厘 わらみの

一 拾式匁四分七厘 富来

一 五匁九分六厘 浜崎

一 五匁一分九厘 浦手

右之通、七ヶ村割符祖右衛門殿江願置候事、手代赤右衛門殿御世話二而早、御取立被申候、此方江領受取相濟事、為後日控置者也

五匁五分八厘 大恩寺

七匁八厘 寺山

五匁二分式厘 柳迫

4 公私諸用雜記 (寛政一三年・一八〇一) ○文殊仙寺藏

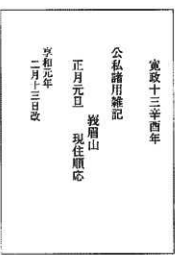
寛政一三年西年

公私諸用雜記

嶽崩山 現任願成

正月元日 現任願成

享和元年 二月十三日改



一 元日、例之通一之鶏糞種候山内藤系五郎原今年男見、年玉巻升持參

一 二日、一之鶏糞種成仏若菜献上二見、同日杵築宗門方迄使僧遣候、年内

一 廿八日晚城下松村又兵衛方今致出火御家老衆不残六軒町船手迄燒失致自身為

御機嫌何可罷出之所、痛所有之候二付使僧遣候

一 三日晚、使僧帰る大庄屋殿付掃掃り御立寄一宿年札之儀八御中飯二付御領分

一 一統相止り候二付年札二八不出候

一 四日、堅果修、正会二使僧遣候

一 五日、成仏壽代七方へ先例之通年始二遺候卷升年玉

一 六日、殿様御中飯二付鬼文殊講相止候、日中年礼例之通来ル

一 九日、葛原広助方へ年始二遺候、米巻升白酒巻升年玉

一 十一日、心経会仁王門二蘇民木立候、注連引候、山内百姓惣出松權致候、雜煮白酒出候

一 十二日、伊勢大夫御載来ル、御初尾四匁九分遺候、山内中

一 十三日、朝百手席福藏方、拙寺祝詞致本寺令神酒代五分出候

一 十三日、寺社大原文藏殿今来書飛御来ル

此度但馬守様御新拜御法号

寛量院殿節了儀大居士

右之通被仰出候御法事於兼徳寺執行被仰付候二付、来ル廿日御当日二而先遣而之通納経有之候様二被仰出候、其心得二而御出頭可有之候、右申入候、恐惶謹言

正月十二日

文殊仙寺

大原文藏

右真逸書相認飛脚二渡候、齋表令以飛脚昨日中相届候様二庄黒木二申遣候

一 十四日、白屋半蔵殿令使与吉年玉杉原式帖巻巻申来ル

一 十九日、城下江罷出候、廿日納経先遣而之通宿寺正覚寺御齋被下候、御布施金式百匁、其日直二掃り二迎籠夫福藏・弥作・和助内令升平

一 廿一日晚先住慈眼院三十三年之供養致執行候、両子寺城下罷出御用二付還留名代千燈寺御入来小僧老人組合之寺院不残入来、齋米巻升香料式匁宛御持

參御布施五匁宛致候、両子寺名代二六匁俵僧三匁人足五分致候、晚齋表後一

菜夜食朝粥御齋一廿五菜

一 廿四日、雨天晚勤行、例之通

一 廿五日、青天參詣少し

場錢巻匁七分、酒屋式軒式匁五分、散錢拾、九匁五分

一 廿六日、御城へ御祈禱上使僧兵部遣候、寺社役所へ相届條所御忌中相濟候得共百ヶ日不遇中御祈禱御請不被遊候二付天神坊へ御礼預置候様二寺社奉行被仰候二付預置候り候

一 廿八日より於成仏等手水祈禱相勤旧例之通、同日令鬼会替り之祈禱致執行候、護摩供三座大般若巻座、晦日口中迄相勤相濟候り

二月分

朔日、青天勤行例之通

一 場錢八匁四分、本堂六拾八匁、五匁酒屋式軒

一 二日令堅来次右衛門所二仏事二付行

一 三日、富来会所江寺判二使僧兵部遣候

一 六日、堅来定八方へ願成就大般若転読三行、同晚觀式人の法事相勤候

一 七日、彼岸之中日、堅来村令寺参り有之候

一 十日、奉公人取付候宗藏儀助、同日鬼会替り之御祈禱護摩供三座大般若執行致候

一 十一日、大正寺先住七回二付行候

一 十二日、東叡山御同草或箱淨満等令持来ル、儘二受取成仏寺二纏候

一 右座八御尋常備中国賈陽郡井手村百姓伊七年式拾式歳母へ紙付立送候人控書此節初院病身二付退役明静院へ被仰付住心院室被仰付候

執当 円覚院 住心院

一 十四日、当谷筋庄や中へ年頭旁使僧遣候、鬼会替り之御祈禱御礼目録巻枚二

一 十五日、涅槃会、小門江小札巻枚二て遣候

一 十五日、涅槃会、青天参詣少し

一 十六日、堅来勝兵衛母死去二付取置二行

一 十七日、庄屋本令飛脚先達而年内向田村喜兵衛子虎松通寺弟子二實置候所判

一 慶願書差出候申来り候、則印形仕差出候

一 廿四日、講堂葺替遣つけ夫村やねや巻人夫七人來ル

一 廿五日、青天、散錢八拾四匁、場錢七匁三分、酒屋三匁五分

一 廿六日、講堂葺替二懸り二やねや富来令上り大恩寺・葉叢令八人手伝夫十三人寺山

一 廿七日、屋根や九人、手伝夫十三人富来村

一 廿九日、屋根や七人、手伝夫廿人浜崎・柳迫

三月分

一 朔日、勤行例之通、やねや十八人浦手大恩寺、講堂葺替仕舞候、障之掃

一 三人三工講堂積り見分上敷メ四拾工、手伝夫六拾八人七ヶ村割符覚

一 山茅 三百五拾メ 一中繩 八束八ツ繩三百式拾尋 一たるき竹 六拾本

一 大竹 四本 一屋中竹 四拾八本 一遺竹たし 三拾本

一 一ほこ竹 六束 一わら 五メ

一 屋中竹之分ハ巻本二付式分五厘ニて

一 たるき竹巻本二付式分五厘ニて

一 一ほこ竹巻本二付巻匁式分ニて

一 右竹之分ハ七ヶ村令買立当寺令巻候

一 海草 四拾枚 繩 巻束 堅来村

一 薄草 三拾枚 繩 巻束 深江村

一 右葺替大被二付加勢願候

一 四日、口中令加行護摩開關

一 七日、護摩結願組合打寄候

一 九日、左弁在所二掃ス

一 年号改元享和元二月十三日令

一 十一日、米浦新三郎殿招候小中竹酒殿・玄庵殿其外年内客之節不参之ものあらく招、十一日退賃、十二日御帰り

一 十四日令於神宮寺二山王講致出動

一 岩戸寺先達而色衣致候二付先年満山深許大門坊本寺職之旨衆評有之候二付、満

山集會之節ハ若用不致様阿子寺ハ先達ニ被申候得共、宮様御免之色衣ニ候ヘ
ハ致着出動候、右ニ付返、満山衆許可致留申合退散候

十五日、掃寺

一 十九日、廿日、大恩寺村庄屋伝助殿所江行、右当寺修堂料燈明料借行燈候所年
内分利分不參ニ候ヘ且那中及相談候所年數も久敷事代替りにも候間一通り
元利返并致候様ニ申遣候所十年賦ニ致候答ニ申極備り候

一 廿日、聚來貞藏所年回二行、法花志部談誦致候

一 廿二日、くりのうらひろ番替、やねや七人・手伝夫七人、下やね復し返し候
ニ付むね巻之程残ル

一 廿三日やねや武人來ルふきしまひ候

一 廿五日、連夜分動行例之通雨天參詣無シ

一 廿六日、阿子寺二行、満山老分寄有之候、右者岩戸寺一件評議控番別ニ致置

一 廿七日、岩戸寺村庄屋木へ行、岩戸寺一件相談致候

同日、春畑種植候

一 晦日、庄屋本分來書、此節御免礼御改替被成候ニ付浦手会所ニ差出候様申來
り候、即日使僧会所ニ差遣候、御免札三枚爲一

一 当山和助御末進方過分有之候ニ付、ば、之畑九畝廿三麥十年季ニ相寺買置申
候、代銀札百匁年明候節元銀返弁之上右畑相渡可申答証文相調來り申候、元
銀返弁無之候ヘハ年明、候而も何ヶ年も拙寺方へ作り申候答ニ申極候、代銀
之儀百匁之内六拾匁庄屋本へ相立候、残分四拾匁当寺返弁之答ニ申遣候

一 廿七日、七ツ時阿子寺飛脚到來、今日満山老分中寄合有之候間拙寺へ相見へ
候様ニ申來り候、猶又岩戸寺一件書物にも有之候ハ、持參御請申來り候、直
ニ阿子寺へ行、一宿相談不決候

四月紙

一 朔日、雨天堅來喜右衛門方へ供養二行

一 三日、聚來勝兵衛方へ年回二行

一 四日、阿子寺二行、右岩戸寺一件之儀ニ付

一 七日朝、成仏寅藏方被招行、同日花堂書

一 八日、誕生会天気よし、參詣すくなし

一 九日、御料繪踏奉行參詣御初穂上ル

一 十四日、庚申應勤ル、和助不參

一 十五日、岩戸寺村庄屋喜入右衛門殿方岩戸寺一件口上書相認飛脚持來ル、
別二口上書控置候

一 十六日、使僧大貳阿子寺へ遣候、右岩戸寺村口上書為持遣候、拙寺分書状添
別阿子寺分受取之返書

一 廿日、なきのふけつり仕舞候、十三人当寺分遣候

一 廿三日、檀豆、向之坊中之坊六人

一 廿六日、赤根忠兵衛致死去被招候故風經二行

一 五月分

一 朔日、動行例之通

一 二日、広畑麦しのふ式石八升

一 四日、広畑種植候、四人

一 七日晚、祖師講相動候、大正寺分使僧中将見、大門坊当等役ニ付不參

一 十一日、七嶋種植

一 十二日、大正屋本江御免礼受取使僧遣候

一 十三日、麦しのふ仕舞候

一 十九日、田植成仏村分雇人覚

一 喜代七、貞助、三右衛門、八十八、喜七、由太郎、安次郎、利三郎、伴藏、連
藏娘、久兵衛娘、松次郎、庄藏、植藏、九藏、用助娘、福藏牛共、与一娘、円
海跡、金平、

一 久右衛門、市五郎、佐一、友助内、市次郎内、新兵衛娘、元助娘、善治妹、
山内茂三郎牛共、福藏、和助、藤三郎、弥作内、曠助、榮藏、外平

一 飯袋として家内五人

一 田畔猿はミ中之坊田・寿福院田・一之木戸中之田・馬場之田畝

一 三拾七人

一 五反、直不

足馬場之田三畝斗残る、苗殊之外あしく不立日ニ付初たねぞ斗渡し

- 一 廿四日、粟妻疫神除大般若転読、衆僧寺内法舞、左升、兵部、大貳、役人、組頭・野原大札、村中戸口札角大御小守人別開札
- 一 廿六日、御城江御祈禱上左弁違儀、本寺破損届致候

御届申上候覚

- 一 本堂茅屋根取りの上ら損し雨絶漏り候、何卒近、御繕被成下候様奉願上候、宜敷御改被仰、上可被下候、以上
- 一 享和元年酉五月廿六日

平井一郎左衛門殿

文殊仙寺 判

大原文藏殿

右之通月番文藏殿方相屋置候

- 一 本村今議右衛門見ル、此間大般若之為礼酒老梅花水持参
- 一 廿九日、水瀬田植人数 弁藏、三十、菊松、福助方式人、庄作、藤次郎内三人

六月分

- 一 朔日、講参成仏今六人 稻寿院燗粟致候
- 一 二日、岩戸寺村赤根村今講参り、寿福院燗^{（註）}時候仕舞候間候今当所祭礼
- 一 三日、朝權現宮、稲術、山神祝詞致候、庫本福藏、神酒代五分出候
- 一 三日、堅来村中大恩寺村且家講参り
- 一 四日朝、講参り、茂三郎、福藏、弥作、庄作、千代吉、成仏市五郎、用作
- 一 七日、広畑禱けつり仕舞候
- 一 十日、土川之内、作り上り休致候、茂三郎、福藏夕飯二呼
- 一 九ツ邊分白雨致調沢山
- 一 同日、山内虫除祈禱風病祈禱致候
- 一 十二日、堅来村今草取、広助、伊右衛門、喜右衛門、新助、宅右衛門、三平・良助、伊兵衛、善次、勝兵衛、重藏、貞藏、多右衛門、次右衛門、半五

郎・久藏・民藏・源六・幸右衛門・嘉吉・彌藏・定八・善助・卯助・庄藏・周平・忠次郎・代藏・吉藏・勝藏・専太・又右衛門・儀藏・喜兵衛

ノ三十四人

- 一 十四日今富来祭り、純平・榮藏左弁始ス
- 一 十五日晚、庚申座和助夕飯二兵部違候、皆、留主ニ付夜ハ出てなし出米粉也
- 一 斗五合違候、拙寺も被呼候得共不快ニ付不参
- 一 十六日、赤牛かへ候、仙助ハ右之午違候、拙寺今進強五拾匁違候
- 一 十七日、杵築釜見舞ニ使留左弁違候、先例之通
- 一 十八日朝、先例之通本村今組頭庄藏伴入来、紫竹観音祭り致候、酒老梅初尾
- 一 変老斗三升持 参
- 一 西藏反別覚
- 一 大麦三升 本寺 一 同式升 和助 一 同式升八合 茂三郎
- 一 同壹升五合 与七 一 同式升 弥作
- 一 ノ惣斗壹升三合
- 一 右八来ル廿日、廿一日両日之内藏納候様申来候

庄屋本今和助相納候

廿八日堅来多右衛門方法事二行

七月紙

- 一 三日、岩戸寺村且中草取二履候、三右衛門ハ善安なきのふけつり候ニ付不参之由申来候、元七肝煎ニ而不参、弥三郎病人有之ニ付不参
- 一 八日、岩戸寺入来、麴粉式袋持参
- 一 十日朝、成仏丸尾伝吉入来、金輪か檀無縁祭
- 一 十二日、山内百姓道切、当寺忌さらへ
- 一 十三日、掃除施餼鬼御飾り致候
- 一 十四日、堅来口中寺参り十七人
- 一 十八日、富来栗二使僧兵部違候、職立福藏
- 一 十九日今成仏寺日用ニ付行、廿二日婦ル

一 廿三日、葉蒔候

一 廿三日夜、成仏村今飛脚平井一郎左衛門殿今米書

一 廿九日、養徳院様御三回忌御法事於養徳寺御執行被為遊候二付、先例も有

之候間、納経相願候ハ、可被仰付之旨申来り候、直返書石飛脚ニ為持帰ス、明

日中成仏村今飛脚村茶へ相届候様申遣候

此度も先例之通納経仕度願出候、廿八日出府可仕旨返答致置候

一 廿八日、城下へ出府寺社一郎左衛門殿へ届致

一 廿九日於養徳寺納経獻物相濟候御布施金貳百疋被下候

八月分

一 朔日、節句礼山内老入づ、見る、大雨

一 三日、広畑禪しのふ六人内斗三石六斗八升

式反五献

同日、庄屋本今米書、此度塩割付有之候、文殊山内へ六儀割付取夫遣候様二申

来り候、則取夫山内今出候和助・藤次郎・弥作、当寺へ塩惣儀取候

一 六日・七日両日、焼籠・重兵衛軍、こづ板挽候

一 七日、栄蔵米浦浜へ買物二遣候

一 十二日、土蔵替致候、やねや五人手子五人、七ツ仕舞

一 十六日、廣申屋弥作持上申上致候、拙寺夕飯二行、座二并平出候

一 十九日、彼岸中日参り盛来今四人

一 廿二日、両子寺御入来

一 廿四日、雨天、晩勤行例之通

一 廿五日、青天、参詣少し、散銭五拾匁、場銭八匁、酒屋五匁、同日成仏今客

一 入来

一 廿六日、一茶同道二面千代平方へ行

一 廿七日、中村山之上為七親相果取置二行

一 廿八日、大庄屋本へ参る、岩戸寺二立寄届る

九月紙

一 朔日、青天、参詣少し、散銭三拾匁

同日田深村文平と申もの当山仁王門二面魚肉売り申候所、寺世話人成仏宅右衛

門・赤根貞之進見届候二付差留候得共、段、法外之儀共申候由承り候、右二付

出深村庄屋又右衛門殿へ右之段以飛脚申遣候、向後当山へ出深村之商人不参候

様二申遣候

一 二日、飛脚福蔵出深村庄屋本へ遣候、返書来ル

向後石鉢之不埒もの商人登山不致候様二申来り候

同日、寺山俸七方へ首僧一周忌二付行

一 三日、江戸今智乗房下着、当寺江帰り候

一 四日、岩戸寺入来、此間兩子寺へ仁王之路写差出候所、岩戸寺号名乗候儀ハ

満山当寺江ハ差控候様日家組合ハ御勝手次第之由申来り候由岩戸寺菩提持参

二付被見候

一 十二日、成仏寺且頭勝藏殿、佐右衛門殿、只右衛門殿入来、智乗房儀成仏寺

へ看主相頼度由申来り候、右此間免右衛門殿入来之節不埒之儀被申候二付寺

役断口申候所、又々拙寺へ頼度願出申候

一 十三日、成仏今只右衛門入来、右此度智乗房届因二付成仏寺看住頼度由願出

候、看主遣候、答極置候

同日、東叡山回章浄満寺今到来、則印形相濟成仏寺二遣候

一 十四日、智乗房道同致成仏寺へ行、看住之管申極置候、万事引渡相濟申候、

留主居惠定居候所、殊之外不埒之儀共聞、有之候二付吟味仕候ハ其際皆々

江腹乞も不致帰り申候

一 十四日、広畑小麦種候、四人

一 廿三夜茂三郎所

一 廿五日、なまのふそば取候

一 廿六日、御城御祈禱上使僧兵部御札州納候、月香大原文藏殿
燈明料請取手形差出候、則差紙御渡被成候、使僧持帰り候

一 本堂茅やね葺替之儀願出候、則扁書相認差上候
廿七日、使僧還御、廿八日燔寺致候

十月

一 十月朔日、江戸表妙果房令書状来ル、右智乘房罷下り候所、江戸表大不埒ニ付養遊院ノ下落致候旨申来り候

一 初二日、下成仏作左衛門親震性死去ニ付、成仏寺無住故拙寺取置二行

一 同五日、下水瀬田しのふ六人内共、初三石六斗八升

一 〇六日、一ノ木戸馬場之田しのふ五人式石式斗八升

一 九日晚、成仏寺へ行、智乘房先達而看主之等ニ致置候得共、今月三日晚寺を出申候間先当分留主番として真教房邊置候旨ニ申極置候

一 十三日、使僧兵部大庄屋本ニ遣候、作り初尾米式升為持候、文殊燈明料五石之御差紙寄致

一 大庄屋本へ差出申候、山内畑方不作之旨申遣置候

一 十四日、以飛脚御代官所御郡所へ山内畑方至而不作仕候間少し之御救米被仰付候様御恩召之書状相認御代官所へ差上申候

一 廿五日令於成仏寺仁聞講出動致

一 廿六日、淨満寺・大門坊・岩戸寺・同遣致、当寺ニ而先達而令大門坊跡之儀彼是評議致候

一 廿八日、後藤様石衛門殿令来書、右ハ先達而文殊分畑方不作ニ付御當申上候

一 所、此節米老石被仰付候旨申来り候

一 同日、例之通米老正日鬼会執行仕候間御祈禱料米例之通富来藏ニ御差出被下候様七ヶ村へ中遣候

一 右御救米割方米老斗五升文殊様御初尾合八斗五升文殊分畑高割賦ニ致候様庄屋本へ申遣候

一 同日、本堂勤行例之通

一 十一月分

一 二日、寺社大原文藏殿令来書

一 右ハ来ル八日寛慈院様御一周忌於養徳寺ニ御法事御執行被成候、右ニ付納経敷物相願候ハ、御免可被成旨申来り候、早、申越候様申来り候

一 三日、使僧差出候、右ハ御納経敷物仕致願出候、先例之通奉納被仰付候、四日使僧帰寺

一 六日明方、中田令飛脚寺社大原文藏殿令来書、右ハ此節御納経之儀先例之通被仰付候、来ル七日夕迄罷出候様申来り候

一 七日、殿様御法事ニ付出府致候、伴僧左弁人足弥作風来藏遣候

一 八日、御納経養徳寺ニ而相濟候、直ニ掃寺致候、同晚令当山祭

一 九日朝、權現・稲荷・山神祝詞致

一 同日、大恩寺致右衛門歸死去ニ付取置二行

一 十五日夕方、寺山祭り二行

一 十六日、飛脚来、文殊堂葺替見分へ杵築令木元伝兵衛殿入来之趣申来り候、利左衛門殿・連藏殿入来相持候得共、城下出火ニ付御延引

一 西ノ御物成覽
米六斗八升五合九夕 本寺 一 同四斗八升式合八夕 向之坊
同八升式合六夕 福寿院
〆老石式斗五升老合三夕

一 同日、使僧差出候、右ハ御納経敷物仕致願出候、先例之通奉納被仰付候、四日使僧帰寺

一 六日明方、中田令飛脚寺社大原文藏殿令来書、右ハ此節御納経之儀先例之通被仰付候、来ル七日夕迄罷出候様申来り候

一 七日、殿様御法事ニ付出府致候、伴僧左弁人足弥作風来藏遣候

一 八日、御納経養徳寺ニ而相濟候、直ニ掃寺致候、同晚令当山祭

一 九日朝、權現・稲荷・山神祝詞致

一 同日、大恩寺致右衛門歸死去ニ付取置二行

一 十五日夕方、寺山祭り二行

一 十六日、飛脚来、文殊堂葺替見分へ杵築令木元伝兵衛殿入来之趣申来り候、利左衛門殿・連藏殿入来相持候得共、城下出火ニ付御延引

一 西ノ御物成覽
米六斗八升五合九夕 本寺 一 同四斗八升式合八夕 向之坊
同八升式合六夕 福寿院
〆老石式斗五升老合三夕

一 同日、使僧差出候、右ハ御納経敷物仕致願出候、先例之通奉納被仰付候、四日使僧帰寺

一 六日明方、中田令飛脚寺社大原文藏殿令来書、右ハ此節御納経之儀先例之通被仰付候、来ル七日夕迄罷出候様申来り候

一 七日、殿様御法事ニ付出府致候、伴僧左弁人足弥作風来藏遣候

一 八日、御納経養徳寺ニ而相濟候、直ニ掃寺致候、同晚令当山祭

一 九日朝、權現・稲荷・山神祝詞致

一 同日、大恩寺致右衛門歸死去ニ付取置二行

一 十五日夕方、寺山祭り二行

一 十六日、飛脚来、文殊堂葺替見分へ杵築令木元伝兵衛殿入来之趣申来り候、利左衛門殿・連藏殿入来相持候得共、城下出火ニ付御延引

一 西ノ御物成覽
米六斗八升五合九夕 本寺 一 同四斗八升式合八夕 向之坊
同八升式合六夕 福寿院
〆老石式斗五升老合三夕

一 同日、使僧差出候、右ハ御納経敷物仕致願出候、先例之通奉納被仰付候、四日使僧帰寺

一 六日明方、中田令飛脚寺社大原文藏殿令来書、右ハ此節御納経之儀先例之通被仰付候、来ル七日夕迄罷出候様申来り候

一 七日、殿様御法事ニ付出府致候、伴僧左弁人足弥作風来藏遣候

一 八日、御納経養徳寺ニ而相濟候、直ニ掃寺致候、同晚令当山祭

一 九日朝、權現・稲荷・山神祝詞致

一 同日、大恩寺致右衛門歸死去ニ付取置二行

一 十五日夕方、寺山祭り二行

一 十六日、飛脚来、文殊堂葺替見分へ杵築令木元伝兵衛殿入来之趣申来り候、利左衛門殿・連藏殿入来相持候得共、城下出火ニ付御延引

一 西ノ御物成覽
米六斗八升五合九夕 本寺 一 同四斗八升式合八夕 向之坊
同八升式合六夕 福寿院
〆老石式斗五升老合三夕

一 同日、使僧差出候、右ハ御納経敷物仕致願出候、先例之通奉納被仰付候、四日使僧帰寺

一 六日明方、中田令飛脚寺社大原文藏殿令来書、右ハ此節御納経之儀先例之通被仰付候、来ル七日夕迄罷出候様申来り候

一 七日、殿様御法事ニ付出府致候、伴僧左弁人足弥作風来藏遣候

一 八日、御納経養徳寺ニ而相濟候、直ニ掃寺致候、同晚令当山祭

- 一 米式斗式升八合 本寺
- 一 同式升七合壹夕 福寿院
- 一 同卷斗卷升八合六夕 茂三郎
- 一 同五升九合四夕 与七
- 一 同九升式合式夕 以上

向之坊
和助
福藏
弥作

- 一 銀札三匁五分七厘 本寺
- 一 同四匁式厘 福寿院
- 一 同卷三分八厘 福藏
- 一 同卷四分式厘 弥作
- 一 拾四匁三分式厘

同式匁五分六厘 向之坊
同卷八分三厘 茂三郎
同九分式厘 与七
同式匁式分式厘 和助

右之通御教米畑高割符御書付、たし差上申候、以上
百十月十六日 遠藏

文殊仙寺様

右出四年御上今御用銀被仰付割符書付差上申候、十五日銀相納候様小門江御申附
被成可被下候
西十二月四日 庄屋本

文殊仙寺様

庄屋本

- 一 御教米進物人用升二八匁、
- 一 廿日、堅来久藏母死去二付取置二行
- 一 廿日、成仏今六人講參
- 一 廿一日堅来且中講參十五人
- 一 廿二日、堅来太助死去三付取置二行
- 同日、赤根、岩戸寺、大恩寺且中講參り
- 一 廿三日、三夜懸動ル
- 一 廿五日、門木取新取山内百姓惣出

朝なめし
昼もち
晩ぞう(一)

- 一 五日、白酒作り候、籠巻斗、米巻斗六升
- 一 五日、杵築江寒見舞二遣候使僧左弁、寺社式軒蕎麥粉式袋づ、郡所山芋口東づ、御代官所江紙巻束、天神坊へ山芋、郡所御代官所へハ先達而御教米被下候御礼人足仲右衛門
- 一 六日、拙寺内用二付米浦へ行、大庄屋本へ粉式袋遣候、長の柴右衛門方へ一宿
- 一 八日、礼拵致、年始札三百、杉原札四丁、鬼会札五十、杉原十式枚、大黒天札十四枚、同 御影十四枚、蘇民札百四十枚、巻数三十
- 一 十一日、成仏伴藏只右衛門方今御見舞来ル、食籠酒米
- 一 十二日、外平粃米二初尾物取二遣候
- 一 十三日、垣繕ひ候、栄藏誦手二米光二遣候、ふし木屋重藏方へ米四石式斗充候、代銀札四百廿六匁四分受取、百拾匁かへ
- 一 十七日、藁穀今飛脚来ル、当冬米浦藏無尽取前之所大庄屋本至而逼迫二付御借り被成度被仰遣候二付、米ル戌三月限り御借中人候則借札来ル
- 同日、田深谷御鏡配二遣候外平
- 一 十八日、米拵へ仕舞候 白米巻石巻斗 粟少

文殊仙寺様

庄屋本

- 一 廿五日、米浦藏無尽長野林藏と拙寺仕舞取候二付、会澤浜会所二面仕候、当寺左弁違候、常太郎屋違候
- 一 入用惣辻四拾五匁卷分八厘
- 一 内卷人前式拾式匁五分九厘づ、
- 一 廿六日、杵築御普請方木元伝兵衛殿やねや定吉口御入来、本堂茅やね葺替見分被成候御泊り、廿七日直二御帰り

極月紙

- 一 朔日、雨天二付木取延引
- 一 三日、鬼会松明木取新取百姓惣出
- 一 四日、庄屋本今御用銀割符書付来ル

- 一 同晚庚申侍座茂三郎所外平出、拙寺被招候
- 一 十九日、高田買物二遣、外平栄藏日帰り

廿一日晚、白屋半藏夫常右衛門一宿、素絹代式百九匁八分九厘相渡
廿三日、煤取山内巻入つ、出仕三度通 朝ぞう水

昼ほう長

晚かゆ

同晚三夜座和助所栄藏出候

廿四日、栗浦新三郎殿大正寺・岩戸寺・大門坊へ歳暮二遣候、成仏へ増平遣候

廿五日、文殊講中へ巻敷配二遣候、大恩寺止や本へ拾本、富栄庄や本へ拾三本、同日大恩寺伝助殿へ銀札三拾匁受取

廿六日、米かし候、餅米也斗四升、粟なし

廿八日、餅糺平里二遣候

廿九日、掃除

晦日、松飾り山内百姓懸出、白酒出

同日、赤根求馬殿見る、曾右衛門方算用二遣候、銀札貳百五拾匁払置候

(二) 丁白紙

返書有石覚

一米貳俵

一初拾六俵

一友貳俵

一小友一俵

一辨四俵

一味噌七丁半

一蕎麦三斗

一人豆壹石貳斗

III 水利関係資料

以下に収載した表は、昭和四一年度を実施された水利調査にもとづき、地元から提出された各井堰の調査票をまとめたものである。

調査票は昭和四二年二月の目付をもとめ、宛先は大分県知事となっている。調査票は、河川ごとにとまどめられ、各河川に設けられた井堰の代表者が井堰名、受益面積・関係農家戸数・灌漑期間などを記入したものである。そのため、井堰名は「井堰」や「頭首工」、「用水」、受益面積も「反」あるいは「ha」と記述内容も統一された規律がない。また、井堰の記載順序は基本的に上流からならんでいるが、時として順序が異なる場合もみられる。しかし、今回は各調査票の記載内容や文字使い、記載順序は補正・訂正せず、そのまま掲載した。また、備考欄に記入した取水方法などについても、同様に調査票に記入された言葉を基本とした。ただし、受益面積など、調査票の内容に関しては、調査にあたって改めて測量あるいは確認されたかどうかは詳らかではなく、その意味で客観的な数値であるかは明確でない。

つまり、この調査票の内容は、あくまで地元の方々特に調査票の記入者への認識に基づく所が少なくないのである。例を挙げれば、築造年代では富来川水系の「郷用水」が明治二年五月六日と目付まで記している。水利調査票には、こうした築造年代について目付まで記したものが散見される。これが実際の築造年代であるのか、改修年代であるのかは決して明確でない。ただ、少なくともこの時に何らかの形で井堰に手を入れたことは認められる。そのことが記録に残され、水利調査票作成時には築造年代として記入されたことが窺える。あるいは、来浦川水系の井堰の多くは築造年代を元禄年間としているが、これは両川上流域の山口池が元禄六年（一六九三）に築造されたことと無縁ではないだろう。おそらく、実際の築造年代は不詳であったが、山口池築造という地域の歴史をもつて、調査票に記入したことが窺える。その意味で、築造年代に関しては記述内容が直ちに史実を伝えるものではないとしよう。

ところで、水利調査票をみると、井堰名という基本的な事柄で留意される点もある。端的な例を示せば、横手川水系には「猿返井堰」の名称をもつ井堰が複数みられる。これらは井堰が所在する小字名を付したものであり、今回の調査において当該地域で複数の話者に聞き取りを行ったが、なかには名前はないという井堰もあった。これは、水利調査時が四〇年以上経過したため、井堰名が忘れられたのか、元来名称がないか現時段階では明らかにできない。あるいは、同じ横手川水系では昭和四二年の調査票に下在頭首工とあるが、現在は在間イゼとよばれており、水利調査票と現段階では井堰名が異なる場合もある。これも複数の話者から聞き取りしたが、現在では右のような呼称で統一されている。ちなみに、本書の1に収載した「成仏村明細記」をみると、一七の井堰が記されているが、その中には「市只井手」や「田仲井手」、「床波井手」など、調査票で確認できないものも多い。

このようにみると、井堰の名称は決して固定したものではないことが改めてわかる。時代によって、さらにはいえば人によって名称が異なることも想定される。確かに、文政九（一八二六）年の「成仏村明細記」と現在では、井堰の統合などもあり、井堰の数・名称が異なることは、ある意味当然なのかもしれないが、昭和四二年から現在までの間でも同様のこと起こっているのである。

それでも、昭和四二年の水利調査票は当時の井堰の数、井堰の構造、どのような作物をついていたのか、どのように取水とされているのかなど、ある意味地元の「生の声」が反映されており、重要な資料といえる。例えば、井堰の構造をみると、各河川とも下流域ではコンクリート造がほとんどであるが、中上流域にいくと、土俵や粘土などで築いたもの、「かりせき」のように石で川を堰き止めただけのものも少なくない。ここに、昭和四二年段階には多様な構造の井堰があったことがわかる。それに、各河川の上流域では過疎などによって放棄された水田は多い。当然、これに伴って失われた井堰もまた多いのが現状である。その点でも、水利調査票は貴重な地域の「歴史情報」を提供する記録である。今回、こうした水利調査票をアーカイブ化したことは、四〇年ほど前の調査記録が既に歴史資料となりにてに扱えることに拠る。

ちなみに、昭和四二年に作成された水利調査票は、国東郷域のすべての河川について伝存せず、深江川・高良川の井堰については、調査票をまとめた井堰一覧表で名称のみしか確認できなかった。ただし、この水利調査をもとに、現地調査などを行い、統一された書式でまとめられたものが昭和四五年の水利台帳である。水利調査票がない井堰は水利台帳で補った。しかし、台帳では作物や取水方法などは記されておらず、台帳をもとにした井堰ではやむをえず空欄の箇所ができたことをあらかじめお断りしておきたい。

なお、本報告書とともに刊行する『豊後国国東郷の調査 本編』には、付図として国東郷域の灌漑体系図があるが、ここでは開場整備以前の灌漑体系を図化することを基本とし、井堰名も一連の調査で聞き取ったものを採用した。

河川	番号	施設名	取水口	施設 種類	施設 面積	関係 年度	取水開始 年度	作物	備忘など	備 考
栗 俣 川	1	古城井堰	左岸	岩戸寺	7a	1	-	①水樋	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入。
	2	倉カケ井堰	右岸	岩戸寺	8a	1	明治初年頃	①水樋	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげる。 ・川幅2m、井幅約0.5m。
	3	柳ノ井井堰	右岸	岩戸寺	25a	3	-	水樋・表	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入、各自が灌漑。
	4	ケノ木井堰	左岸	岩戸寺	27a	2	不明	①水樋 ②表	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は上で30cmせきあげる。
	5	向井井堰	右岸	岩戸寺	13a	2	-	水樋・表	石・コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・石をせめて自由に取水する。
	6	山原井堰	右岸	岩戸寺	10a	1	-	水樋・表	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・石をせめて自由に取水する。
	7	川藤井堰	右岸	岩戸寺	30a	2	-	①水樋 ②表	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげる。 ・取水時は明治池を利用する。
	8	三波井井堰	右岸	岩戸寺	0.15ha	13	-	①水樋 ②表	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は20cmの高さにせきあげ、観音に隣接するが灌漑する。
	9	小豆井堰	右岸	岩戸寺	22a	3	-	水樋・表	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入、各自で灌漑。
	10	池の下井堰	右岸	岩戸寺	9a	1	-	水樋・表	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・石をせめて自由に取水する。
	11	妙刀井堰	右岸	岩戸寺	140a	10	-	①水樋 ②表	石造	・灌漑期間は6月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、水守が給水管理する。 ・取水時は山池を利用する。
	12	ガイノ井堰	右岸	岩戸寺	100a	8	元禄時代	①水樋 ②表	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水はせきあげて行い、水守が管理。 ・取水時は山池を利用する。
	13	輝元井堰	右岸	岩戸寺	899a	-	元禄時代	①水樋 ②表	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmせきあげて行い、水守が灌漑。 ・取水時は山池を利用する。
	14	大井手堰直工	左岸	岩戸寺	70a	9	-	①水樋・七島 ②表	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmせきあげて行い、水守が灌漑。 ・取水時は山池を利用する。
	15	宮本戸堰直工	左岸	岩戸寺	128.3a	12	元禄2年	①水樋・七島 ②表	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、両側の内1区が順番に管理する。 ・取水時は山池を利用する。
	16	道元井堰	右岸	岩戸寺	13a	5	元禄時代	①水樋 ②表	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。 ・川幅2m、井幅約1m。
	17	中野堰直工	左岸	岩戸寺	84.2ha	7	元禄時代	①水樋 ②表・薬種・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～10月上旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。 ・昭和20年頃までは取水時の水書をおいた。
	18	中野井堰	左岸	岩戸寺	147a	-	-	①水樋 ②表	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmせきあげて行い、水守が灌漑。 ・取水時は山池を利用する。
	19	飯沼堰直工	右岸	岩戸寺	47a	-	元禄時代	①水樋 ②表	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmせきあげて行い、水守が灌漑。 ・水守が順番に灌漑する。
	20	山口堰直工	右岸	岩戸寺	800a	8	-	①水樋	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげる。山口池を 河川以外の灌漑水源とする。 ・川幅21m、井幅1.2m。
	21	尾藤井堰	左岸	岩戸寺	57a	6	元禄時代	①水樋・タバコ ②表	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は80cmせきあげて行い、水守が灌漑。 ・取水時は山池を利用する。
	22	フス原直工	左岸	岩戸寺	260a	-	元禄時代	①水樋 ②表	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmせきあげて行い、水守が灌漑。 ・取水時は山池を利用する。
	23	飯坂田堰直工	右岸	岩戸寺	2.4ha	14	-	水樋・表	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmせきあげて行い、水守が灌漑。 ・取水時は山池を利用する。
	24	水口原直工	左岸	米舗	4.4ha	32	元禄時代	水樋・表	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・水路途中で幅約40cmを用いて取水。水守が 灌漑。取水時は山池を利用。
	25	牧留田直工	右岸	米舗	360a	9	-	①水樋 ②表・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入だが、前後水路途中で調節し、 水守が灌漑。取水時は山池を利用。
	26	飯沼田堰直工	左岸	米舗	6.37ha	-	元禄時代	①水樋 ②表	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmせきあげて行い、水守が灌漑。 ・取水時は山池を利用する。
	27	谷ノ水堰直工	左岸	米舗	850a	42	元禄時代	水樋・表	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入だが、前後水路途中で調節し、 水守が灌漑。
	28	寺田堰直工	右岸	米舗	2.5ha	20	元禄時代	①水樋・七島 ②表	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。 ・取水時は山池を利用。
	29	下荘堰直工	左岸	米舗	350a	6	-	①水樋・七島 ②表	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1.2mの高さにせきあげ、水守が灌漑。

河川	番号	施設名	取水口	建設業者	建設面積	取水量	取水開始年代	作物	構造など	備 考
米 津 川	30	杉岡首直工	左岸	米津	495a	34	元禄時代	①水稲・七島蕎麦	コンクリート	建設期間は5月下旬～9月下旬 取水量は50cmの高さでせきあげ、水守が灌漑。
	31	田ノ口頭首直工	右岸	浜	2.8ha	-	元禄時代	①水稲 ②麦	コンクリート	建設期間は5月下旬～9月下旬。 取水量は50cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。当水守は山口を利川。
	32	神後首直工	左岸	米津	494a	-	-	①水稲・七島蕎麦	コンクリート	建設期間は5月下旬～9月下旬。 取水量は30cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	33	首成井堰	左岸	米津	253a	16	-	①水稲 ②麦	コンクリート	建設期間は5月下旬～9月下旬。 取水量は30cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	34	アミダ頭首直工	右岸	浜	240a	-	元禄時代	①水稲・七島蕎麦 ②麦・タバコ	コンクリート	建設期間は5月下旬～9月下旬。 取水量は自然流入だが、水路途中の水門で調整。水守が灌漑する。
	35	柳頭首直工	右岸	浜	6.13ha	-	元禄時代	①水稲・七島蕎麦	コンクリート	建設期間は5月下旬～9月下旬。 取水量は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	36	乙七島田井堰	左岸	浜	0.57ha	-	-	水稲・七島蕎麦	取水ポンプ	取水量は5月下旬～9月下旬。 昭和32年以前は井堰があったが、現在はポンプ。
	37	乙井堰	左岸	米津	290a	23	-	①水稲・七島蕎麦	コンクリート	建設期間は5月中旬～9月下旬。 取水量は90cmの高さにせきあげ、水守が管理。
	38	樋の口頭首直工	左岸	浜	17ba	88	明治初期	①水稲・七島蕎麦	コンクリート	建設期間は5月中旬～9月下旬。 取水量は60cmの高さにせきあげ、水守が管理。川幅21m、長さ1.8km。
	39	古田頭首直工	右岸	浜	2.1ha	-	元禄時代	①水稲・七島蕎麦	コンクリート	建設期間は5月下旬～9月下旬。 取水量は60cmの高さにせきあげ、水守が管理。川幅21m、長さ1.8km。
	40	浜田頭首直工	左岸	浜	3.88ha	25	元禄時代	①水稲・七島蕎麦	コンクリート	建設期間は5月中旬～9月下旬。 取水量は自然流入だが、水路途中の水門で調整。水守が灌漑する。
	41	古新田頭首直工	左岸	浜	770a	30	-	①水稲・七島蕎麦	コンクリート	建設期間は5月下旬～9月下旬。 取水量は50cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	42	新々田頭首直工	左岸	浜	10.3ha	-	元禄時代	①水稲・七島蕎麦	コンクリート	建設期間は5月下旬～9月下旬。 取水量は30cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	稻 束 川	1	貫船池第1頭首直工	左岸	東照栄	12ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稲 ②麦・タバコ	コンクリート
2		貫船池第2頭首直工	右岸	東照栄	11ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稲 ②麦・タバコ	コンクリート	建設期間は5月上旬～10月上旬。 取水量は、中間幅1m、高1mを堰でせきあげ、代表2名が灌漑。 中・下流に、高田地区を灌漑。
3		貫船池第3頭首直工	右岸	東照栄	13ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稲 ②麦・タバコ	コンクリート	建設期間は5月上旬～10月上旬。 取水量は、中間幅1m、高1mを堰でせきあげ、代表2名が灌漑。 中・下流に、高田地区を灌漑。
4		貫船池第4頭首直工	左岸	東照栄	18ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稲 ②麦・みかん	コンクリート	建設期間は5月上旬～10月。 取水量は、中間幅1m、高1mを堰でせきあげ、代表2名が灌漑。 中・下流に、高田地区を灌漑。
5		貫船池第5頭首直工	右岸	東照栄	10ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稲 ②麦・みかん	コンクリート	建設期間は5月～10月。 取水量は、中間幅1m、高1mを堰でせきあげ、代表2名が灌漑。 在の石・木堰を灌漑。
6		貫船池第6頭首直工	右岸	東照栄	11ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稲 ②麦	コンクリート	建設期間は5月～10月。 取水量は、中間幅1m、高1mを堰でせきあげ、代表2名が灌漑。 中・下流に、高田地区を灌漑。
7		貫船池第7頭首直工	右岸	東照栄	15ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稲 ②麦	コンクリート	建設期間は5月～10月。 取水量は、中間幅1m、高50cmを石土でせきあげ、代表2名が灌漑。 高田地区、池田を灌漑。
8		平ヶ井堰	右岸	東照栄	4.5t	13	明治10年頃	①水稲・七島蕎麦	コンクリート	建設期間は5月上旬～10月下旬。 取水量は1mの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。
9		広柳井堰	左岸	東照栄	0.87ha	7	明治初年頃	-	石築	建設期間は5月上旬～9月下旬。 取水量は50cmの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。
10		大野井堰	右岸	東照栄	8t	6	明治10年頃	-	コンクリート	建設期間は5月上旬～10月下旬。 取水量は40cmの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。
11		川久保井堰	右岸	東照栄	5t	1	明治10年頃	-	コンクリート	建設期間は5月上旬～10月下旬。 取水量は50cmの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。
12		第1正太用水	右岸	東照栄	40a	1	明治10年5月1日	①水稲・七島蕎麦 ②麦	コンクリート	建設期間は5月下旬～9月下旬。 取水量は2mの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。
13		岡田井堰	左岸	東照栄	1町	8	明治10年頃	-	コンクリート	建設期間は5月上旬～10月下旬。 取水量は40cmの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。
14		砂子丹手	左岸	東照栄	1町	8	明治8年4月	①水稲・七島蕎麦	コンクリート	建設期間は5月上旬～10月上旬。 取水量は1mまでせきあげ、利川はその都度調整者全員で協議する。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑 面積	灌漑 面積	開作 戸数	取水開始 年代	作物	備注など	備 考	
整 米 用	15	上井下用水	左岸	東照寺	9段5畝	8	明治10年5月5日	①水稲・七島類 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。受・築堰は石造り。	
	16	八尾舟堀	左岸	東照寺	8段	10	明治10年頃	①水稲・七島類	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は高さ1尺ほどせきとめてて、行方、関係者が交代で灌漑する。	
	17	宮ノ下井堀	左岸	東照寺	2町	-	明治元年前	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、組合・順位で灌漑。 ・昭和10年明排水工事をしたが、最澄沼田となり、再度工事を中断。	
	18	ままかいせ用水	左岸	東照寺	3ha	20	明治以前	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑する。受・築堰は石造り。	
	19	清水井堀	左岸	東照寺	4ha	43	明治20年頃	①水稲・七島類 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は20cmの高さにせきあげ、水守2名が給水管理。受・築堰は高さ1段。 ・大正初年頃は30戸・約2町であったが、後の沼田立具で互いの面積になった。	
	20	福田用水	右岸	東照寺	3ha	25	明治20年頃	①水稲・七島類 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は20cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。受・築堰は高さ1段。	
	21	紫木用水	左岸	東照寺	約1.8町	18	明治5年頃	①水稲・七島類 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。受・築堰は石造り。	
	22	浜田用水	左岸	東照寺	3町5反	-	明治初年頃	①水稲・七島類 ②麦など	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～10月中旬。 ・取水はせきあげを行い、番頭2名と水守が管理。受・築堰は高さ2段。	
	23	堤原草27本池	左岸	東照寺	60㎡	25	明治3年1月	-	-	・防火貯水池。年間貯水5000m ³ 。	
	富 米 用	1	文殊1号井堀	左岸	大恩寺	7畝	-	明治20年頃	-	石・コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～10月上旬。 ・取水は自然流入。 ・文殊2461、2464-1、2470番地を灌漑。
		2	文殊3号井堀	右岸	大恩寺	4畝	-	明治20年頃	-	石・土	・灌漑期間は4月下旬～10月上旬。 ・取水は自然流入。 ・文殊230番地を灌漑。
		3	留水舟堀	左岸	大恩寺	5反	5	明治40年	-	石造	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水はせきあげし、水守が灌漑する。
		4	岩宮上井堀	左岸	大恩寺	4畝	1	明治40年	①水稲	石造	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水はせきあげする。
		5	留水舟堀	左岸	大恩寺	10a	-	明治10年	-	石・土	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は自然流入。 ・文殊217番地を灌漑する。
		6	文殊4号井堀	右岸	大恩寺	8畝	1	明治20年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月～10月下旬。 ・取水はせきあげのコンクリートせきあける。
		7	文殊2号井堀	右岸	大恩寺	1反	-	明治20年頃	-	石造	・灌漑期間は4月上旬～10月上旬頃。 ・取水は自然流入。 ・文殊2479-1番地を灌漑する。
		8	永田井手	左岸	大恩寺	10a	-	明治10年	①水稲 ②麦	石積・コンクリート並	・灌漑期間は5月上旬～11月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ。
		9	永田補助用水	右岸	大恩寺	18a	-	昭和34年6月	-	ポンプ	・水田10a。灌漑80a。 ・取水は11～11月。日平均18000t。
		10	福松井堀	左岸	大恩寺	4反	-	明治10年頃	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水はせきあげを行い、水守が灌漑。
		11	池の下井堀1号	右岸	大恩寺	2反	-	明治10年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水はせきあげを行い、水守が灌漑。
		12	池の下井堀2号	右岸	大恩寺	2反	-	明治10年頃	-	石・粘土	・灌漑期間は4月上旬～10月上旬。 ・取水はせきあげを行い、水守が灌漑。
		13	清水井手	右岸	大恩寺	1ha	1	明治以前	-	石造	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水はせきあげを行い、水守が灌漑。
		14	大久保井堀	左岸	大恩寺	8畝	7	明治20年頃	①水稲	流上	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水は自然流入。
15		上日向井手	左岸	大恩寺	1段6畝	2	明治10年頃	①水稲 ②麦	石造	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は自然流入。	
16		日向井手	左岸	大恩寺	3反	3	明治10年	①水稲 ②麦	石作り	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水はせきあげを行い、水守が灌漑。	
17		黒作井堀	左岸	大恩寺	1町4歩	6	明治10年頃	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月。 ・取水は1mの高さにせきあける。	
18		黒作井手	左岸	大恩寺	1段5畝	1	明治10年	①水稲 ②麦	石造	・灌漑期間は5月～10月下旬。 ・取水はせきあげを行い、水守が灌漑。	
19		西ノ田井堀	左岸	大恩寺	5反	4	明治初期	①水稲	石造	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は約1mの高さにせきあける。	
20		尻ノ本井堀	右岸	大恩寺	3畝5畝	4	明治10年頃	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は約1mの高さにせきあける。	
21		完陣飯井手	右岸	大恩寺	1段5畝	2	明治23年4月頃	①水稲・麦	雑穀み	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は20cmの高さにせきあける。	
22		夫崎宮三系井堀	左岸	大恩寺	4反	2	明治10年	-	石造	・灌漑期間は11月～11月。 ・取水はせきあげを行う。	
23		奥田井堀	右岸	大恩寺	2反	2	明治初期	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月～10月下旬。 ・取水は約1mの高さにせきあける。	
24	大平壱井堀	左岸	大恩寺	4段5畝	2	明治元年前頃	①水稲	コンクリート	・取水は約1mの高さにせきあける。		
25	向水橋水	左岸	大恩寺	3.5a	-	昭和37年3月	-	ポンプ	・取水は3月上旬～12月下旬。 ・奥田沼田井堀水で、年100t、利用。		
26	第2水田井堀	左岸	大恩寺	15a	1	明治10年	①水稲 ②麦	石積・コンクリート並	・灌漑期間は5月上旬～11月上旬。 ・取水は20cmの高さにせきあける。		

河川	番号	施設名	取水口	灌漑 集積	灌漑 面積	架設 戸数	取水開始 年次	作物	構造など	備 考
富 泉 川	27	陸原取水	右岸 大懸寺 1区	1区	1	昭和38年	①水櫃 ②土	ポンプ	・取水は26月～10月。 ・用中にポンプを稼働。農人所有。	
	28	陸原井堰	右岸 大懸寺 1区4畝	1区	1	明治25年頃	①水櫃	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は土俵で30cmの高さにあげる。	
	29	進の口井手	左岸 大懸寺 2区2畝	2区	1	明治15年頃	①水櫃	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・灌漑期間は5月7日～9月下旬。 ・取水は土俵で30cmの高さにあげる。代表者が灌漑。	
	30	又井手	右岸 大懸寺 1区	1区	1	明治元年	①水櫃 ②土	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵1mの高さによる。	
	31	寺子2号用水	左岸 大懸寺 7区	7区	1	明治10年5月 10日	①水櫃・七島岡 ②土・赤穂	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵1mの高さによる。	
	32	石川用水	左岸 大懸寺 1ha	1ha	1	明治元年	①水櫃 ②土	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。土・タバコが灌漑用。	
	33	宮ノ西用水	右岸 大懸寺 70a	70a	1	明治元年	①水櫃 ②土	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は20cmの高さにせきあげ。	
	34	奥の前井堰	右岸 大懸寺 1町	1町	8	明治15年5月	①水櫃	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。	
	35	山下井堰	右岸 大懸寺 5区	5区	3	明治10年頃	①水櫃	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は21cmの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑。	
	36	宮の前井堰	左岸 大懸寺 1ha	1ha	5	明治以前	①水櫃 ②土	—	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・昭和16年の洪水で決壊。以後は上方の井堰から引水。	
	37	三保岡井手	右岸 大懸寺 5町3区	5町3区	60	明治10年頃	①水櫃 ②土	石作り	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげて行い、水守が灌漑。	
	38	西ノ田井堰	左岸 大懸寺 9区	9区	10	明治10年頃	①水櫃	石造に土盛	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげて行い、関係者が交代で灌漑する。	
	39	新井手	右岸 大懸寺 3町	3町	1	明治20年頃	①水櫃 ②土	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげて行い、地蔵の水守が灌漑する。取水時は万治池・赤田池・三枚河内池を利用する。	
	40	大井手井堰	右岸 大懸寺 1町3区	1町3区	11	明治10年頃	①水櫃	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。	
	41	中井手用水	左岸 大懸寺 3区	3区	1	明治20年頃	①水櫃 ②土	石造及びコンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。土・赤穂は高懸農地。	
	42	宮の義用水	左岸 大懸寺 約1町	約1町	1	明治10年頃	①水櫃 ②土	石作り	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげて行い、水守が灌漑。	
	43	向田井堰(下)	左岸 大懸寺 7区	7区	8	明治10年頃	①水櫃	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげて行い、水守が灌漑。	
	44	田口取水	右岸 大懸寺 3区	3区	1	昭和30年	①水櫃 ②土	ポンプ	・取水は4月～10月。 ・新井手人工的排水路へ注水。	
	45	下り山用水	左岸 大懸寺 8区	8区	9	明治10年頃	①水櫃	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげる。	
	46	ビュールポンプ	右岸 大懸寺	—	1	昭和20年8月	—	ポンプ	・池水の7月～8月のみ利用	
	47	一番井手	左岸 大懸寺 4町4区	4町4区	35	明治10年5月 20日	①水櫃・七島岡 ②土・赤穂	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。土・赤穂は高懸農地。	
	48	二撃井堰	左岸 大懸寺 8区	8区	11	明治10年頃	①水櫃・七島岡	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげる。	
	49	吉田用水	右岸 大懸寺 3ha	3ha	23	明治初年頃	①水櫃・七島岡	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、関係者が輪番で灌漑する。	
	50	宮井手用水	左岸 大懸寺 3町	3町	30	明治10年5月 1日	①水櫃 ②土	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は10cmの高さにせきあげ、当番が灌漑。取水時は灌漑を利用する。	
	51	実増用水	左岸 大懸寺 2町8区	2町8区	18	明治10年5月 20日	①水櫃・七島岡 ②土・赤穂	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。畑作面積5m、河川幅15m。	
	52	塔の本用水	右岸 大懸寺 1町3区	1町3区	16	明治15年5月 20日	①水櫃・七島岡 ②土・赤穂	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。土・赤穂は高懸農地。	
	53	下井手用水	左岸 大懸寺 3町2区 4畝	3町2区 4畝	15	明治11年5月 18日	①水櫃・七島岡 ②土・赤穂	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。土・赤穂は高懸農地。	
	54	懸丸井手	左岸 大懸寺 5区	5区	4	明治10年	①水櫃 ②土	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵で30cmの高さにせきあげる。	
	55	新井手	左岸 富永 3.3ha	3.3ha	17	明治15年	①水櫃・七島岡 ②土・赤穂	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月1日。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。取水時は明治池・六滝を利用する。土・赤穂は高懸農地。	
	56	明治池・古池の サイフォン	—	富永 3.3ha	1	昭和26年	①水櫃・七島岡	コンクリート管	・5月上旬～10月上旬の洪水時に利用。 ・明治池・古池の水が注水。灌漑より新井手灌漑工の排水水路に注水。	
	57	野田井堰	左岸 富永 8町5区	8町5区	41	明治元年頃	—	—	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。	
	58	懸岩前井手	左岸 富永 68a	68a	50	明治初年頃	①水櫃 ②土	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵で30cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。	
	59	池田上井手	右岸 富永 5町6区 高歩	5町6区 高歩	10	明治初年頃	①水櫃・七島岡 ②土・赤穂	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵で30cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。	

河川	番号	施設名	取水口	灌漑 面積	建設 年	備 考	取水開始 年	作物	構造など	備 考
富 東 川	60	池田下井堰	右岸	富東	3.4ha	22	-	①水稲・七高畝 ②麦・落穂	コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵で50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑する。麦・落穂は高畦栽培。
	61	柳葉用水	左岸	富東	11ha	30	明治21年5月6日	①水稲・七高畝 ②麦・落穂	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑する。高水時は富東区富の田・新道を利用する。
	62	中村新井堰	右岸	富東	2ha	12	明治御年頃	①水稲 ②麦・落穂	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵で50cmの高さにせきあける。
	63	中村新井堰	左岸	富東	1.8ha	8	明治御年頃	①水稲 ②麦・落穂	コンクリート・石積	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵で50cmの高さにせきあける。
	64	富東用水	右岸	中山	4.7ha	-	明治御年頃	①水稲・七高畝	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵で50cmの高さにせきあけるが、高水時は水守を付ける。
	65	箕木瀬石工	左岸	備	12ha	80	明治初期	①水稲 ②麦・落穂	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵で50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑する。 ・河況下で、大正10年頃にコンクリートで石積とする。麦・落穂は高畦栽培。
	66	まさいせ井中	左岸	備	17.5ha	150	明治以前	①水稲・七高畝	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～10月上旬。 ・取水は井堰中間地を約50cmの高さにせきあげ、水守2名が管理。
	67	まさ井手	右岸	富東	5ha	4	昭和初期	-	ポンプ	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬のみ利用。
	68	成越瀬石工	右岸	中山	約25ha	20	明治時代	①水稲・七高畝 ②麦・落穂	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあける。
	69	倉崎井手	右岸	富東	7反	4	昭和初期	①水稲	ポンプ	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬のみ利用。
	70	宮岡堰	右岸	守山	3.8ha	1	昭和21年5月	①七高畝	橋水堰	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。
	71	田中用水	右岸	清峰	2町	20	明治8年2月11日	①七高畝・水稲 ②麦・落穂	土俵	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。麦・落穂は高畦栽培。
	72	大反田井堰	左岸	富東	4ha	70	明治以前	①水稲・七高畝 ②麦・落穂	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、代表が灌漑。麦・落穂は高畦栽培。
北 江 川	1	上井手	左岸	北江	2.5ha	17	江戸時代	①水稲・七高畝 ②麦・落穂	土石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあける。 ・麦・落穂は高畦栽培。
	2	中井手	左岸	北江	1.3ha	11	江戸時代	①水稲 ②麦・落穂	土石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.2mの高さにせきあける。 ・麦・落穂は高畦栽培。
	3	堤井堰	両岸	北江	0.5a	6	江戸時代	①水稲・七高畝 ②麦・落穂	石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあける。 ・麦・落穂は高畦栽培。
	4	長坪井堰	右岸	北江	1.2ha	13	江戸時代	①水稲・七高畝 ②麦・落穂	コンクリート	・灌漑期間は5月～10月中旬。 ・取水は1mの高さにせきあける。 ・麦・落穂は高畦栽培。
	5	西安井堰	左岸	北江	1.2ha	14	江戸時代	①水稲 ②麦・落穂	土石・コンクリート	・灌漑期間は5月～10月中旬。 ・取水は1mの高さにせきあける。 ・麦・落穂は高畦栽培。
	6	船井手	右岸	北江	1.7ha	23	江戸時代	①水稲・七高畝 ②麦・落穂	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～10月上旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあける。 ・麦・落穂は高畦栽培。
	7	福田堰水	右岸	北江	7ha	-	江戸時代	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあける。 ・一部は水守が行う。灌漑後も福清水源とし、高水時は約100mの落差を付ける。
岡 子 川	1	田田井堰1号	左岸	成良	9畝11歩	-	江戸時代	-	土俵	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵積みで0.5mの高さにせきあける。
	2	山田井堰2号	左岸	成良	1畝4反8歩	-	江戸時代	①水稲	土俵	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵積みで0.5mの高さにせきあける。
	3	下尾谷井堰	右岸	成良	0.3ha	4	江戸時代	①水稲	土俵	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は土俵積みで0.5mの高さにせきあける。
	4	両子川井堰	左岸	成良	1畝5歩	-	明治30年頃	-	石堰	・灌漑期間は4月下旬～10月上旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあけるが、灌漑期間は約20mの高さにせきあける。
	5	中尾谷井堰	左岸	成良	0.08ha	1	江戸時代	①水稲	土俵	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は1.0.5mの高さにせきあける。
	6	平石用水	左岸	成良	10a	-	明治御年頃	①水稲	自然流入	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・自然流入で灌漑は個人の自由で行う。
	7	山田井堰3号	右岸	成良	8畝	-	江戸時代	-	土俵	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵積みで0.5mの高さにせきあける。
	8	宮ノ本水路	右岸	成良	7反	-	明治13年頃	①水稲 ②麦・落穂	石積、内側土	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1mの高さにせきあける。麦・落穂は高畦栽培する。
	9	山田井堰4号	右岸	成良	3反	1	江戸時代	①水稲	土俵	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。
	10	おこしん安井堰	左岸	成良	0.2ha	5	江戸時代	①水稲	土俵	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあける。
	11	原の田井堰	右岸	成良	2町4反6畝14歩	20	江戸時代	①水稲 ②麦・落穂	コンクリート	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・高水時は水守とする。
	12	平尾井堰	右岸	成良	8畝9歩	7	明治元年	①水稲 ②麦・落穂	コンクリート	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は高さ30cmほどせきあける。 ・灌漑は水守の指示で行う。
	13	F古門用水	右岸	成良	7反	5	明治10年頃	①水稲 ②麦	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は高さ30cmほどせきあける。

河川	番号	施設名	取水口	施設 形式	施設 面積	開設 年次	取水開始 年次	作物	構造など	備 考
赤根川	14	上古門用水	右岸	成仏	3反	6	明治10年頃	①水稲 ②小麦・粟種	石・土造	・灌溉期間は8月下旬～9月下旬。 ・取水は高さ3mほどせきあがる。 ・安・兼種は高畦栽培。
	1	犬鼻水路	左岸	成仏	2反	1	明治初年頃	①水稲	コンクリート	・灌溉期間は5月下旬～9月中旬。 ・1mの高さにせきあがる。
	2	上大森用水	左岸	成仏	7畝	-	明治初年頃	-	コンクリート	・灌溉期間は4月下旬～9月下旬。 ・1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	3	下大森用水	左岸	成仏	1反	-	明治初年頃	-	土筑防	・灌溉期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	4	赤根川下	左岸	成仏	1反5畝	2	明治初年頃	-	木造または竹ど	・灌溉期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあがる。
	5	犬鼻水路ノ上	左岸	成仏	7畝	1	明治時代	①水稲	岸石	・灌溉期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあがる。
	6	赤根川下ノ1	左岸	成仏	2反5畝	2	明治初年頃	①水稲・小麦	コンクリート	・灌溉期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあがる。
	7	上赤根口井堰	右岸	成仏	1反	1	明治30年頃	①水稲 ②小麦	土葺橋	・灌溉期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は石を定べて水路に通ず。
	8	赤根口井堰	右岸	成仏	3反	3	江戸時代	①水稲 ②小麦・高種	岸石	・灌溉期間は4月下旬～10月下旬。 ・取水は土留で30cmせきあがり行う。
	9	赤根川用水	左岸	成仏	3反	2	明治10年5月10日	①水稲 ②小麦	土筑・せだ・石造	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあがる。
	10	谷尾上部井堰	右岸	成仏	4反	3	江戸時代	①水稲 ②小麦・高種	土葺橋	・灌溉期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は土留で30cmせきあがる。
	11	谷尾用水	左岸	成仏	2反	5	明治15年5月10日	①水稲 ②小麦	セメント・石	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあがる。
	12	平尾第二田水	右岸	成仏	1反	2	明治初年頃	①水稲 ②小麦など	土・せだ	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は代表者が灌漑する。
13	壺ノ下上川水	左岸	成仏	1反	1	明治11年5月20日	①水稲 ②小麦・粟種	石造	・灌溉期間は8月上旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあがる。	
田川	1	壺ノ下井堰	左岸	成仏	0.12ha	2	江戸時代	①水稲 ②小麦・粟種	コンクリート	・灌溉期間は4月中旬～9月下旬。 ・
	2	留井堰管工	右岸	成仏	5反	3	明治初年	-	コンクリート	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	3	壺口用水	右岸	成仏	1ha	10	昭和16年5月11日	①水稲 ②小麦・高種	土筑・せだ・石造	・灌溉期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は12mの高さにせきあがる。
	4	月の小口用水	左岸	成仏	0.3ha	5	江戸時代	①水稲 ②小麦・高種	コンクリート	・灌溉期間は4月中旬～9月下旬。 ・
	5	久保田用水	右岸	成仏	8ha	-	大正3年5月	①水稲 ②小麦・小麦・粟種	石造	・灌溉期間は5月上旬～10月下旬。 ・安・兼・高種は高畦栽培。
	6	成仏寺井堰	左岸	成仏	5ha	8	明治13年5月	①水稲 ②小麦・小麦	コンクリート	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は11mの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	7	重の田用水	右岸	成仏	1町4反	1	明治初年	①水稲 ②小麦・小麦	土石積	・灌溉期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は11mの高さにせきあげ、代表者が灌漑する。
	8	前畑用水	左岸	成仏	4反	4	明治30年頃	①水稲 ②小麦・高種	コンクリート	・灌溉期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげ、代表者が灌漑する。
	9	西田用水	左岸	成仏	2.5ha	16	明治以前	①水稲・七島岡 ②小麦	コンクリート	・灌溉期間は6月上旬～10月上旬。 ・取水は両側若共河でせきあげ、以後は水守交代。
	10	成田用水	右岸	成仏	1町5反5畝	9	江戸時代	①水稲 ②小麦・高種など	石造・コンクリート	・灌溉期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は2mの高さにせきあがる。
	11	向川原井堰	四岸	成仏	4.2ha	30	明治初年	①水稲 ②小麦・高種	コンクリート	・灌溉期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は120.8mの高さにせきあげ、水守が灌漑。水守42名で、隔年交代。
	12	石麻田井堰	右岸	成仏	1町	-	明治6年2月	①水稲・七島岡 ②小麦	コンクリート	・昭和2、七島岡1反。
	13	長目用水	右岸	成仏	5町7畝14歩	7	明治初期	①水稲 ②小麦・高種	土筑防	・灌溉期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は11.5mの高さにせきあがる。 ・安・兼種は高畦栽培。
	14	小野用水	右岸	成仏	2.3ha	17	明治初期	①水稲 ②小麦・高種	コンクリート	・灌溉期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は0.3mの高さにせきあがる。 ・安・兼種は高畦栽培。
	15	水ノ下井堰	右岸	成仏	1町1反	9	明治初期	①水稲 ②小麦・高種	コンクリート	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・安・兼種は高畦栽培。
	16	竹ノ上井手	左岸	成仏	1町9反	16	-	①水稲・七島岡 ②小麦・高種	コンクリート	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。安・兼種は高畦栽培。
	17	九ノ野用水	右岸	成仏	2.2ha	-	-	①水稲	-	・灌溉期間は3月～10月。 ・昭和16年の洪水で流失。現在は跡ノ下井堰と統合して九ノ野として使用。
	18	跡ノ下園首工	右岸	成仏	1町3反5畝	-	明治初年頃	-	自然流入	・灌溉期間は3月～10月上旬。 ・取水は30cmせきあがる。
19	八乙井堰	左岸	見地	4町8反4畝	30	明治初年頃	①水稲・七島岡 ②小麦	コンクリート	・灌溉期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmほどせきあがる。	
20	一の井手井堰	左岸	見地	13町	60	明治初年頃	①水稲・七島岡 ②小麦	コンクリート	・灌溉期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmほどせきあがる。	
21	中用水	右岸	見地	4町3反	80	明治5年頃	①水稲 ②小麦・高種	細石造コンクリート	・灌溉期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmほどせきあがり、代表者が灌漑。滝谷村は中山麓を利用。残水は大田井堰の水に流す。	

河川	番号	施設名	取水口	灌漑 面積	灌漑 面積	開港 年次	取水開始 年次	作物	構造など	備 考
田 川	22	大田井堰	左岸 見地	641反 2畝	30	明治初年頃	①水稲・七島稻 ②小麦	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は40cmほどせきあげ。	
	23	洋田井堰	左岸 見地	8畝	35	明治初年頃	①水稲・七島稻 ②麦・小麦	石・コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 取水は1mせきあげ。	
	24	海濱井堰	右岸 見地	約2町	15	-	①水稲・七島稻 ②麦・小麦	コンクリート	灌漑期間は6月下旬～9月下旬。 取水は50cmの高さでせきあげ。	
	25	瑞芳井堰	右岸 見地	2.2ha	21	明治初年頃	①水稲 ②麦	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 灌漑期間は5月上旬～9月下旬。	
	26	門前用水	左岸 見地	1町1反 4畝23歩	13	明治初年	①水稲・七島稻 ②麦・黍種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は1.5mの高さでせきあげ、水守が灌漑。麦・黍種は高粒栽培。	
	27	船田用水	右岸 見地	8ha	40	明治初年6月 4日	①水稲 ②麦・黍種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は1.5mの高さでせきあげ、水守が灌漑。麦・黍種は高粒栽培。	
	28	壹佐井堰	右岸 中田	4ha	-	明治以前	-	コンクリート	灌漑期間は1月～10月。 取水は必要に応じて、又は一定の規模のトで行う。	
	29	向舟手井堰	左岸 中田	3反5畝	-	明治元年	①水稲	石造および土質	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は高さ1mほどせきあげ、代表者が灌漑。	
	30	新道井堰	右岸 中田	6町4反 6畝	約50	明治以前	①水稲・七島稻 ②麦・黍種	砂防堤	灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 取水は高さ2mほどせきあげ、代表者の指揮により、井手守が灌漑。 場合により、北の又8町、南の又11畝あり、番衣を6時間ごとにくく、特別の場合により、12時間開とする。	
	31	中井堰	右岸 中田	7ha	40	明治以前	①水稲・七島稻 ②麦・黍種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 取水は50cmの高さでせきあげ、代表者が灌漑。麦・黍種は高粒栽培。	
	32	小坪井堰	左岸 中田	14413歩	11	明治4年5月 2日	①水稲 ②麦・黍種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は0.3mの高さでせきあげ、代表者が水守として灌漑。麦・黍種は高粒栽培。	
	33	向田井手用水	左岸 中田	3町6反	-	明治13年3月	①水稲 ②麦・黍種	コンクリート・土質	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は0.5mの高さでせきあげ、約25cm位でせき、代表者が灌漑。	
	34	向舟手	左岸 中田	約5ha	20	不詳	①水稲・七島稻 ②麦・黍種	石・コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 減水時は、各田の区別による押時で配水する。早稲時は井戸水を取水。	
	35	川成井堰	右岸 中田	37.5ha	22	明治以前	①水稲 ②麦・黍種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 取水は土坎で50cmせきあげ、代表者が灌漑。河床比下で大正10年頃、土積から石積とした。	
	36	五入田井堰	右岸 笠原	6町2反	35	明治以前	①水稲・七島稻 ②麦・黍種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は約2mの高さにせきあげ。	
	37	東光寺井堰	左岸 立野	100a	-	-	-	石積	灌漑期間は4月中旬～10月末日。 取水は約70cmの高さをせきあげて行う。	
	38	東光寺井堰	右岸 立野	200a	-	-	-	コンクリート	灌漑期間は4月中旬～10月末日。 取水は約90cmの高さをせきあげて行う。	
	39	立野井堰	左岸 立野	500a	-	-	-	コンクリート	灌漑期間は4月中旬～10月末日。 冬季は立野集落の非常用水。	
	40	松井堰	左岸 川原	40ha	109	明治以前	①水稲・七島稻 ②麦・黍種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 年間を通じて、非常用水として利用。	
	41	八尾井堰	右岸 萩	5.5ha	-	-	①水稲 ②麦・黍種	土積・石積	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は1mの高さにせきあげ、代表者が灌漑。昭和35年よりポンプを使用。	
	42	安国寺本井手	右岸 安国寺	-	-	明治以前	-	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 取水は1mの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑。	
	43	吉本瀬宮工	左岸 吉本	12町1反	47	明治以前	①水稲・七島稻 ②麦・黍種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。	
	44	田津本井堰	左岸 吉本	476ha	125	文化3年頃	①水稲 ②麦・黍種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 麦・黍種は高粒栽培。	
	45	下井手用水	右岸 安国寺	3ha	-	明治6年1月	①水稲 ②麦・黍種	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は土坎で70cmの高さにせきあげて行う。麦・黍種は高粒栽培。	
	46	つる井堰	左岸 田原	3ha	40	明治初期	①水稲・七島稻 ②麦・黍種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は1.5mの高さにせきあげ、代表者が灌漑。	
	47	鍋島寺水利組合	右岸 龍岡	約12町	-	昭和24年3月 完成	①水稲	ポンプ	取水は12月～10月。 大字安国寺84号地に所在。	
	48	今在家ポンプ用水	右岸 龍岡	3町9反	1	昭和10年	①水稲 ②麦・黍種	ポンプ	灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 取水は土坎で30cmせきあげ、代表者が灌漑。	
	横 手 川	1	高尾用水	左岸 横手	2a	1	-	①水稲	小石・砂等の盛り上げ	灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 取水は120cmの高さをせきあげて行う。
		2	下米山井堰	左岸 横手	8畝	-	明治以前	-	土積	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は約1mほどの板堰をつくる。
		3	エーザリ用水	左岸 横手	4畝	1	明治初年頃	①水稲	-	灌漑期間は4月下旬～10月中旬。 灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は50cmほどの板堰をつくる。給水は板堰の上で灌漑。
		4	桑山井堰	左岸 横手	7反	-	明治以前	-	土積	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は50cmほどの板堰をつくる。給水は板堰の上で灌漑。
		5	藤川井堰	右岸 横手	3反	-	明治以前	-	土積	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は1mほどの板堰をつくる。給水は灌漑の上で灌漑。

河川	番号	施設名	取水口	施設 電圧	設置 面積	開港 年度	取水開始 年度	作物	構造など	備 考
橋下川	6	下田用水	左岸	橋手	1a	1	明治初年頃	-	小石・砂・粘土等	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、砂等でききあける。
	7	尻田用水	左岸	橋手	3a	3	明治初年頃	-	小石・砂・粘土等	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、砂等でききあける。
	8	車坂イゼ	左岸	橋手	30a	-	明治15年	①水船	土表	・灌漑期間は5月下旬～9月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあける。
	9	張五郎用水	左岸	橋手	2a	1	明治以前	-	土砂つくり	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は1mの高さにせきあける。
	10	上飯沼井堰	右岸	橋手	20a	1	明治初年頃	-	砂防堤を利用	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・砂防堤から取水。
	11	飯沼井堰	右岸	橋手	10a	2	明治初年頃	①水船 ②変・高橋	土表	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、水字が通 脱・変・高橋は高橋後。
	12	飯沼井堰	右岸	橋手	4a	1	明治初年頃	①水船 ②変・高橋	土表及び石積	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあける。変・高橋は 高橋後。
	13	飯沼井堰	左岸	橋手	1反5畝	1	明治以前	-	かりせき、土砂 つくり	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は約1mの取用をつくる。
	14	大島井堰	左岸	橋手	10a	1	明治初年頃	①水船	土表及び石積	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は約1mの高さにせきあける。
	15	向石上井堰	左岸	橋手	8a	2	明治初年頃	①水船 ②変・高橋	砂防堤を利用	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・砂防堤を利用。
	16	向石下井堰	右岸	橋手	10a	1	明治初年頃	①水船	土表及び石積	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあける。
	17	下井堰	右岸	橋手	2a	1	明治初年頃	①水船 ②変・高橋	土表及び石積	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあける。
	18	伊光寺井堰	左岸	橋手	50a	4	明治初年頃	①水船 ②変・高橋	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月上旬。 ・井堰の高さは1m。
	19	向の木井堰	左岸	橋手	11a	11	明治初年頃	①水船 ②変・高橋	土表	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあける。
	20	瀬戸のかげ井堰	右岸	橋手	10a	1	明治初年頃	①水船	土表	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあける。
	21	島井堰	右岸	橋手	60a	6	明治初年頃	①水船 ②変・高橋・土表	土表及び石積	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあける。
	22	上西井堰	左岸	橋手	3.6a	1	明治初年頃	①水船 ②変・高橋	土表及び石積	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあける。
	23	福戸井堰	右岸	橋手	1.2a	11	明治初年頃	①水船 ②変・高橋・土表	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあける。
	24	山田井堰	左岸	橋手	4.8ha	4	明治以前	①水船 ②変・高橋	コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあける。
	25	馬場川直道工	右岸	橋手	6反3畝	5	明治初年頃	①水船 ②変・高橋	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬から10月上旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、イセ頭が通 脱、残水は461ヶ池に導水。
	26	上飯田井堰	右岸	橋手	6畝	2	明治初年頃	①水船 ②変・高橋	石積造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・変・高橋は高橋後。
	27	岸の下用水	左岸	橋手	53反5畝	8	明治3年	①水船	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～10月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあける。
	28	渡月堰	左岸	橋手	1.5ha	15	明治以前	①水船 ②変・高橋・土表	コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、代表者が通 脱・変・高橋は高橋後。
	29	一ノ尾井堰	左岸	橋手	3ha	16	明治以前	①水船・七高橋 ②変・高橋・土表	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は4mの高さにせきあげ、代表者が通 脱。
	30	熊久井堰	右岸	橋手	3ha	3	明治以前	①水船 ②変・高橋	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は30cmの高さにせきあける。
	31	ワサギ直道工	左岸	橋手	5町	30	明治初年頃	①水船 ②変・高橋	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。
	32	山竹用水	右岸	橋手	2町	15	江戸時代	①水船 ②変・高橋	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は30cmの高さにせきあける。
	33	前久井堰	左岸	橋手	5町6反	34	江戸時代	①水船・七高橋	砂防堤を利用	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は30cmの高さにせきあける。 ・灌漑期間完成の砂防堤を高さ50cmにせき あける。能反別6中つに区分し、当番制で 灌漑にあたる。
	34	飯立井堰	左岸	橋手	1町2反 2畝	15	明治初年頃	①水船・七高橋	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は30cmの高さにせきあける。
	35	蜂の川用水	左岸	橋手	3.6ha	-	明治初年頃	①水船・七高橋	簡易なせき止め	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1mの高さにせきあける。不足の 場合は水字をつけて灌漑。 ・流失の程度復旧して、現在に明る。
	36	寺井堰	右岸	橋手	1町2反 3畝	15	明治初年頃	①水船	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、代表者が通 脱。
	37	久保田井堰	左岸	橋手	1町5反	13	明治初年頃	①水船 ②変・高橋	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～10月上旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、イセ枝(代 表者)が灌漑。
	38	赤久井堰	左岸	橋手	4a	6	明治初年頃	①水船 ②変・高橋	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～10月下旬。 ・取水は土表でききあける。
	39	春屋井堰	左岸	橋手	5a	-	明治初年頃	①水船	石積造	-
	40	新田井堰	右岸	橋手	2町5反	16	江戸時代	①水船	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・代表者が灌漑し、時間割で取水。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑 農地	灌漑 面積	開灌 戸数	取水開始 年代	作物	構造など	備 考
順 手 川	41	香木井堰	左岸	橋手	9.8ha	52	明治初年頃	①水稲 ②小麦・粟種	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は土俵でせきあげし、水守が灌漑。高 水時は6mの高さにせきあげ、水守が灌漑。 ①水稲 ②小麦・粟種
	42	吉田川水	左岸	橋手	1畝5反	10	明治13年5月 4日	①水稲 ②小麦・粟種	コンクリート	灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 取水は50cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。 ①水稲 ②小麦・粟種
	43	竹下用水	右岸	橋手	3畝5反	2	明治13年5月 4日	①水稲 ②小麦・粟種	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は160cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。 ①水稲 ②小麦・粟種
	44	向井堰	右岸	橋手	2ha	32	明治初年頃	①水稲 ②小麦・粟種	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は土俵でせきあげし、代表者が灌漑。 ①水稲 ②小麦・粟種
	45	新井堰	右岸	橋手	5畝	7	江戸時代	①水稲 ②小麦・粟種 タバコなど	石積造	灌漑期間は5月～9月下旬。 取水は昼夜2回に区別して行う。昼夜の区別 は各年で交代とする。水不足。 ①水稲 ②小麦・粟種
	46	中須賀井堰	右岸	橋手	0.6ha	-	明治初年頃	①水稲 ②小麦	コンクリート	灌漑期間は5月～10月下旬。 代表者が灌漑。取水は高畦地。 ①水稲 ②小麦
	47	長木井堰	右岸	橋手	8畝6反	8	明治以前	①水稲・七島阿 ②小麦・小麥	石積造	灌漑期間は5月～9月下旬。 取水は昼夜2回に区別して行う。昼夜の区別 は各年で交代とする。水不足。 ①水稲 ②小麦・小麥
	48	上在四郎百工	左岸	橋手	9畝	13	明治初年頃	①水稲・七島阿 ②小麦・小麥	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は105cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。 ①水稲 ②小麦・小麥
	49	半井堰	右岸	橋手	3畝5反	5	明治初年頃	-	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は50cmの高さにせきあげ、水守をして 灌漑する。 ①水稲 ②小麦・小麥
	50	下在御井堰	左岸	橋手	2畝5反	-	明治初年頃	①水稲・七島阿 ②小麦・粟種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は105cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。 ①水稲 ②小麦・粟種
	51	山吹宮百工	右岸	橋手	11町1反	42	明治初年頃	①水稲・七島阿 ②小麦・粟種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は100cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。 ①水稲 ②小麦・粟種
	52	蔵川用水	左岸	橋手	5.785ha	-	明治以前	①水稲・七島阿 ②小麦・粟種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は1mほどせきあける。 ①水稲 ②小麦・粟種
	53	砂の水井堰	右岸	橋手	30ha	22	大正11年頃	①水稲	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 取水は150cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。 ①水稲
	54	原本百工	右岸	橋手	115畝	45	明治初年頃	①水稲・七島阿 ②小麦	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は100cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。 ①水稲 ②小麦
高 倉 川	1	高倉12号井堰	右岸	橋手	0.12ha	5	-	-	コンクリート	灌漑期間は5月20日～10月10日。 干天なし。 ①水稲 ②小麦・粟種
	2	高倉11号井堰	左岸	橋手	0.42ha	5	-	-	野面石壁	灌漑期間は5月20日～10月10日。 自然取水。干天なし。 ①水稲 ②小麦・粟種
	3	高倉10号井堰	右岸	橋手	0.47ha	4	-	-	野面石壁	灌漑期間は5月20日～10月10日。 干天なし。 ①水稲 ②小麦・粟種
	4	高倉9号井堰	左岸	橋手	0.32ha	4	-	-	野面石壁	灌漑期間は5月20日～10月10日。 干天なし。 ①水稲 ②小麦・粟種
	5	高倉8号井堰	左岸	橋手	0.35ha	3	-	-	野面石壁	灌漑期間は5月20日～10月10日。 干天なし。 ①水稲 ②小麦・粟種
	6	高倉7号井堰	右岸	橋手	0.28ha	3	-	-	野面石 空	灌漑期間は5月20日～10月10日。 干天なし。 ①水稲 ②小麦・粟種
	7	高倉6号井堰	左岸	橋手	0.6ha	5	-	-	コンクリート	灌漑期間は5月20日～10月10日。 干天なし。 ①水稲 ②小麦・粟種
	8	高倉5号井堰	右岸	橋手	0.52ha	7	-	-	野面石壁	灌漑期間は5月20日～10月10日。 干天なし。 ①水稲 ②小麦・粟種
	9	高倉4号井堰	左岸	橋手	0.42ha	4	-	-	野面石壁	灌漑期間は5月20日～10月10日。 干天なし。 ①水稲 ②小麦・粟種
	10	高倉3号井堰	右岸	橋手	0.83ha	7	-	-	野面石壁	灌漑期間は5月20日～10月10日。 干天なし。 ①水稲 ②小麦・粟種
	11	高倉2号井堰	左岸	橋手	0.32ha	3	-	-	野面石壁	灌漑期間は5月20日～10月10日。 干天なし。 ①水稲 ②小麦・粟種
	12	高倉1号井堰	右岸	橋手	0.26ha	2	-	-	野面石壁	灌漑期間は5月20日～10月10日。 干天なし。 ①水稲 ②小麦・粟種
	13	赤島2号井堰	左岸	橋手	0.4ha	4	-	-	野面石壁	灌漑期間は5月20日～10月30日。 干天なし。 ①水稲 ②小麦・粟種
	14	赤島1号井堰	右岸	橋手	0.2ha	2	-	-	石積	灌漑期間は5月20日～10月30日。 干天なし。 ①水稲 ②小麦・粟種
赤 松 川	15	小井堰	左岸	橋手	1.4ha	19	-	-	コンクリート	灌漑期間は5月15日～9月30日。 干天なし。 ①水稲 ②小麦・粟種
	16	ワナダ井堰	左岸	橋手	2.4ha	28	-	-	コンクリート	灌漑期間は5月10日～10月10日。 干天なし。 ①水稲 ②小麦・粟種
	17	陶ノ井堰	左岸	橋手	2.2ha	15	-	-	コンクリート	灌漑期間は5月15日～10月10日。 干天なし。ポンプで取水。 ①水稲 ②小麦・粟種
	1	北砂門井堰	右岸	赤松	7反	11	明治初年	①水稲 ②小麦・粟種	流れ込み	灌漑期間は6月上旬～10月中旬。 取水は流れ込み水路。 ①水稲 ②小麦・粟種
	2	国庄井堰	両岸	赤松	1町	-	明治以前	①水稲	砂防堤を利用	灌漑期間は5月～9月。代表者が灌漑する。 砂防堤の上に築堤を設ける。 ①水稲
	3	七島田井堰	左岸	赤松	8反	13	明治初年頃	①水稲 ②小麦・粟種	①水稲 ②小麦・粟種	灌漑期間は6月上旬～10月中旬。 ①水稲 ②小麦・粟種
備 前 川	4	備前用水	左岸	赤松	8a	-	明治以前	①水稲 ②小麦・粟種	砂防堤(石積)	灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。 ①水稲 ②小麦・粟種
	5	備前用水(備前本井)	右岸	赤松	10a	-	-	①水稲	ポンプ	6月から取水。昭和20年頃からポンプを 利用。水不足で灌漑しない。 ①水稲
	6	長田井堰	左岸	赤松	7反	-	明治以前	①水稲	砂防堤を利用	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 砂防堤に高1mの堰を設ける。 ①水稲

河川	番号	施設名	取水口	施設 形式	施設 面積	開工 年度	取水開始 年度	作物	構造など	備 考
車 松 川	7	天神井堰	右岸	赤松	20a	-	明治以前	①水灌	土石造り	取水は5月中旬から開始、約1m土層でせきあげする。昭和初期まで水車を使用していた。
	8	出口井堰	左岸	赤松	5反	-	明治以前	①水灌	砂防コンクリート造	昭和26年の洪水後、完成した砂防堰を利用し、升堰とする。
	9	熊木の下井堰	右岸	赤松	1町	-	明治以前	①水灌	-	灌漑期間は3月下旬～9月下旬。 取水は自然取水。
	10	狭戸井堰	左岸	赤松	3反	3	明治初期	①水灌	コンクリート造、土底船	灌漑期間は3月下旬～10月初旬。
	11	えのみ用水	右岸	赤松	9反4畝	11	明治初期 (明治5年)	①水灌 ②水灌 ③水灌	上砂・石で重ね合わせ。	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は1mの高さに上砂でせきあげ、反別により期間で灌漑する。
	12	くはた井堰	川原川 右岸	赤松	1ha	-	明治以前	①水灌 ②水灌	コンクリート	灌漑期間は3月上旬～10月上旬。 取水は70cmの高さにせきあげ、代衣者が灌漑
	13	ヨナア用水	右岸	赤松	5反3畝	7	明治初期 (明治5年)	①水灌 ②水灌 ③水灌	土積	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は半個でせきあげ、水守が灌漑。 変・変種は荒野取池。
	14	ひやけ用水	右岸	赤松	1町	-	明治初期	①水灌 ②水灌	上・石	灌漑期間は5月下旬～10月中旬。 取水は高30cm、幅1.5mにせきあげ、代衣者が灌漑。
	15	六地蔵井堰	左岸	赤松	7反5畝	6	明治初期 (明治5年)	①水灌	砂防堰	灌漑期間は5月下旬～10月初旬。 取水は自然取水。
	16	三反田井堰	左岸	赤松	1町	-	明治以前	①水灌	砂防堰を利用	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は坂堰を設け、開閉者協議の上、時刻間で給水する。
	17	ほりぬぎ頭首工	右岸	赤松	9反	-	明治7年	①水灌	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は開閉者協議の上、時刻間で給水する。
	18	藤ノ木井堰	右岸	赤松	5a	6	明治初年頃	①水灌 ②水灌 ③水灌	堰工を利用	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ①土を土俵でせきあげ、変・変種は高野取池。
	19	ハヤコ1号井堰	右岸	赤松	7反	-	明治以前	①水灌	砂防堰を利用	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 砂防堰上流の帯たのために石で約40cmの堰を築く。刈草敷きを設け、水守などによる管理する場合はその都度協議する。
	20	ハヤコ2号井堰	左岸	赤松	1反5畝	-	明治以前	①水灌	砂防堰を利用	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 砂防堰から取水、時刻給水とする。
	21	天水井堰	右岸	赤松	1町5畝	-	明治以前	①水灌	堰工を利用	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 堰工土に、高30cmの堰を設け、取水、高水時は時間給水。
	22	上土藤井堰	左岸	赤松	4畝7歩	1	明治初期 (明治5年)	①七高筒	砂防堰の上にと土積	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 砂防堰上土に堰を堰き取水。
	23	東藤井堰	左岸	赤松	4反	1	明治以前	①水灌 ②水灌 ③水灌	砂防堰の上にと土積	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 砂防堰上土に堰を堰き取水。
	24	前田用水	左岸	赤松	8反1畝7合	-	明治初期	①水灌 ②水灌 ③水灌	コンクリート	灌漑期間は3月下旬～10月下旬。 水守が灌漑、変は高野取池。
25	ひやけ用水	右岸	赤松	40a	2	明治3年5月6日	①水灌 ②水灌 ③水灌	土石造	灌漑期間は3月下旬～10月下旬。 水守が灌漑、変は高野取池。	
26	旭興田用水	右岸	赤松	3.6ha	16	明治10年5月1日	①水灌 ②水灌 ③水灌	土表	灌漑期間は3月下旬～9月下旬。 取水は25cmの高さにせきあげ、開閉者が交代で灌漑する。	
27	安園井堰	左岸	赤松	7a	6	明治初年頃	①水灌 ②水灌 ③水灌	堰工を利用	灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 取水は堰工を土俵でせきあげ。	
28	ワキサ井堰	左岸	赤松	10a	9	明治初年頃	①水灌 ②水灌 ③水灌	土積	灌漑期間は3月上旬～10月上旬。 取水は土俵でせきあげ。	
29	梅ヶ池用水	左岸	赤松	70a	-	昭和25年5月	-	土蓄積	灌漑期間は3月下旬～9月下旬。 梅ヶ池をポンプ取水。	
30	明神井手	左岸	赤松	5町2反	-	大正以前	-	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 赤松地区1町4反、出火地区3町8反。	
31	瀬白用水	左岸	赤松	1町8反 6畝13歩	-	明治初期	①七高筒 ②水灌 ③水灌	コンクリート	灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 取水は約30m土層でせきあげ、余水は水車末架から手ノ子内に放水。	
32	上ノ内	右岸	赤松	6反	6	明治初年頃	-	砂防堤、コンクリート	期間中は順番に灌漑する。	
33	新水井堰	右岸	赤松	1町8反	-	明治初年頃	-	砂防堤、コンクリート	灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。	
三 尾 井 川	1	新灌用水	左岸	安国寺	6町8反	40	明治初年頃	①水灌・七高筒 ②水灌・草種	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は12.4mの高さにせきあげ、水守が灌漑のため、必須区間。
	2	安国寺小分灌井堰	左岸	安国寺	7.8ha	-	江戸時代	①水灌	石積み	取水は6月～9月下旬。 池は3つあり、上流の本流は安国寺池部の新池と連絡する。
	3	石蔵用水	右岸	安国寺	4反3歩	4	明治10年3月	①水灌 ②水灌 ③水灌	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～10月中旬。 取水は1.1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	4	川邊井堰	左岸	安国寺	78a	3	明治時代	①水灌 ②水灌 ③水灌	石積・土蓄	灌漑期間は5月下旬～9月中旬。 取水は2.2mほどの高さにせきあげ。
	5	上ノは井手	右岸	小堰	50a	-	-	①水灌・七高筒	石積・土蓄・ごき等	灌漑期間は5月～10月。 自作井・イセ井で石・土などをどつくり、堰後は取り除く。早稲時は不足。
	6	かみした井手	右岸	小堰	45a	-	-	①水灌・七高筒	石積・土蓄・ごき等	灌漑期間は5月～10月。 自作井にイセ井で石・土などをどつくり、堰後は取り除く。早稲時は不足。

河川	番号	施設名	取水口	施設 集落	建設 年度	取水開始 年度	取水開始 年代	作物	構造など	備 考	
三 尾 谷 川	7	龍之陣平手	右岸	小原	1865(天 25年)	9	-	①水稲	コンクリート	灌漑期間は6月～10月。 取水は1.5mの高さにせきあげる。	
	8	ヒイテ瀬戸工	左岸	小原	1.82ha	13	-	①水稲	石積造	灌漑期間は5月～10月。 取水は1.5mの高さにせきにする。	
	9	湧水橋	左岸	小原	9畝18歩	1	-	①水稲	ポンプ	5日に一度灌漑する。	
	10	三尾谷下弁根	右岸	小原	1.73ha	18	明治10年5月 5日	①水稲・七島黄 豆菜	石積・粘土	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は1.5mの高さにせきあげ、世田人が 灌漑。	
	11	三尾七郎丸弁手	左岸	興野中	1.2ha	8	明治以前	①水稲・七島黄 豆菜	石積	灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 取水は10.6mの高さにせきあげ、高水時は 、高水時にせきをばらして灌漑時を短縮する。	
	12	三尾尾弁根	右岸	興野寺	100a	-	-	①水稲	石積・粘土・ごぎ 等	灌漑期間は5月～10月。 作物前にいせ畑で石・粘土などでつくり、 高水時にせきをばらして、代表が灌漑。	
	13	ガニハセ弁根	右岸	小原	630a	24	江戸時代	①水稲・七島黄	土俵	灌漑期間は6月1日～9月末は、 取水はせきあけて、代表が灌漑。	
	14	小原尾弁根	左岸	興野寺	45a	4	明治以前	①水稲 豆菜	石積・粘土	灌漑期間は5月下旬～10月中旬。 取水は10.3mの高さにせきあげ、両係者で 順序を決め、各自順次に灌漑。	
	15	坂田弁根	左岸	興野寺	200a	-	-	①水稲・七島黄	石積・粘土・ごぎ 等	灌漑期間は6月～10月。 作物前にいせ畑で石・粘土などでつくり、 高水時にせきをばらして、代表が灌漑。	
	清 流 川	1	本別当1番井堰 (上井堰)	左岸	小原	6.4ha	4	明治初年頃	①七島黄 豆菜・粟種	土表	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は10.3mの高さにせきあげる。 高水時に本別当池を利用。
		2	本別当2番井堰 (輪水井堰)	左岸	小原	1ha	7	明治以前	①水稲・七島黄 豆菜・粟種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は10.3mの高さにせきあげる。水守が灌 漑。高水時に本別当池を利用。
		3	本別当3番井堰 (輪水井堰)	左岸	小原	90a	9	明治初年頃	①水稲・七島黄 豆菜・粟種	土表	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は10.3mの高さにせきあげる。 高水時に本別当池を利用。
		4	本別当4番井堰 (山ノ目井堰)	左岸	小原	15a	3	明治初年頃	①水稲・七島黄 豆菜・粟種	土表	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は10.3mの高さにせきあげる。 高水時に本別当池を利用。
		5	竹瀬取水	左岸	小原	40a	4	明治初年頃	①水稲 豆菜など	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は10.3mの高さにせきあげ、代表が灌 漑。高水時に本別当池を利用。
		6	竹瀬西首工	左岸	小原	3畝	4	明治初年頃	①水稲	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 施設管理は反側で行う。
7		お、きいせ用水	右岸	小原	45a	4	明治初年頃	①水稲 豆菜	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は10.5mの高さにせきあげ、代表者が灌 漑。高水時に本別当池を利用。	
8		山の田上用水	左岸	小原	15a	3	明治初年	①水稲 豆菜など	石造り	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は1mの高さにせきあげ、代表者が灌 漑。高水時は本別当池を利用。	
9		山の田下用水	右岸	小原	20a	3	明治初年	①水稲 豆菜など	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は10.5mの高さにせきあげ、代表者が灌 漑。高水時は本別当池を利用。	
10		本別当9番井堰 (山の目井堰)	左岸	小原	20a	3	明治初年	①水稲 豆菜・粟種	土表・さだ・石垣	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は10.9mの高さにせきあげ、水守が灌 漑。高水時は本別当池を利用。	
11		山田10番用水	左岸	小原	3畝	-	明治初年	①水稲 豆菜など	土表・さだ・石垣	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水はせきあげ、水守が灌漑する。高水時 は本別当池を利用。	
12		上向田用水	左岸	小原	3畝	3	明治初年	①水稲 豆菜など	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は1.1mの高さにせきあげ、代表者が灌 漑。	
13	獅子守塔用水	右岸	小原	60a	8	明治初年	①水稲・七島黄 豆菜・粟種	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は15.50mの高さにせきあげ、代表者が灌 漑。		
14	地田弁根	左岸	小原	30a	3	明治初年	①水稲・七島黄 豆菜・粟種	土表	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は1.2mの高さにせきあげる。		
15	砂子弁根	左岸	小原	30a	-	明治初年頃	①水稲 豆菜・粟種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は1.1mの高さにせきあげる。両係者 共同で灌漑。安・粟種は高水時灌漑。		
16	竹木瀬首工	左岸	小原	2畝	11	明治初年	①水稲・七島黄	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 施設管理は反側で行う。		
17	上向田首工	左岸	小原	3畝5畝	3	明治初年	①水稲	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 施設管理は反側で行う。		
18	岡田取水	右岸	小原	12a	-	明治初年	①水稲 豆菜	石造り	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は1.5mの高さにせきあげる。 安・粟種は高水時灌漑。		
19	大井堰	左岸	小原	45a	-	明治初年	①水稲 豆菜・粟種	コンクリート	灌漑期間は6月下旬～9月下旬。 取水は堰で1mの高さにせきあげる。 安・粟種は高水時灌漑。		
20	壱山下用水	右岸	小原	1畝	1	元治元年	①水稲・七島黄	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は1.5mの高さにせきあげる。 高水時にせきをばらして灌漑した。		
21	河田用水	左岸	小原	5畝	4	明治元年6月 3日	①水稲・七島黄 豆菜・タバコ	石造・コンク リート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は10.3mの高さにせきあげる。 昭和元年頃まで7戸が利用した。		
22	庄の下井堰	右岸	小原	90a	-	明治初年頃	①水稲 豆菜・粟種	石積み	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は1mの高さにせきあげる。両係者共同 で灌漑。安・粟種は高水時灌漑。		

河川	番号	施設名	取水口	施設 構造	施設 年度	取水開始 年度	作物	構造など	備 考	
清 流 川	23	園田用水	南岸	小堰	6ha	-	明治初年頃	①水橋・七島 ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は30cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	24	園田用水	右岸	小堰	3ha	3	明治元年	①水橋 ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～9月。 取水は30cmの高さにせきあげ、四団者が灌漑し、自ら管で下り。
	25	園田用水	左岸	小堰	7反	7	明治初年頃	①水橋 ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は40.5cmの高さにせきあがる。 女・水橋は高橋渡所。 女・水橋は高橋渡所。
	26	園田用水	右岸	小堰	4反	4	明治初年頃	①水橋・七島 ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は40.5cmの高さにせきあがる。 女・水橋は高橋渡所。
	27	力妻用水	左岸	小堰	2.5ha	24	明治初年頃	①水橋・タバコ ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 取水は40cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。女・水橋は高橋渡所。
	28	明前用水	左岸	小堰	5ha	5	-	①水橋 ②水橋	石積み	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は1mせきあげ、水守が灌漑。取水時は大堰より灌漑。女は高橋渡所。
	29	興隆用水	右岸	小堰	52a	6	大正初年	①水橋 ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は40cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。取水時は高橋渡所。
	30	興隆用水	南岸	小堰	3ha	17	明治初年頃	①水橋・七島 ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は40cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。女・水橋は高橋渡所。
	31	小幡用水	右岸	小堰	0.3ha	3	明治以前	①水橋 ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は40cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。女・水橋は高橋渡所。
	32	藤ノ下用水	右岸	小堰	1.7ha	14	明治以前	①水橋・七島 ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は40cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。女・水橋は高橋渡所。
	33	栗迫用水	左岸	小堰	6反7畝	6	明治以前	①水橋 ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は1mせきあげ、代表者が灌漑。水守が灌漑の用水に用いたものを利用。女・水橋は高橋渡所。 河床以下で、昭和38年コンクリート造になる。
	34	亀野用水	左岸	小堰	1町9反 5畝23歩	14	明治以前	①水橋 ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は1mせきあげ、代表者が灌漑。水守が灌漑の用水に用いたものを利用。女・水橋は高橋渡所。 河床以下で、昭和38年コンクリート造になる。
	35	小泉用水	左岸	小堰	1町7反 8畝5歩	15	明治以前	①水橋 ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は1mせきあげ、代表者が灌漑。水守が灌漑の用水に用いたものを利用。女・水橋は高橋渡所。 河床以下で、昭和38年コンクリート造になる。
	36	若の光用水	右岸	小堰	2町1反 7畝10歩	13	明治以前	①水橋・七島	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は12mの高さにせきあがる。
	37	園田用水	右岸	小堰	3町	18	明治以前	①水橋・七島	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は12cmの高さにせきあがる。
	38	見田用水	右岸	小堰	2町7反	18	明治以前	①水橋 ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は12.5cmの高さにせきあげ、開換者が高橋渡所を灌漑する。
	39	園田下用水	左岸	小堰	1町5反	10	明治以前	①水橋	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は30cmの高さにせきあがる。
	40	大井井堰	左岸	小堰	51ha	35	明治以前	①水橋・七島 ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は40cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。女・水橋は高橋渡所。
	41	八反田井堰	右岸	小堰	39ha	30	明治以前	①水橋・七島 ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 取水は40cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。女・水橋は高橋渡所。
	42	小井堰	左岸	小堰	5.2ha	30	明治以前	①水橋・七島 ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は40cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。女・水橋は高橋渡所。
	43	番が井手	右岸	小堰	7ha	5	明治以前	①水橋・七島 ②水橋	コンクリート	河川の帯工を利用し、代表者が土管の口を開閉して水を灌漑する。
	44	馬渡井堰	南岸	小堰	9ha	7	明治以前	①水橋・七島 ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は40cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。女は高橋渡所。
	45	八反田井堰	左岸	小堰	74a	48	明治以前	①水橋・七島	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水はせきあげて行い、早稲時のみ代表が灌漑。
	46	八反田井手	左岸	小堰	150a	20	明治以前	①水橋・七島	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水はせきあげて行い、早稲時のみ代表が灌漑。
	47	ひやけ用水	右岸	小堰	2町1反 11歩	26	明治初年頃	①水橋・七島 ②水橋	上流	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は1mの高さにせきあがる。
	48	サウイ定	右岸	小堰	5.91ha	50	明治初年頃	①水橋・七島 ②水橋	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 河川の帯工を利用し、代表者が土管の口を開閉して灌漑する。
	49	富計井堰	左岸	小堰	3ha	-	明治以前	-	コンクリート	-

河川	番号	施設名	取水口	受益 集落	受益 面積	関係 戸数	取水開始 年代	作物	構造など	備 考
	50	福井堰	右岸	小堰	60a	7	明治以前	①水稲・七島菜	コンクリート	・灌溉期間は6月2日～9月末日。 ・取水はせきあげを行う。

※施設名をはじめ、本表の記載は基本的に調査票に記入されたものをそのまま掲載した。また、備考欄の灌溉期間などは調査票に記載を改めたが、文字は調査票の記述にしたがった。

※高良川水系と深江川水系は、調査票が確認できなかったため、昭和45年の水利台帳に拠った。

IV 石造文化財実測図

昨年度に刊行した「豊後国東部の調査 資料編」(以下では「資」と略する)では、三四点の石造文化財について実測図と写真に掲載した。今回は、その補遺として五点の石造物の実測図と写真を掲載した。

1 吉木九重塔(大分県有形文化財・大字北江)

田深川左岸の段丘上に所在し、高さは七mをこえる。実測図は、平成二〇年度に実施したデジタルオルソ写真測量に基づいている。この塔は、周囲を植込みと樹木に囲まれており、今回の測量は一面のみで実施した。

今回のデジタルオルソ写真測量において、改めて確認された点について二三触れておきたい。

一つは、九重塔の構造についてである。最下層にあたる一層目の塔身部分は一材であるが、一層目の笠より上は、基本的に一層目の笠を二層目の塔身が一材から成るように、笠とその上の塔身部分を一つの石材からつくる。その中で、下から四層目の塔身部分は下の笠と別材であり、明確な年代は不明であるが、九重塔の修理時に塔身部分を補ったことがわかる。

二点目としては、九重塔の最上部は笠のみを残し、上の塔身部分は欠失している点が挙げられる。ここから、現在は笠が九つの塔であるが、本来の姿はこれと異なる可能性も指摘できる。

2 正友一号板碑(大字東整来)

3 正友二号板碑(大字東整来)

二基は、堅束川右岸の水田の畦に並んでたっている。ともに、劣化が激しく、政友一号板碑は、一度折損したものを接合している。碑身の奥行きがあり、全体に前傾する姿などは、堅束川の支流鳴川右岸に所在する鳴三号板碑(「資」No15)に似る。両者は一回りの距離にあり、これらの点から、政友板碑は鳴三号板碑を

製作した石工の系譜をひく者の製作も想定できる。

4 岩戸寺坊中二号五輪塔(大字岩戸寺)

5 道家一号五輪塔(大字浜)

4は、「資」に掲載した五輪塔(No30)と同じく、岩戸寺西側の「坊中」と呼ばれる地にある。同地には、五輪塔三四基、五輪塔残欠四基がある。このため、「資」掲載のものは、岩戸寺坊中一号五輪塔と名称を変更し、今回掲載したものは岩戸寺坊中二号五輪塔と呼ぶことにした。

この五輪塔は、風輪部分に蓮華をあしらっている所に特徴がある。現況は、火輪より上と水輪より下がずれた状態にあるが、火輪底部の納の径が水輪の突起部分の径に合致することから、後世の組み合わせではないことが確認できる。実測図では、こうした石材のずれた状態を補正した形で示した。

また、5は大字岩戸寺の下流部に位置する迫坊の故地に所在するものである。同地には、「資」に掲載した宝篋印塔(No21)があり、他に板碑や五輪塔が所在する。特に、五輪塔は三四基あり、以下に掲載したものはその一つである。このため、今後の調査研究の可能性もふまえて、ここでは右のように「道家一号五輪塔」と名付けた。これも、4と同様に風輪に蓮華をあしらっている。こうしたデザインの内輪塔は、他にも岩戸寺周辺で確認できることから、石造物の「地域性」を示す事例と位置づけることができよう。また、空・風輪の納が火輪上部に穿たれているが、これは火輪を貫通している。

なお、後掲の図面は、1が縮尺二〇分の一、2・5は縮尺一〇分の一である。

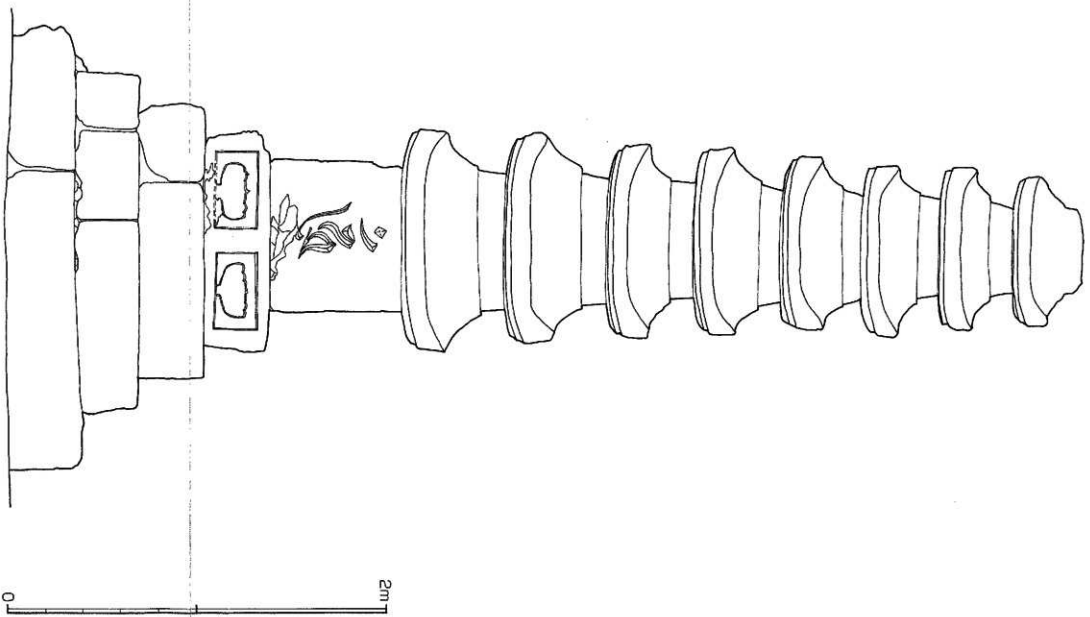


图1 石木九層塔

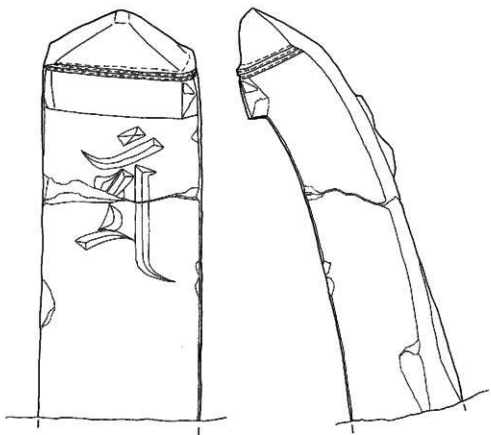


图2 正友1号板碑

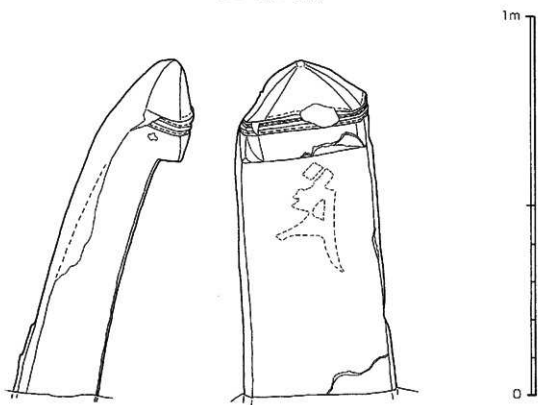


图3 正友2号板碑

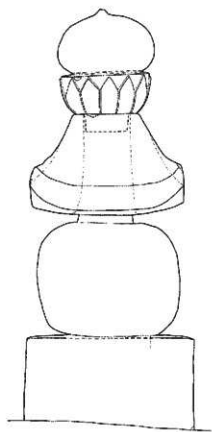


图5 迫家1号五輪塔

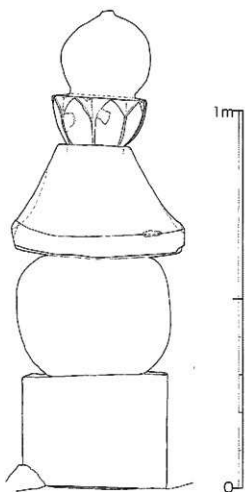


图4 若戸寺坊中2号五輪塔



写真2 吉木九重塔上部

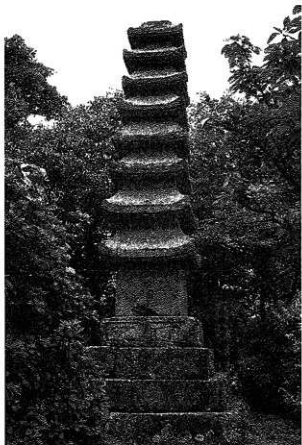


写真1 吉木九重塔



写真4 正友2号板碑



写真3 正友1号板碑

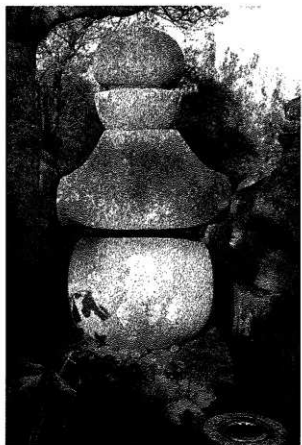


写真6 迫家1号五輪塔

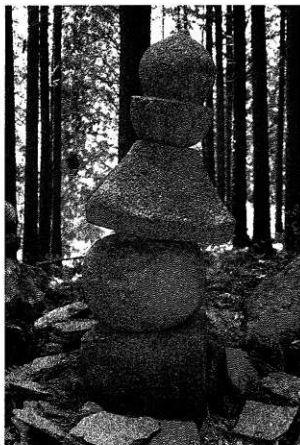


写真5 岩戸寺坊中2号五輪塔

報告書抄録

ふりがな	ぶんごのくにくにさきごうのちょうさ しりょうへんはい							
書名	豊後國東郡の調査 資料補遺							
シリーズ名	大分県立歴史博物館報告書							
シリーズ番号	第12集							
編著者名	櫻井成昭							
編集機関	大分県立歴史博物館							
所在地	〒872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚							
発行年月日	2009年3月31日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
安岐郡	大分県 四東市四東町	44214				040401 ┆ 090331		遺跡詳細 分布調査
所収遺跡名	種別	主な時代		主な遺跡	主な遺物		特記事項	
安岐郡	荘園村落	中世～近代						

大分県立歴史博物館 資料編補遺第12集

豊後國國東郷の調査 資料編補遺

発行日 平成21年3月31日

発行 大分県立歴史博物館
宇佐市大字高森字京塚 〒872-0101
TEL 0978 (37) 2100

印刷 明治印刷株式会社
大分県宇佐市長洲 607
TEL 0978 (38) 0135
